

第3章 災害応急対策

[速やかで淀みのない災害応急対策の活動計画]

[迅速な災害情報の伝達・広報体制づくり]

第1節 防災活動体制

実施担当	関係機関
総務部	宮城県 防災関係機関

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

市は、地震による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、情報の収集・災害応急対策等を迅速に実施するため、配備・動員計画に基づき職員を配備・動員し、速やかに初動体制を確立するとともに、応急活動体制に万全を期す。

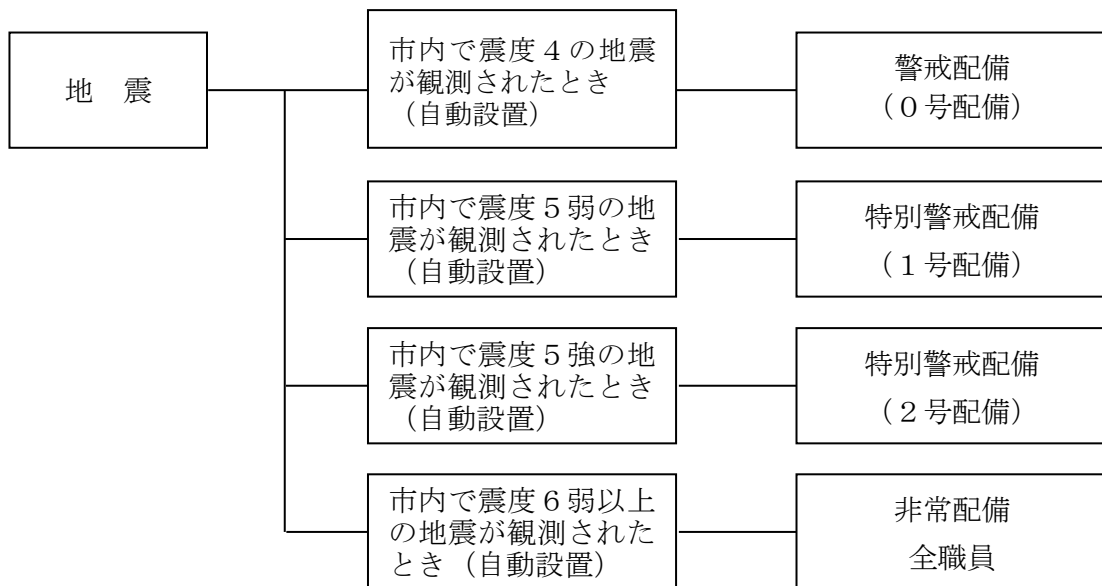
なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第2 職員の動員・配備

1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、災害の規模及び災害の状況等により次のとおり定める。

[地震警戒配備基準及び体制]



非常配備体制等の基準及び内容

区分		配備基準	配備内容	本部・支部体制
警戒配備	0号配備	1 市内で震度4を観測する地震が発生したとき。 2 その他、特に危機管理監又は支所長が必要と認めたとき。	1 特に関係のある部課・支所の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を実施し、状況により警戒本部の設置に移行できる体制とする。	総務部、まちづくり推進部、市民生活部、産業経済部、建設部、福祉事務所、教育部、医療局、上下水道部、消防本部、総合支所
	1号配備	1 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき。 2 その他特に危機管理監が必要と認めたとき。	1 関係部（局）の主管課長補佐及び関係課・支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。 2 必要に応じて、災害対策（支部）連絡会議を開催する。	【警戒本部】 ・本部長：危機管理監 ・副本部長：防災危機対策室長 指令課長 ※危機管理監が防災危機対策室長の職を兼ねる場合は、総務課長を副本部長の職に充てる。 【警戒支部】 支部長：支所長 副支部長：市民課長
特別警戒配備	2号配備	1 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき。 2 その他、特に副市長が必要と認めたとき。	1 関係部（局）長及び関係課・支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 2 必要に応じて、災害対策（支部）連絡会議を開催する。	【特別警戒本部】 ・本部長：副市長 ・副本部長：総務部長 危機管理監 【特別警戒支部】 ・支部長：支所長 ・副支部長：市民課長
非常配備		1 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。 2 災害が発生した場合、災害が発生する恐れがある場合において市長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	【災害対策本部】 ・本部長：市長 ・副本部長：副市長 【災害対策支部】 ・支部長：支所長 ・副支部長：市民課長
備 考				
1 災害対策（支部）連絡会議は総務部、まちづくり推進部、市民生活部、産業経済部、建設部、福祉事務所、教育委員会教育部、医療局、上下水道部、消防本部、各総合支所で構成する。 2 勤務課所へ参集できない配備職員は、最寄りの期間へ参集し勤務課所と連絡を取る。 3 配備体制は、災害の態様等を勘案の上、部長、局長及び支部長が決定する。 4 避難所の開設が必要となった場合は、開設の準備及び運営に各部局から職員を配備する。 また、各避難所への配置職員は常時3名以上とする。 5 非常配備時、各支部に原則として支部町域在住者を各10名応援配備する。配備時間は原則48時間とするが、状況により延長する。				

(1) 各部等の体制

各部等の長は、地震情報等により大規模な地震の発生を知ったときは、市長の指令の有無にか

かわらず、この計画に定める動員配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講じる。併せて市長若しくは副市長等に対し、必要な指示の要請、その他状況の説明を行う。

(2) 警戒本部、特別警戒本部

震度情報ネットワークによる市内震度5弱の地震を記録したときは、1号配備体制を敷き、危機管理監が本部長の警戒本部を設置して災害対策を実施する。また、震度情報ネットワークによる市内震度5強の地震を記録したときは、2号配備体制を敷き、副市長が本部長の特別警戒本部を設置して災害対策を実施する。

なお、各総合支所においても同様に警戒支部、特別警戒支部を設置して災害対策を実施する。

(3) 各部等の配備・動員計画

ア 各部等の長は、所管の部の非常（警戒）配備・動員計画を作成し、平時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対して、その旨の周知を図る。

イ 各部等の配備・動員計画は、配備の種別毎に、次の内容により作成する。

- ① 勤務時間外動員職員名簿
- ② 職員非常（警戒）配備体制報告書
- ③ 職員動員伝達系統表

ウ 各部等の長は、作成若しくは修正した計画を随時、危機管理監に報告する。

なお、危機管理監は、各部等の長から報告された配備・動員計画を適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

2 職員の配備・動員体制

(1) 配備・動員の区分

各部等の長は、次の区分により各職員の参集場所を事前に指定し、任務分担を明らかにしておく。

ア 指定配備動員（自らの勤務場所に参集）

- ① 各部等の本部連絡員、情報連絡要員となる職員
- ② 応急対策上欠くことのできない、次の職務を担当する職員
 - a 本部会議事務局要員となる職員
 - b 各部等の庶務担当職員
 - c 各部等において業務の遂行上、必要な職員

イ 旧町域配備動員（勤務場所と異なり、あらかじめ指定した総合支所へ参集）

指定配備動員以外の職員で、総合支所における業務遂行上必要な応援要員として指定された職員

ウ 直近動員（勤務場所と異なり、直近の市施設へ参集）

- ① ア、イ以外で、自らの居住地に最も近い市施設及びその他本部長が指定する施設に参集するよう指定された職員
- ② ア、イ以外で、所属する部局の出先機関等へ参集するよう指名された職員

(2) 動員人数

非常（警戒）配備体制時における各部の動員人数の目安は、「非常（警戒）配備職員の動員構成表」に示すとおりとする。

(3) 災害対策本部動員配備伝達方法

ア 勤務時間中における動員配備伝達方法

① 庁内の放送設備及び電話による伝達

危機管理監は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、動員の伝達を行う。

○ 庁内放送（例）

「市長の緊急指令を伝達します。（２回繰返す。）只今の地震で市内に被害が発生した模様です。〇〇時〇〇分に災害対策本部を設置し、応急対策を実施します。

職員は、既定の計画に従い直ちに配置に就き、応急対策の実施に万全を期されたい。」

② 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、危機管理監は本部連絡員により各部の長に職員動員の伝達をする。

イ 勤務時間外における動員配備伝達方法

夜間・休日等の勤務時間外において、大規模な地震が発生したときは、概ね次のような手順により迅速かつ適切な初動体制の確立に努め、初期応急活動に万全を期する。

なお、迅速な初動体制を確立するため、各部の長は、担当職員の住所及び連絡方法を把握し、直ちに職員を動員できるよう事前に体制を整えておく。

① 連絡方法

勤務時間外に災害等が発生した場合には、各部（課）の時間外伝達系統図により職員を招集する。職員の招集は、原則として電話連絡とする。

② 本庁舎当直者のとるべき措置

a 本庁当直者（庁舎警備員）が災害情報を収受したときは、直ちに危機管理監又は防災危機対策室長に連絡する。

b 本庁当直者（庁舎警備員）は、関係課員等が登庁するまでの間、危機管理監若しくは防災危機対策室長の指示に従い、情報の収受にあたる。

③ 防災危機対策室のとるべき措置

a 危機管理監は、大規模な地震の発生又は災害情報を収受した場合は、次の措置を行う。

本庁当直者に必要な指示を行った後、市長、副市長、消防長に連絡の上、直ちに登庁し、警戒体制を指揮して本部開設までの初動応急活動を行う。

b 危機管理監は登庁後、警戒本部、特別警戒本部若しくは災害対策本部の設置のいずれかによるべきかを判断し、市長にその旨報告する。

c 危機管理監が不在のときは、防災危機対策室長が措置を行う。

④ 職員参集の原則

市職員は、夜間・休日等の勤務時間外に地震情報を収受したときは、指令の有無に関わらず、動員配備基準相当の動員指令が自動的に発令されたものとして、あらかじめ指定された配備場所に、自己及び家族の安全を確保した後、参集する。

（４）非常（警戒）配備体制時の任務 ※１

※１ 各警戒配備における連絡体制は次のとおりとする。

○ 市役所

※ 本庁舎にあっては、市民や関係機関からの通報や情報の受付け、取りまとめにあたることであり、本庁舎を決して「空」にしないこと。

ア 市防災行政無線、県防災行政無線の利用、その他の方法による情報収集

イ 参集途上の報告・調査員派遣、その他の方法による情報収集

ウ 県及び警察、その他防災関係機関との連絡

（大規模な災害が発生し、市のみで対処できないと本部長が認める場合は、本部長名で、直ちに県に対して支援要請を行う）

エ 警戒本部、特別警戒本部又は災害対策本部開設の準備

オ 避難所・救護所の開設

カ その他、危機管理監又は防災課長の指示した事項

○ 総合支所

※ 総合支所にあっては、市民や関係機関からの通報や情報の受付け、取りまとめにあたることであり、総合支所を決して「空」にしないこと。

ア 市防災行政無線の利用、その他の方法による情報収集

イ 参集途上の報告・調査員派遣、その他の方法による情報収集

ウ 警戒支部、特別警戒支部開設の準備

エ 避難所・救護所の開設

オ その他、支所長の指示した事項

○ 避難所

※ 避難所にあって、市民や関係機関からの通報や情報の受付け、取りまとめにあたることであり、避難所を決して「空」にしないこと。その上で、要員の参集状況に応じて次のような任務を果たすこと。

ア 災害発生直後に、電話若しくは伝令の派遣等による本庁舎（総合支所）への報告
（※被害の有無も含めて、発生直後の状況を 30 分以内に報告）

イ 地区拠点として避難所開設の標示

ウ 地区内防災関係機関との連絡

エ 救護活動への協力

オ 地区内の住民の避難誘導

カ 災害初期の情報収集連絡及び広報活動

(5) 非常時の措置

ア 災害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄りの市施設（総合支所等）に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害応急対策に従事する。また、病気、その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合、何らかの手段を持ってその旨を所属の長若しくは最寄りの市施設責任者へ連絡する。

イ 災害のため、緊急に参集する際は、作業服、長靴を着用し、身分証明書、食料、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

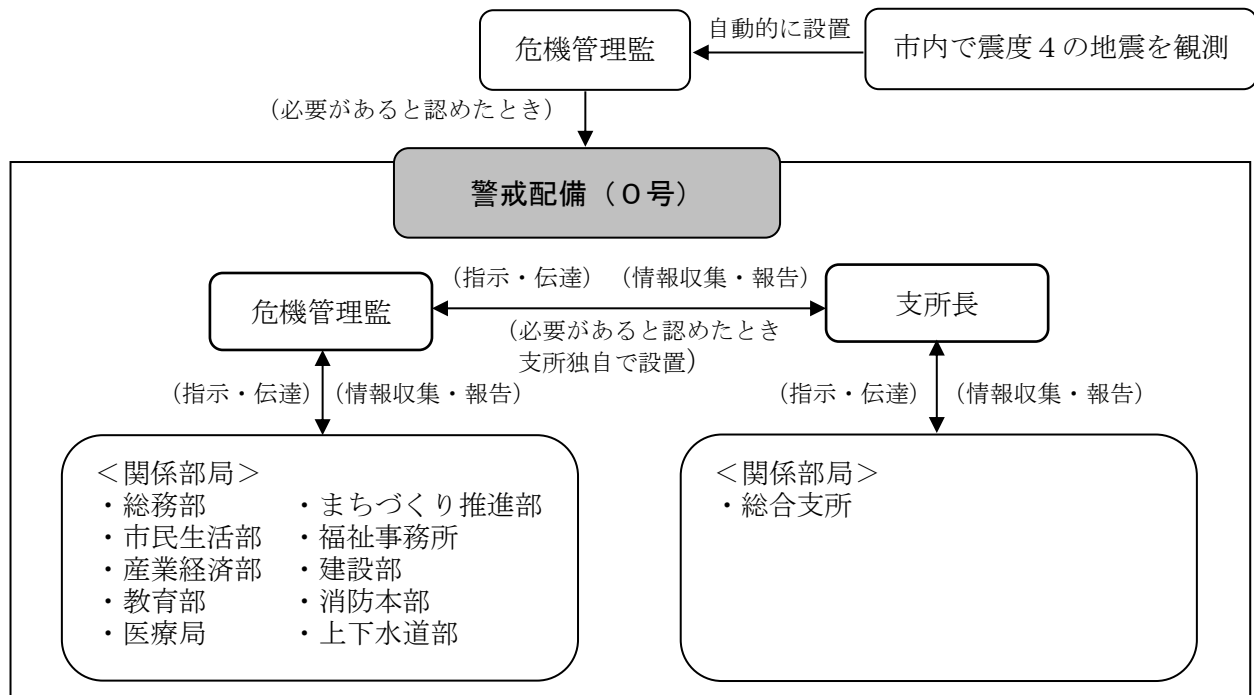
ウ 参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に務め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(6) 職員参集状況の報告

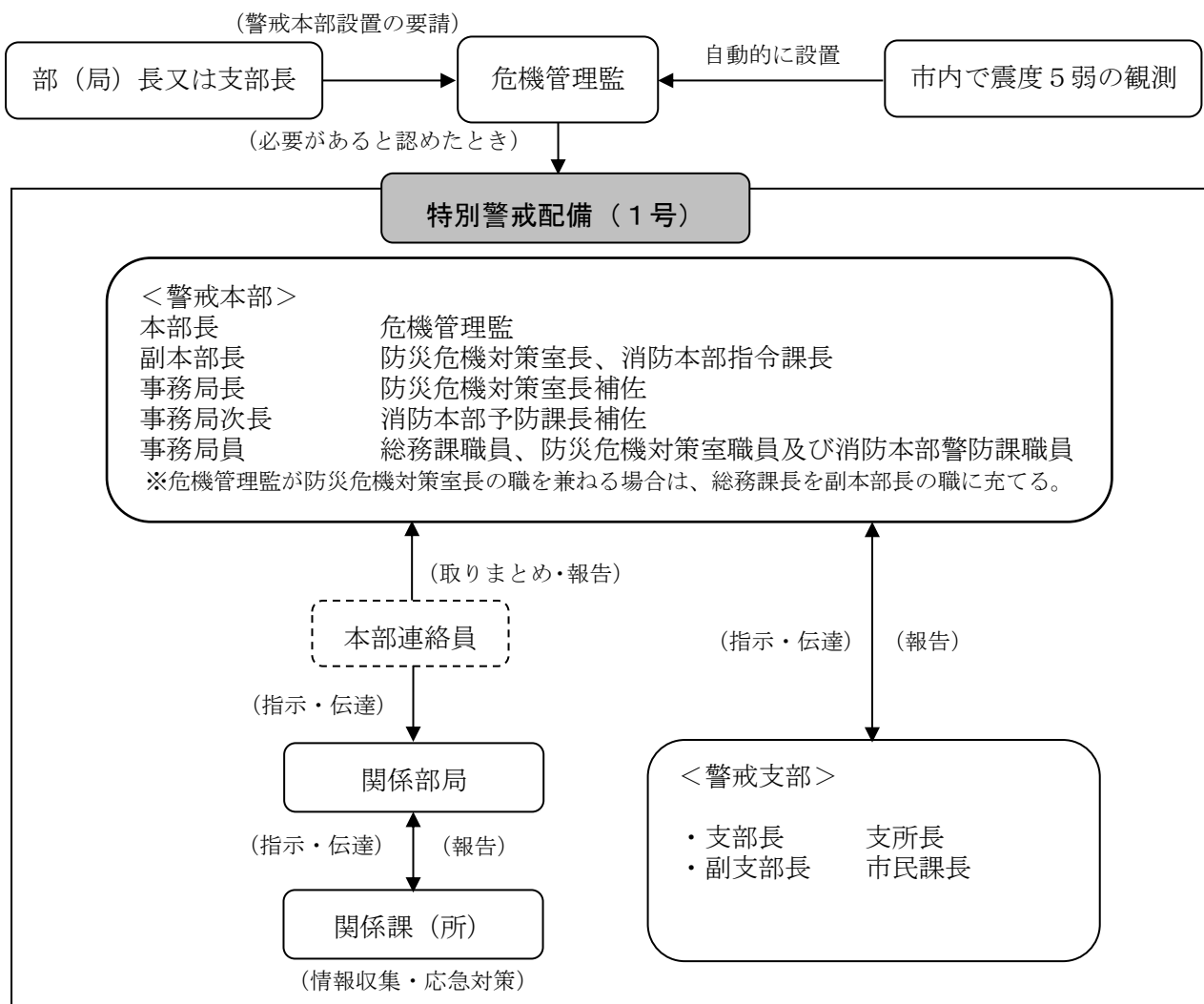
各課は、職員の参集状況を速やかに把握し、所定の様式で所属部長等を通じて、人事課長に報告する。報告の時期については、災害発生後 30 分以内に第一報、以降、本部長が特に指示した場合を除き 1 時間毎とする。

人事課長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて、本部長に報告する。

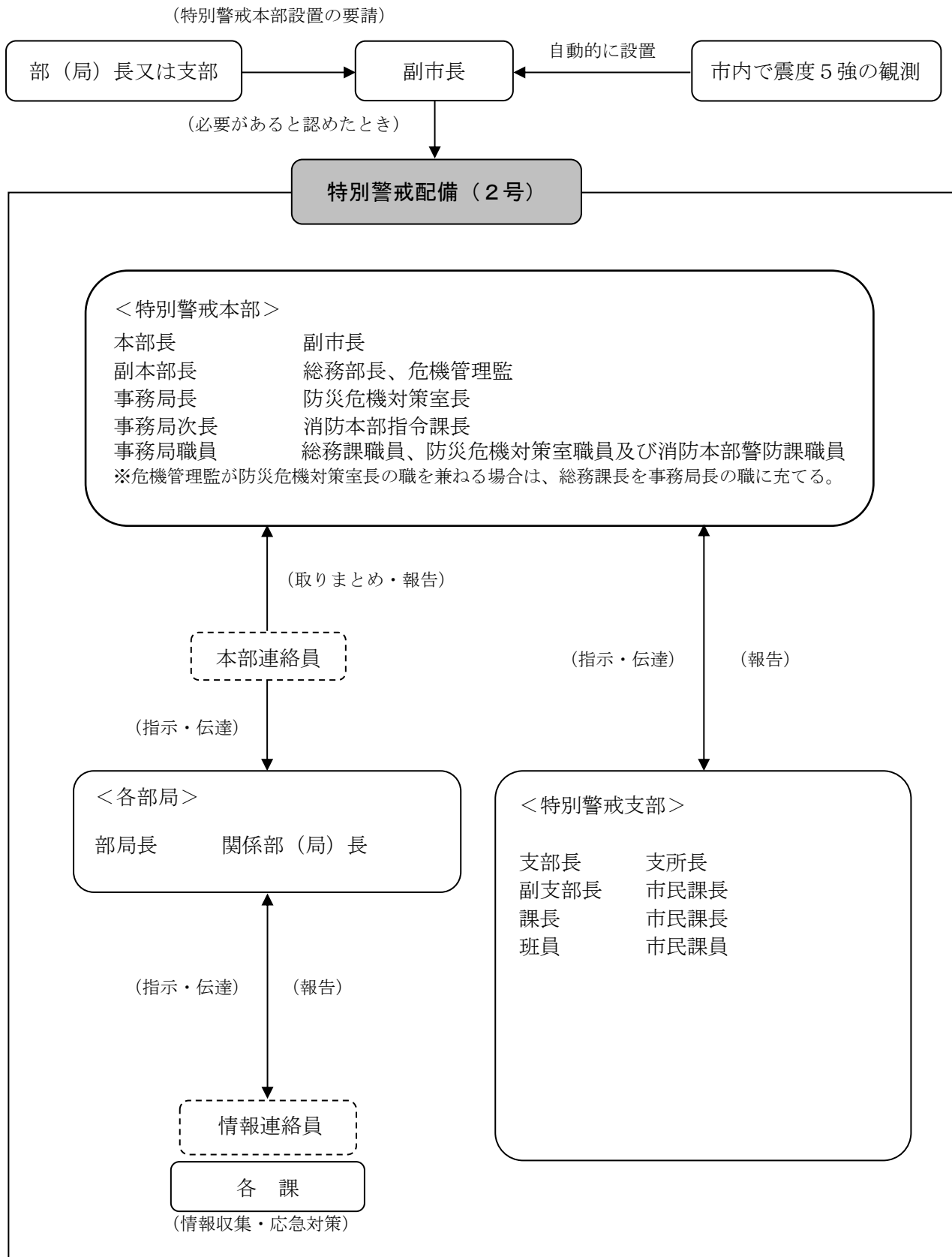
[登米市災害対策警戒配備（０号）連絡体制]



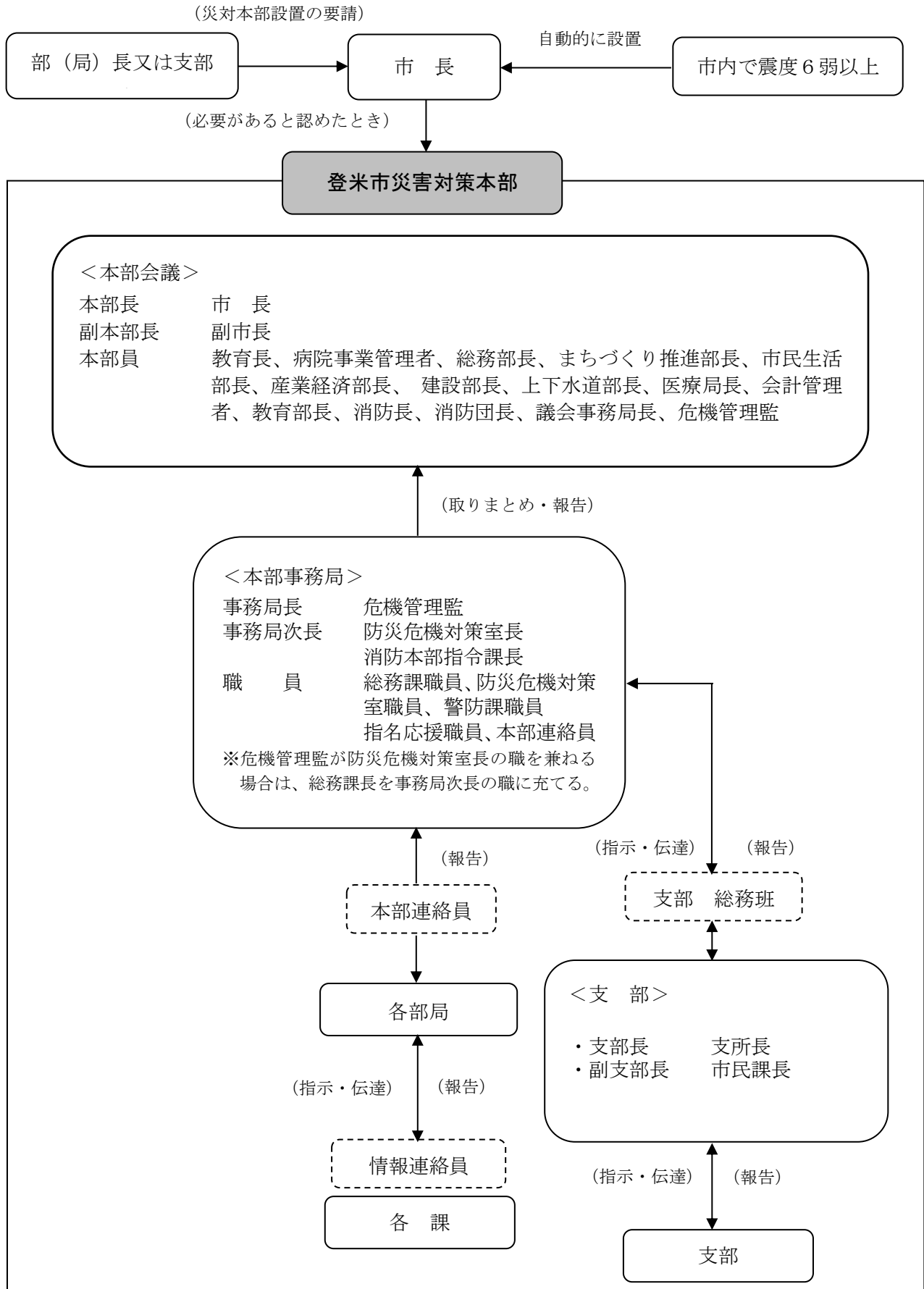
[登米市災害対策警戒配備（１号）連絡体制]



[登米市災害対策警戒配備（２号）連絡体制]

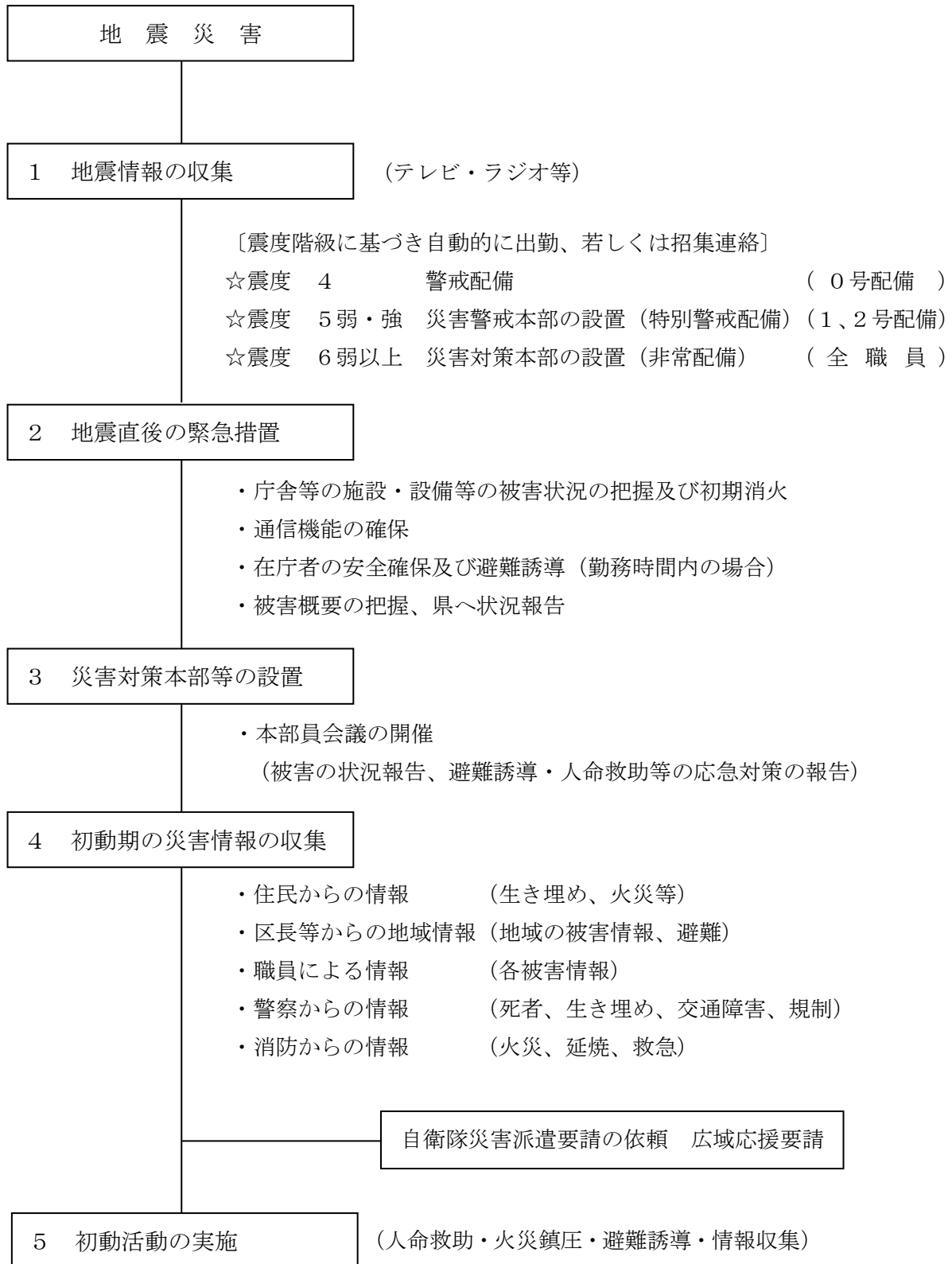


[登米市災害対策本部連絡体制]



〔地震災害の初動活動の流れ〕

勤務時間外に地震が発生した場合の初動活動の流れは次のとおり。勤務時間内の場合もこれに準じる。



第3 災害対策本部

1 本部の設置基準

市長は、市内で地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、登米市災害対策本部（以下「本部」という）を設置するものとし、その設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき（※自動設置）
- (2) 災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において市長が必要と認めたとき
例えば、次のような場合がある。
 - ア 市役所、その他公共機関に地震による大きな被害が報告されたとき
 - イ 市内に災害救助法の適用を要する地震が発生したとき

また、市長（本部長）は局地災害の対応を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 防災気象情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- (2) 住民の不安を除くために必要な広報
- (3) 消防、水防その他応急措置
- (4) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (5) 施設、設備の応急復旧
- (6) 防疫その他の保健衛生
- (7) 避難情報の発令
- (8) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (9) 県災害対策本部への報告、要請
- (10) 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- (11) 自主防災組織との連携及び指導
- (12) その他必要な災害応急対策の実施

3 本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所（本部会議室：迫庁舎2階会議室）内とする。なお、迫庁舎が被災により使用不可能と判断される場合は、代替場所として次の場所に設置する。

第1代替場所　－　消防防災センター

第2代替場所　－　石越総合支所

4 設置又は廃止の決定

(1) 設置の決定

本部設置の決定は、市長が行う。なお、震度6弱以上を記録した場合、自動設置とする。市長は、本部設置基準に該当するような災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、総合的な応急対策を必要と認めたときは本部を設置する。

ただし、市長が不在の場合は、副市長、総務部長の順に設置の決定を代行する。この場合は事

後、速やかに市長の承認を得る。

また、本部組織に基づく本部員に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めるときは、市長に本部の設置を要請する。

なお、各総合支所においても同様に災害対策支部を設置し、応急対策を実施する。支部の組織及び所掌事務は、本部長が定める。

(2) 廃止の決定

本部及び支部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

5 設置又は廃止の通知

市長は、本部及び支部を設置又は廃止した場合は、直ちにその旨を次表のとおり通知する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先等	連絡責任者	報告・通知・公表の方法
総務部、まちづくり推進部、市民生活部、産業経済部、建設部、教育部、上下水道部、医療局、各総合支所	総務部長	庁内放送、庁内電話、口頭 その他迅速な方法
福祉事務所、環境事業所、病院、出先機関	各所属部局長	庁内放送、庁内電話、口頭 その他迅速な方法
登米市消防本部 消防団長	総務部長	防災行政無線、FAX 電話、口頭、その他迅速な方法
市民	総務部長	緊急告知ラジオ、広報車、報道機関、口頭 その他迅速な方法
知事及び県支部 佐沼警察署長・登米警察署長 その他市防災会議委員	総務部長	県地域衛星通信ネットワーク FAX、電話、口頭 その他迅速な方法
近隣市町村長	総務部長	県地域衛星通信ネットワーク、FAX 電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関	総務部長	FAX、電話、口頭

(2) その他

危機管理監は、本部が設置された場合は、本部を設置した建物の玄関等の見やすい場所に「登米市災害対策本部」の標示板等を掲げる。

また、本部長室、本部会議室、同事務局、避難所・救護所等の設置場所一覧を明示するなどして、市民の問い合わせなどに便宜を図る。

6 組織及び運営等

本部の組織及び運営については、登米市災害対策本部条例の定めるところにより資料編（資料3 災害対策本部の組織及び運営等）のとおり行う。

第4 現地連絡所の設置

1 現地連絡所の設置

大規模な地震災害が発生し、本部長が必要と認める場合は、地震災害発生直後から避難所開設期間中（災害発生直後から2週目までを目処とする。）、その都度本部長が指定する避難所に「現地連絡所」を設置する。「現地連絡所」は、被災した市民の徒歩圏内における身近な「市本部の窓口」として各種書類の交付・受付けを行うなど、本部各部の果たす役割を補完するとともに、きめの細かい情報収集活動及び広報活動を行うための拠点となる。

2 現地連絡所の要員

現地連絡所の要員は、各該当施設職員及び避難所開設・運営にあたる部の職員をもって充てるが、被害の状況に応じて各施設間で調整補充する。

第5 消防機関の活動

消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等、所要の活動を行う。

1 登米市消防本部の活動

消防本部は、地震災害に関する情報を迅速かつ的確に収集し、本部及び佐沼警察署、登米警察署等の関係機関と相互に連絡を取り、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、本部の一部として活動を行うが、消防本部又は消防署（出張所）と協力して、出火防止、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

第6 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し、速やかに災害に対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第7 県及び関係機関等との連携

1 県及び防災関係機関相互の連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村については、必要と認めた場合に現地災害対策本部を設置することとなっているため、市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連絡を密にして、円滑な応急対策の推進を図るとともに県から市災害対策本部等へ派遣される職員の受入を行う。なお、受入先は、東部地方振興事務所登米地域事務所から市災害対策本部へ東部保健福祉事務所登米地域事務所から市民生活部とする。

さらに、さまざまな災害の様態に迅速かつ適切に対応するため、県をはじめ関係機関等とも積極的に連携をとるなど、情報の共有化を図る。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町村、関係省庁、ライフライン事業者等は、調整会議等における対応方針に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業者等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣チーム（DMAT）

等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

2 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合、県の指導のもと、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

3 市町村間での応援協定

市は、応援協定締結市町村に対し、必要に応じて応援要請及び応援活動を行う。

第2節 地震災害情報の収集・伝達

実施担当	関係機関
総務部 消防本部	東北総合通信局 宮城県 仙台管区気象台 日本郵便（株）（佐沼郵便局） NTT東日本（株）宮城事業部 日本放送協会仙台放送局 日本赤十字社宮城県支部 東北放送（株）（株）仙台放送（株） 宮城テレビ放送（株）東日本放送（株）エフエム仙台（株）登米コミュニティエフエム 佐沼警察署 登米警察署

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

地震の被害を最小限にとどめるため、市及び防災関係機関は緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整え、情報を一刻も早く地域住民等に伝達するとともに、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオで放送する。また、最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発生する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられる。

仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J—ALERT）を通じて受理した市及び県は、伝達を受けた緊急地震速報を緊急告知ラジオ等により、住民等への伝達に努める。

また、市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、緊急告知ラジオを始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報

を見聞きした時は、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動を取る必要がある。

入手場所	取るべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第3 地震情報

仙台管区気象台は、地震及び津波情報を伝達する。これらの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知される。

1 地震情報の種類

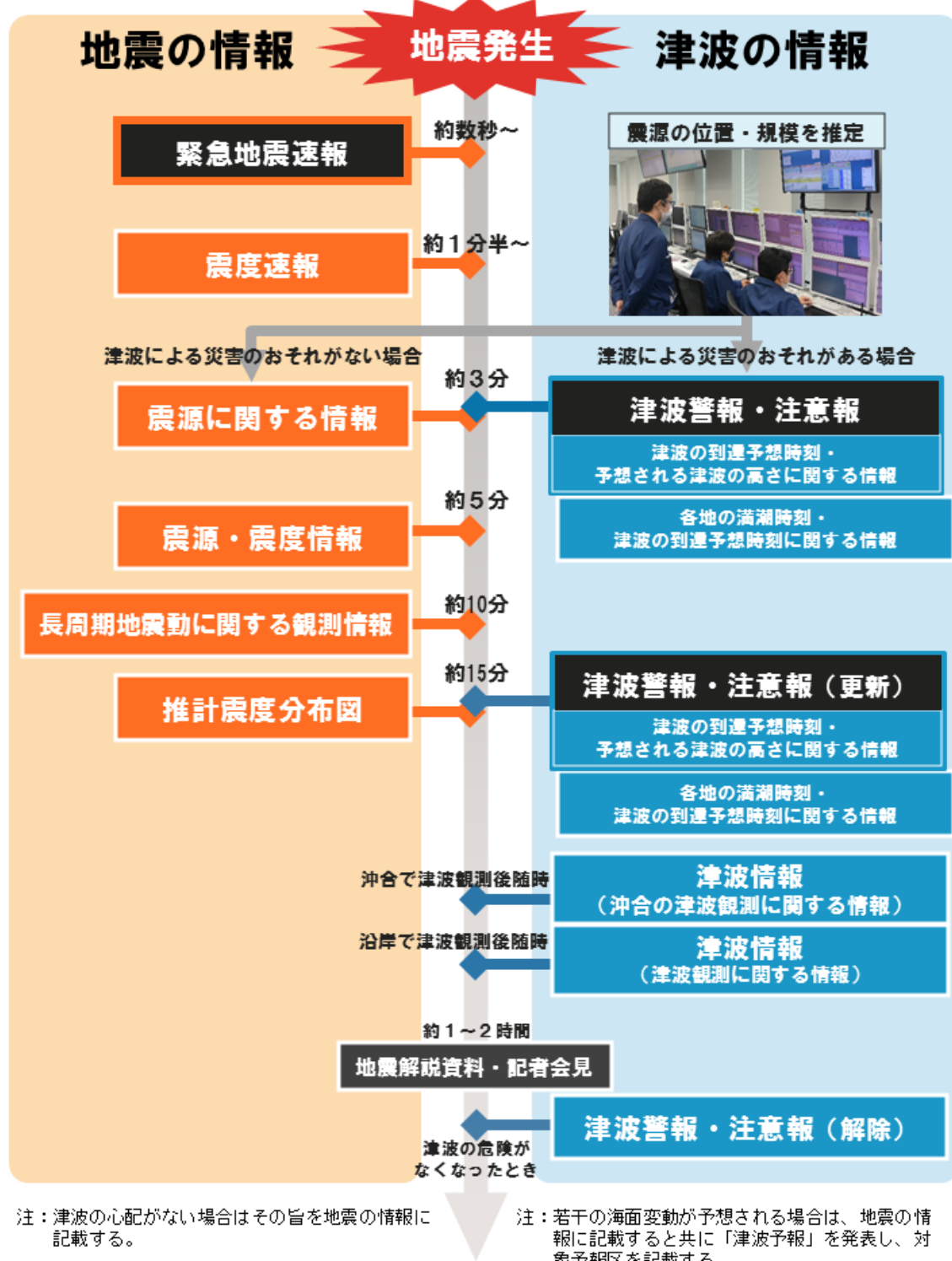
仙台管区気象台は、地震に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。

(1) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。

震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・津波注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）
遠隔地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。^{*1}日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表</u>
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

地震及び津波に関する情報



(2) 地震活動に関する説明資料等

地震情報以外に、地震活動の状況をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報、注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・(担当地域で)震度4以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報、注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を開発するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独提供されることもある。）
地震活動図	定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

2 仙台管区気象台からの情報の伝達

（1）仙台管区気象台及び防災関係機関の対応

仙台管区気象台は津波警報等、地震及び津波情報を発表した場合は直ちに、防災関係機関や報道

機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達する。

なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接市町村及び防災関係機関に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により、総務省消防庁から同報送信される。

（２）報道機関の対応

報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を住民に広く周知することに努める。

3 その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、大地震後の地震活動（余震等）や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

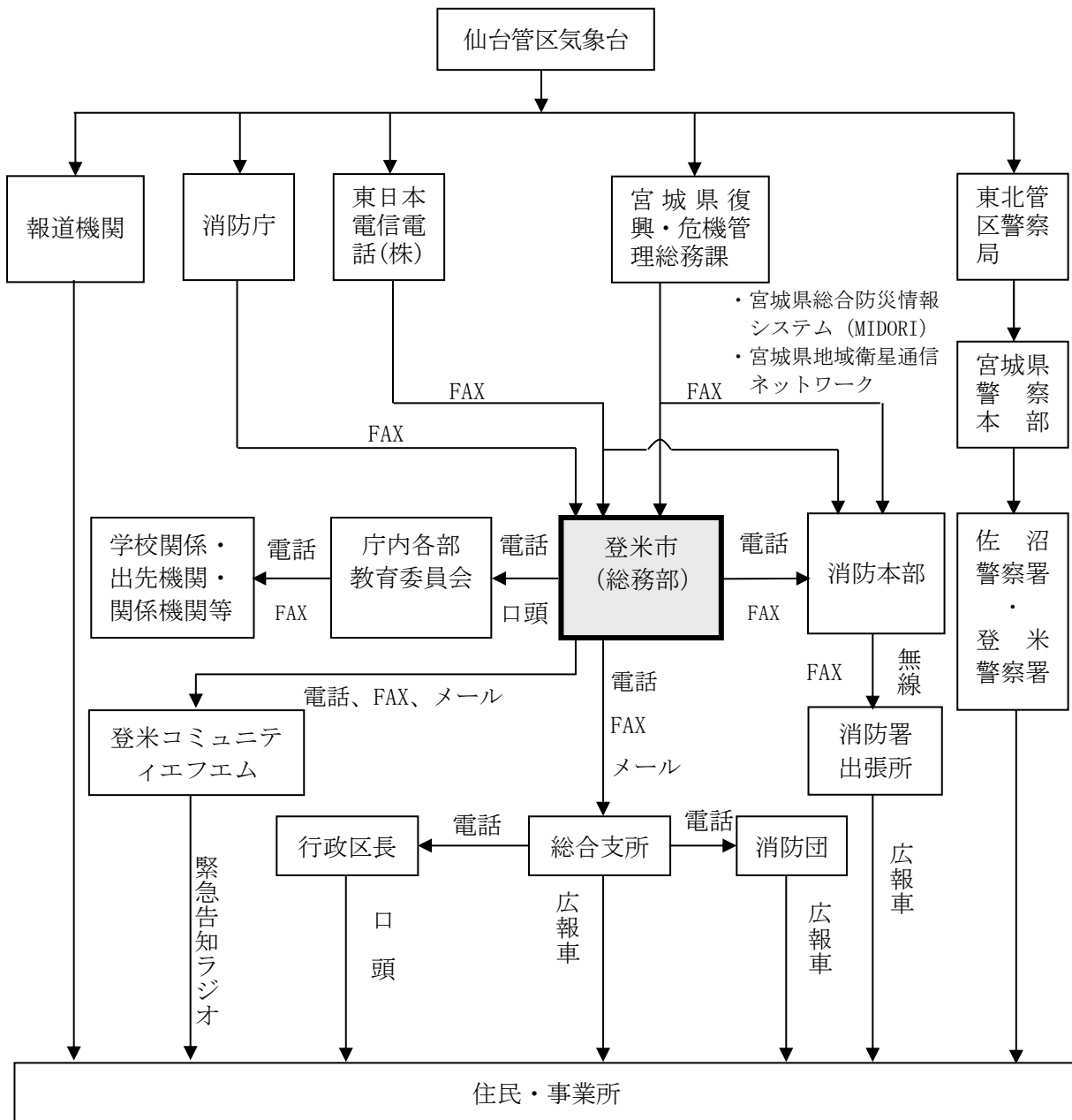
また、震度５強以上を観測した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。

4 地震情報等の受領伝達

気象庁及び仙台管区気象台が発表する地震情報、気象情報（注意報・警報等）の受領及び伝達は、危機管理監が担当する。

危機管理監は、地震情報、気象情報（注意報・警報等）を受領した場合は、速やかに市長、副市長に報告し関係各部長に伝達するとともに住民に周知する。また、伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係機関に伝達する。また、コミュニティFM、緊急告知ラジオ等により地域住民に周知するよう努める。

[仙台管区気象台からの地震情報等の伝達系統図]



5 異常現象を発見した場合の通報

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けた場合、又は自ら知ったときは直ちに総務部へ伝達する。

危機管理監は、受領した事項について東部土木事務所登米地域事務所、県危機対策課、仙台管区気象台その他の関係機関に通報する。なお、通報すべき異常現象は、例えば次のようなものが想定される。

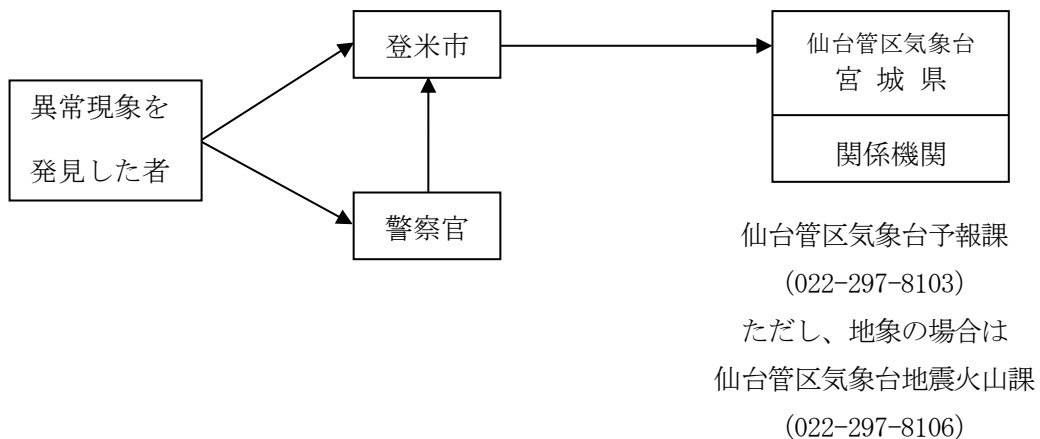
(1) 水象

- ア 河川又はため池等の異常な水位上昇
- イ 異常な湧水
- ウ 洪水

(2) 地象

- ア 地割れ（亀裂）
- イ 地すべり（土塊の移動）、がけ崩れ、山崩れ
- ウ 地表面の沈下・隆起
- エ 数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震

[異常現象発見時の通報の流れ]



第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報

1 情報発表の基準

北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生した場合に、情報が発表される。

なお、想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限り、発表される。

2 情報発表の流れ

気象庁において一定精度の Mw を推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発表の基準を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。

3 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容

- （1）合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。
- （2）防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。

4 情報に関する留意事項

- （1）「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。
- （2）以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。
 - ア この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。
 - イ 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。
 - ウ 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。
 - エ 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。
 - オ 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性がある。
 - カ 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高く一回り小さい Mw8 クラスの地震等にも備える必要がある。
 - キ 情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。
 - クすでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

第5 災害情報収集・伝達

地震災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早期把握を行う。

1 地震発生直後の被害情報の収集

- (1) 市及び関係機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報の状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。

- (2) 人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は市が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、市は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は市との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。

- (3) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

- (4) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは「災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針」に基づき、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

また、県は、国民の「知る権利」に応え、不確実な情報の拡散を防止する目的から、同方針に基づき、死者及び行方不明者の氏名等を公表する。

- (5) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、市及び県は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡する。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

- (6) 市又は県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、防災ＩｏＴシステム等を活用し、首相官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

- (7) 市は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被害情報も併せて収集する。

2 収集すべき情報の内容

- (1) 災害が発生したとき、各部長は、その所管施設事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について直ちに情報収集活動をはじめ、市長に報告すべき内容をまとめておく。直ちに収集すべき情報は、概ね次のとおりとする。

[災害発生後、直ちに収集すべき情報]

ア 市民等の安否に関する情報

- ①各地区における市民の安否
- ②各地区における要配慮者の安否
- ③各地区における児童・生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者の安否

イ 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報

- ①庁舎（本庁舎、総合支所、各部出先機関）
- ②消防署、警察署、その他国・県の施設
- ③電話、水道、電力、ガス、下水道等のライフライン施設
- ④その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況

ウ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）

- ①病院・診療所等医療・保健衛生関連施設
- ②学校、文化・体育施設等の避難所相当施設
- ③保健センター、その他要配慮者利用施設
- ④その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況

エ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）

- ①河川の堤防、がけ・擁壁等
- ②住宅密集地、商業施設・工場、危険物取扱施設等

オ 交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）

- ①幹線道路、その他重要な道路、橋りょう、陸橋、信号等
- ②鉄道線路、駅舎等

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員及び配備された職員があたるとともに、必要に応じて災害時応援協定締結事業者の協力を得て行う。

市及び防災関係機関のそれぞれの調査分担一覧は、概ね次の表のとおりである

[市及び防災関係機関の調査分担の一覧]

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容
市	各施設を所管する部 (管理者)	○ 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 ○ 所管施設の物的被害及び機能被害の有無 ○ 所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況
	職務上の関連部 (課)	○ 商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 ○ その他関連する施設等の人的・物的・機能的被害の有無 ○ 関連施設などの対策実施のための協力可能能力の現況 ○ 災害危険箇所等の被災の有無・現在の状況
	担当部局・支所	○ 火災発生状況 ○ 避難の必要の有無及びその状況 ○ 主要な道路、橋りょう、信号等の被災状況 ○ 救急・救助活動の必要の有無及びその状況 ○ 負傷者等の人的被害の状況及び安否情報 ○ 住家の被害その他の物的被害 ○ 電気・ガス・電話・水道その他の機能被害 ○ 防災対策基幹施設・事業所・団体等の対策能力の現況 ○ 災害地市民の動向及び要望事項 ○ 現地活動実施上の支障要因等の状況 ○ 避難所からの報告の取りまとめ ○ その他本部長が必要と認める特命事項
	参集職員及び情報調査連絡員等からの情報集約	○ 職員の参集のたびに途上の情報も同時に提供される。
	消防本部	○ すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計） ○ 住家の被害（物的被害） ○ 火災発生状況及び火災による物的被害 ○ 危険物取扱施設の物的被害 ○ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 ○ 避難道路及び橋りょうの被災状況 ○ 避難の必要の有無及びその状況 ○ 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項
	佐沼警察署 登米警察署	○ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ○ 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ○ 犯罪の防止に関しとった措置、その他必要ある事項
その他防災機関		○ 市の地域内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、既にとった措置 ○ 震災に対し今後とろうとする措置、その他必要ある事項

3 被害情報の収集

被害の状況を把握し、災害応急対策活動の適切な実施を期するため、次により被害額の調査を行う。

[被害調査区分、調査担当部局、協力機関・団体等]

被害調査区分	調査担当部局	協力機関・団体等
被害状況及び応急対策状況の統括	総務部	
住宅等被害関係	総務部 建設部	宮城県建築士会登米支部
民生関係	市民生活部	各施設、佐沼警察署、登米警察署
衛生、保健、医療、福祉関係	市民生活部	登米市医師会、歯科医師会、薬剤師会
商工業関係	産業経済部	各商工会
農林業関係 農業施設関係	産業経済部	みやぎ登米農業協同組合、新みやぎ農業協同組合 各林業組合 各土地改良区
道路、橋りょう、河川関係等	建設部	登米市建設業協会 登米測量設計業協会 宮城県建築士会登米支部
上下水道関係	上下水道部	
文教、文化財関係	教育部	各施設

4 情報の取りまとめ

(1) 情報収集に関する責任者 情報収集に関する責任者を次のとおり定める。

区 別	情報の収集に関する責任者	
	災害対策本部職名	平 時 職 名
総括責任者	災対総務部長	総務部長
取扱責任者	各 担 当 部 長	各 部 長

(2) 各部から本部への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表のとおり、本部長へ、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。なお、被害情報の第1報（安否に関する情報）は災害発生後 30 分以内に行う。また、地震発生当日については1時間毎の定時報告を行う

[報告の区分、時期、留意事項及び様式]

報告の区分		報告の時期	留意事項	報告の様式
発生当日の速報報告	被害情報	覚知後、直ちに報告 以後当日に関しては、1時間毎に報告	◎人的被害・建物施設被害の程度 ※橋りょう・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に。 ※把握した範囲で迅速性を第一に。 ※部分情報、未確認情報も可。ただし、「その」旨及び情報源を明記のこと。	※所定の様式
	措置情報	応急措置実施後直ちに報告 以後実施の都度報告	◎災害応急体制、措置状況（避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等） ◎対策要員の人身に関わる事故 ◎対策実施上利用可能な施設・資機材の現況 ◎その他必要と認める事項	※所定の様式
	要請情報	必要と認めるその都度即時	◎対策要員の補充・応援の要請 ◎応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎広報活動実施の要請 ◎自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎その他必要と認める事項	※所定の様式
2日目以降の定期報告	被害情報	被害状況が確定するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告	◎発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告 ◎その他必要と認める事項 ※全壊、流出、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告。	※所定の様式
	措置情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告	◎災害応急体制、措置状況（避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等） ◎対策要員の人身に関わる事故 ◎対策実施上利用可能な施設・資機材の現況 ◎その他必要と認める事項	※所定の様式
	要請情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告	◎対策要員の補充・応援の要請 ◎応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎広報活動実施の要請 ◎自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎その他必要と認める事項	※所定の様式

(3) 被害状況の取りまとめ

総務部長は、各部からの情報の取りまとめにあたっては、次の点に留意する。

- ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- イ 至急確認すべき未確認情報の一覧
- ウ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧
※例えば、悪質なデマ・ウワサに類することや確認の手順を踏む「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」
- エ 情報の空白地区の把握
※大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある
- オ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握
- カ 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握

(4) 情報の一元管理、共有化

集約された被害情報や災害対策本部において決定された事項等は、情報班において一元管理する。

また、各種情報は、庁内ネットワークの掲示、職員用防災メール等で周知し、全庁で情報を共有する。さらに、各部長の責任により、部内の職員及び所管する施設に伝達する。伝達手段は、情報共有の徹底のため、なるべく文書又はメール、FAXを利用して行うよう努める。

職員においても、自ら庁内ネットワークにアクセスするなどして、自主的に被害状況の把握に努める。

なお、停電や機器の故障等により、あらゆる情報伝達機器が使用できない場合は、文書、使送等で伝達する。

5 県等への報告

(1) 報告すべき事項

- ア 災害の原因（※ 地震、浸水、...等の別）
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況（被害の程度は、被害認定基準に基づく）
- オ 災害に対して既にとられた措置及び今後とろうとする措置
 - ①災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ②主な応急措置の状況（日時、場所、活動人員、使用資機材等）
 - ③その他必要事項
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事

(2) 報告の実施手順

ア 報告の方法

- ①市長（本部長）は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに県へ報告するものとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の端末を使用して行う。
- ②通信施設が使用できない場合は、通信可能な施設まで伝令を派遣し報告するなど、あらゆる手段を尽くして報告するように努める。
- ③報告すべき被害の程度については、住家被害・人的被害及び幹線道路被害その他の公共土木施設被害を優先して報告する。

イ 報告担当及び報告先

連絡責任者			報 告 先		
担当部	正	副	機 関 名	住 所	電 話
総務部	総務部長	総務課長	東部地方振興事務所 登米地域事務所	登米市迫 町佐沼字 西佐沼 150-5	0220- 22-6111
市民生活部	市民生活部長	長寿介護課長	東部保健福祉事務所 登米地域事務所		
市民生活部	市民生活部長	健康推進課長	東部保健福祉事務所 登米地域事務所		
建設部	建設部長	建設総務課長	東部土木事務所登米 地域事務所		
産業経済部	産業経済部長	産業総務課長	東部地方振興事務所 登米地域事務所		
			東部家畜保健衛生所		
上下水道部	上下水道部長	下水道施設課 長	東部土木事務所登米 地域事務所		
教育部	教育長	教育部長	東部教育事務所登米 地域事務所		

(3) 報告の区分及び様式

総務部長が県に行う被害情報等報告の区分及び様式は、次のとおりである。

報告の種類	報告の時期	留意事項	報告の様式
災害概況速報 (第1報)	覚知後直ちに又は災害が発生する恐れがある場合に自主的に即時報告	- 被害状況が十分把握できない場合でも県様式第1号により即時報告する。 - 被害の状況は具体的に記入する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置く。	県の様式 (様式第1号)
被害状況報告 〔即報〕 (逐次報)	被害状況が判明次第、県の指定する期日までに報告	- 災害情報として報告した情報を含め、確認された事項を報告する。 - 報告後に大幅な変更等があった場合	県の様式 (様式第2号)

	(概ね1日1回程度)	には、その都度報告する。	
被害状況報告 〔確定〕	県の指定する期日までに被害状況について確定報告(概ね災害が発生してから2週間以内)	・被害状況を調査し確定したものを報告する。 ・施設等の被害箇所数及び被害額については国管理・県管理分を除く。	県の様式 (様式第2号)

※なお、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）に障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合についての報告方法については、県からの指示により行うこととする。

(4) 事態が切迫している場合の措置

ア 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合には、その旨を県その他防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

イ 市及び関係機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報の殺到状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。

ウ 通信の途絶等により、県へ報告できない場合は、直接、国（消防庁）へ報告する。その後、速やかに県へ報告する。

エ 人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は市が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、市は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は市との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。

オ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、市及び県は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、指定公共機関は、その復旧状況に併せて、市及び県に連絡する。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

カ 被害の状況が把握できない場合にあっては、報告に努める。

(5) 災害救助法に基づく報告災害救助法が適用された場合、法に基づく救助措置について、所定の報告事項をそれぞれ東部地方振興事務所登米地域事務所に報告する。

(6) 情報の伝達

ア 庁内、現場、各防災関係機関等への情報伝達手段は、移動系防災行政無線や災害時優先電話を使用する。停電や機器の故障により情報伝達ができない場合は、あらゆる手段を用いるものとし、すべての通信網が機能しない場合は、使送とする。

イ 市と県の間において情報伝達は、主として防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。

(7) 災害情報等の交換

市、県及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

ア 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。

イ 災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。

ウ 法令又は地域防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。

エ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

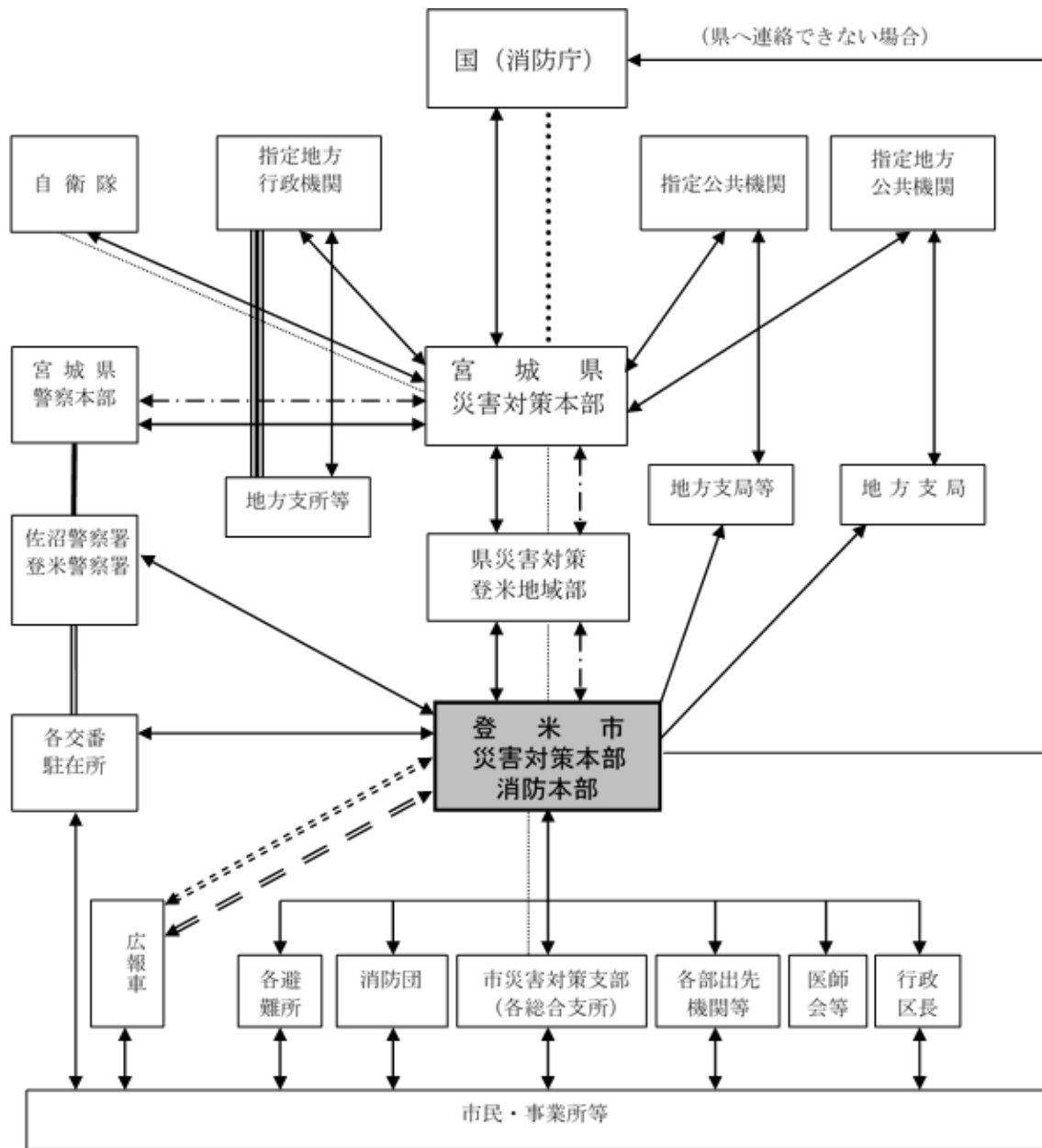
(8) 災害情報等の相互交換体制

ア 市、県及び防災関係機関は、災害事態についての認識一致、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること。また、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣することや、情報の提供・意見の表明を行うなどにより、情報の共有に努める。

イ 市、県及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。

ウ 市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

エ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。



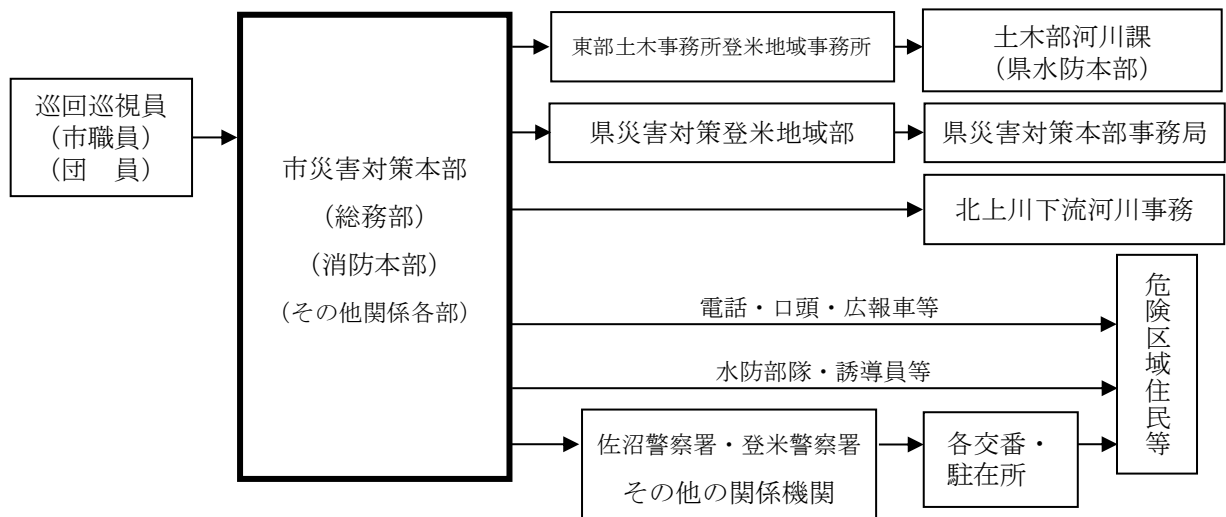
6 災害危険箇所等の情報

災害危険箇所等としては、堤防に関わる重要水防箇所及び土砂災害危険箇所等がある。

(1) 堤防に関する情報

堤防に関する情報の収集は、総務部が消防長その他関係各部長・防災関係機関及びその他の協力団体等と連携、協力して行う。なお、堤防に関する情報の通報系統、危険箇所の一覧は、以下のとおりである。

ア 通報系統



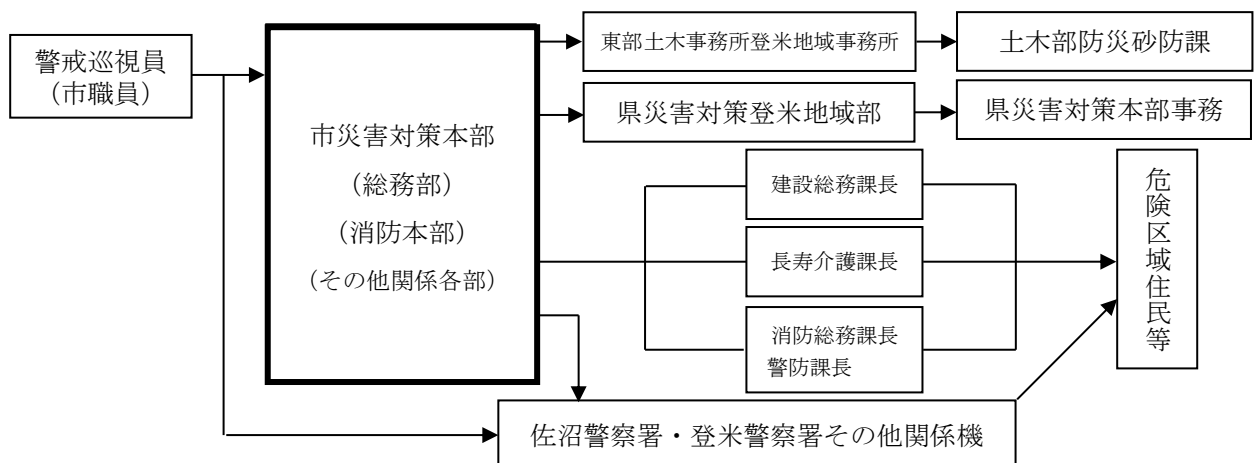
イ 情報を収集すべき危険箇所

※ 水害（洪水）危険区域（資料編 資料 12）

(2) 土砂災害危険箇所等の情報

土砂災害危険箇所等の情報の収集は、総務部長が関係各部長・防災関係機関及びその他協力団体等と連携・協力して行う。なお、情報の通報系統は、以下のとおりである。

ア 通報系統



イ 情報を収集すべき危険箇所

※ 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧（資料編 資料 13）

※ 山地災害危険地区域一覧（資料編 資料 13-1）

第6 通信・放送手段の確保

大規模地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市及び防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。

1 市防災行政無線施設等

- (1) 市は災害時における救急、救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、市防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等の通信手段の確保に努める。
- (2) 地震発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (3) 避難所等となった施設等と災害対策本部との通信手段の確保に努める。あわせて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

2 優先電話・連絡責任者の指定等

(1) 優先電話

市は、災害時における情報通信には災害時優先電話及び災害時優先携帯電話を利用し、情報の収集・連絡を行う。

(2) 連絡責任者

市は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ適切な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副各1名ずつ）を定める。

連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

3 本部連絡員の派遣

(1) 市の各部

市の各部は、本部長と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を本部事務局（事務局長：危機管理監）に派遣する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関に対して、市災害対策本部との連絡のため、本部連絡員を本部事務局に派遣するよう要請する。なお、本部連絡員は連絡用無線機等を可能な限り携行し所属の機関との連絡にあたる。

4 災害時に利用可能な有線通信網

市内において、災害時に利用可能な有線通信網には、次のものがある。

ア 電話（NTT 公衆回線）	エ 警察電話（警察業務専用回線）
イ 電話 FAX（NTT 公衆回線）	オ 消防電話（消防業務専用回線）
ウ 非常・緊急指定電話（NTT 公衆回線）	カ 電気事業を行う機関の保有電話 （電気事業業務専用回線）

5 各種災害通信施設の利用

(1) 電気通信設備の優先利用

市長は、災害に関する緊急通信が必要な場合、一次的には加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、設備の被害その他により、その利用が制限される場合は、「非常（緊急）電報」の取扱いを受け、通信の最優先を図る。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手続き
N T T 東日本（株）	非常電報 緊急電報	登米市災害時 優先電話と同じ	総務部長	○申込み受付番号は 115 番「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げる。 又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書きする。 ○必要理由、事情を告げる。

(2) 災害時優先電話の利用

市長は災害に関する緊急通信が必要な場合、一般の加入電話を利用し通信を確保するが、ふくそう等によりその利用が制限される場合は、あらかじめ災害時優先電話として登録されている電話を利用し通話の確保を図る。

(3) 非常無線通信の利用

災害による非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが困難であるときは、防災行政無線の他、次に掲げる無線通信施設を利用する。

市は防災行政無線等の通信手段の確保に努め、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。また、避難場所となった学校等と市庁舎との通信手段と、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

ア 無線通信局一覧

通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備 考
佐 沼 警 察 署	登米市迫町佐沼字中江 5 丁目 11-5	総務部長	0220-22-2121
登 米 警 察 署	登米市登米町寺池目子待井 265		0220-52-2121
登 米 市 消 防 本 部	登米市迫町森字平柳 25		0220-22-0119

イ 非常通信の利用

① 非常通信の内容

- a 人命の救助、財産の保全、遭難者の捜索に関するもの。
- b 鉄道、道路、電力、電話回線の障害状況及びその復旧のための資機材の手配、運搬者要員の確保などに関するもの、気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関するることなど、すべて災害に関係して緊急措置を要するもの。

② 非常通信依頼手続き

無線局に対し、次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入する。また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

- a あて先の住所、氏名、電話番号
- b 連絡内容（200字以内）

ウ 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

① 無線機器の管理

[無線機器管理の原則]

- 陸上移動局の集結（すべての陸上移動局は、市災害対策支部に一旦集結させる。）
- 陸上移動局の搬出（支部に集結した携帯局の搬出・使用は災対総務部長が指示する。）

② 通信の統制

[通信の統制の原則]

- 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- 簡潔通話の実施の原則
- 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

エ 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のようなさまざまな制約が予想される。

- 使えない（不通・故障・電源不良等）
- 混雑している（話し中・混信・宛先不明等）
- 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り替え、実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

[対応策事例]

a 使えないとき

当然、代替えの通信手段によることとなるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。

b 混雑しているとき

混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても、緊急を要するときは、冒頭に「至急」「至急」と呼び、他の局にあけてもらうようにする。また、通話は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。

c 聞き取りが困難なとき

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。
また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。
無線機は、1 m動かただけで受信状態が大きく変化することもある。

(4) アマチュア無線の活用

登米地域アマチュア無線クラブの協力を得て、通信の確保を図る。

(5) 急使の派遣

災害により通信網が寸断され、通信が途絶した場合には防災機関までの連絡、災害現場等への指示等は被害状況に応じてバイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

(6) 災害用伝言ダイヤル等

大規模な災害時に、被災者が被災地域内やその他の地域の家族等と連絡をとる場合に、NTTが行っている「災害用伝言ダイヤル (171)」、NTTドコモが行っている「災害用伝言板」及び他の携帯電話会社が行っている「災害伝言板サービス」の利用について住民に周知する。

(7) その他の通信連絡手段

大規模な災害発生時においては、各防災機関の有する通信手段が使用できなくなることも考えられ、その場合、次の通信手段の活用があることから、必要に応じて相互に連携をとり通信手段を確保する。

① 携帯電話

② (一財) 移動無線センター東北センターが運営している MCA 無線システム

③ 東北地方非常通信協議会加入機関へ通信依頼

東北地方非常通信協議会構成機関は、(資料編 資料 14-4 東北地方非常通信協議会構成機関一覧表) のとおりである。

④ インターネット

⑤ 衛星携帯電話

⑥ 地域衛星通信ネットワーク

⑦ 避難所の特設公衆電話 (無料)

⑧ 宮城県防災行政無線 (地上系)

⑨ 消防用回線 (消防無線)

6 郵便関係の措置

日本郵便（株）東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取扱う郵便局等については、決定次第周知する。

7 放送施設

各放送局においては、災害時における放送体制、放送応急対策に対して、それぞれ体制等を確保している。

（1）日本放送協会仙台放送局・民間放送会社

ア 放送体制

大規模地震災害が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。

また、地方公共団体・警察・消防・気象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活（ライフライン等）情報等を放送する。

イ 放送応急対策

放送施設・設備の被災状況を早期に把握し、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により、施設の機能維持に努め、放送の確保を図る。

また、取材・放送送出等に支障をきたさないよう放送回線・通信回線・連絡回線等についても、関係機関と緊密な連絡をとって確保し、放送体制の確立に万全を期す。

第3節 災害広報活動

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 消防本部 消防団	宮城県 佐沼警察署 登米警察署 防災関係機関

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

市、県及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第2 社会的混乱の防止

1 情報伝達・広報の実施

市は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

2 住民等への対応

市は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

第3 災害広報体制の確立

1 総務部の役割

総務部長は、本部長の指示の有無に関わらず、次のとおり、災害時広報体制を確立する。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動用資料の作成	① 総務部からの資料収集 ② 広報活動用資料作成 ③ N T Tファクシミリ、伝令等による各部及び現地連絡所への配布
「広報登米災害復旧速報版」発行体制の確立	① 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む） ② 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等） ③ 災害発生2日目以降必要に応じて発行
要配慮者向け広報体制の確立	① 市社会福祉協議会との連携 ○ 外国語・手話通訳ボランティアの確保 ○ 翻訳・点字ボランティアの確保 ② 要配慮者向け広報資料の作成 ③ 要配慮者向け巡回広報広聴チームの編成
報道機関対応	① 日本放送協会等の放送機関への災害情報の収集・連絡等について放送依頼

	② 外国人・聴覚障害者向け放送枠確保の依頼 ③ 報道機関周辺各支局への共同記者会見所・臨時記者詰所の開設及び報道協力の依頼
広報活動班の編成	① 広報車巡回等による広報活動 ② 住宅等の密集地域への広報活動 ③ その他緊急広報を必要とする地域への広報活動

2 避難所及び現地連絡所の役割

避難所は、総務部から提供を受けた広報活動用資料を活用し避難場所在住の市民及び担当地区の市民に対し、次のとおり広報活動を行う。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動用資料を使った広報活動	① 避難所担当者が担当地域内において広報活動 ② 避難所担当者が避難所内において広報活動 (館内放送、口頭伝令等による)
「広報登米災害復旧速報版」の配布	① 避難所担当者が担当地区内に掲示・配布 ② 避難所担当者が避難所内で掲示・配布

第4 広報活動用資機材及び要員の確保

1 拡声器付車両・資機材等の調達

(1) 市保有現在量の把握

総務部長は、本部長の指示の有無に関わらず、その必要があると認めたときは、災害時広報活動に使用可能な市保有拡声器付車両の状況について把握するとともに、関係各部長の協力を得て紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。

(2) 調達

市保有現在量では対応が困難な場合は、拡声器付車両・スピーカー装置等機材については、以下のとおり、市内の団体・業者等からの調達により、迅速かつ適切な対応を図る。

ア 調達可能な団体・業者等

調達可能な団体・業者等については、概算の調達可能品目、数量等を市に報告する。

イ 拡声器付車両等の待機・準備

拡声器付車両及びスピーカー装置等機材を保有する団体・業者等は、災害が発生し、その必要があると認めるときは、市からの要請がある場合に備え、供給可能数を待機させる。

ウ 費用の負担

車両・機材の調達に要する費用については、燃料・修理代を実費負担する。また、その他消耗品については、市が通常行うところによる。

2 編集補充要員の確保

(1) 編集ボランティア

市内の事業所及び市災害ボランティアセンターに対し編集ボランティアの派遣及び必要資機材の提供協力を要請するとともに、市民に対して、外国人・聴覚障害者向け広報資料作成要員を含む編集ボランティアへの参加を呼びかける。

(2) 近隣市町職員の応援派遣要請

広報資料編集作業要員としての近隣市町職員の応援派遣を本部長に対し要請する。

3 広報活動要員の確保

(1) ボランティア

車両の運転要員、バイクその他による広報活動用資料の配布要員及び外国語・手話通訳要員について、市内の事業所及び市災害ボランティアセンターに要員派遣を要請するとともに、市民に対してボランティアへの参加を呼びかける。

(2) 近隣市町職員の応援派遣要請

広報活動要員としての他近隣市町職員の応援派遣を「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、要請する。

第5 広報活動の実施要領

1 主に広報すべき情報項目

市は、各防災関係機関と密接な連絡の基に、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

主な広報事項

(1) 市の広報

- ア 災害対策本部設置に関する事項
- イ 安否情報
- ウ 被害区域及び被害状況に関する情報
- エ 避難情報、避難場所等に関する情報
- オ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- カ 防疫に関する情報
- キ 地震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- ク 地震に関する情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報を含む）
- ケ ライフラインの被害状況に関する情報
- コ 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- サ 民心安定のための情報
- シ 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- ス 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- セ 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- ソ 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- タ 自主防災組織に対する活動実施要請
- チ 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
- ツ 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- テ 各種相談窓口の設置に関する情報
- ト 被災者に対する救助、助成措置（特別融資、緊急融資、税の減免等）に関する情報

(2) 広報実施方法

- ア 緊急告知ラジオによる広報
- イ 広報車による巡回広報
- ウ テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- エ 広報紙による広報
- オ チラシ・パンフレットによる広報
- カ 避難所への広報班の派遣
- キ 自主防災組織を通じての連絡
- ク 市ホームページへの掲載による広報
- ケ Lアラート（災害情報共有システム）による広報
- コ 防災メール等、SNS配信による広報

2 広報活動実施にあたり注意すべき事項

総務部長は、次の事項に注意し広報活動を行う。

伝達事項（例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達 (1) 避難の指示 (2) 火災の発生に関する情報 (3) 河川等堤防に関する情報 (4) 土砂災害に関する情報 (5) その他	○ 事態の切迫している感じをまず伝えるよう努めること ○ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う ● 音量・音質・共鳴を考慮 ● ゆっくり正確に伝える ● 3回以上繰り返す ● 車両についてはゆっくり運行させる ● 不確実なことはいわない
時期又は地域を限定した伝達 (1) 地震に関する情報 (2) 防疫、清掃、給水活動等の 応急対策実施状況 (3) 安心情報 (4) 生活関連情報 (5) 通信施設の復旧状況 (6) 道路交通状況 (7) 医療機関の活動状況	○ 市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること ○ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う ● 音量・音質・共鳴を考慮 ● ゆっくり正確に伝える ● 3回以上繰り返す ● 車両についてはゆっくり運行させる ● 不確実なことはいわない ○ ビラ・チラシ等の印刷物を併せて配布するよう努めること

3 広報車の利用

総務部長が広報文を作成し部員により行う。総務部長は、必要に応じ他の部の車両や市内事業所・団体等からの調達により、必要地域へ広報車を出動させ広報活動を実施する。広報車による広報は音声のみに限らず、ビラ・チラシ等印刷物の配布にも努める。

4 市職員の口頭での伝達

避難所の要員が各地区において行う。広報車の活動が不可能な地域、若しくは特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、本部と密接な連絡をとりながら、広報活動を実施するよう努める。また、必要な場合は併せて警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

5 市施設における掲示等

総務部長は、「広報登米 災害復旧速報版」を災害発生後2日目を第1号として、1日1回ずつ定期的に発行（印刷物配送又はFAX送信による）するよう努める。これにより情報の空白時間帯や、空白地域の発生による無用な混乱を防止するための重要な手段とする。

なお、発行された「広報登米」は、迫庁舎においては総務部員が、また、避難所及びその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

6 隣接町への広報依頼

総務部長は、隣接市町との境界部にあたる地域の住民への広報活動で、市職員をもってしても対処しえないと判断される場合については、隣接市町に対して、必要な広報文例（資料編 資料 15

災害時の広報文例)をもって応援広報を要請する。

7 広報文例

総務部長は、広報資料の作成にあたっては、次の文例を基に適宜決定する。

なお、総務部長は、防災訓練や市民（自主防災組織代表者等）との交流を通じて、情報項目の補充、聞き取り間違いの少ない適切な言い回しへの改訂に努める。

災害種別・区分	広報内容	例文番号
地震時（発生初期）	・地震情報、余震情報、二次災害防止情報の伝達 ・被害状況 ・火災発生状況を知らせ避難情報の伝達 ・がけ崩れ地区住民への避難情報の伝達 ・避難所・被災者総合支援センター開設 ・安心情報の伝達 ・道路状況と交通規制 ・交通機関の運行状況 ・避難所の開設状況 ・医療救護所の開設状況 ・応急給水の連絡 ・その他復旧時の広報文例	

第6 安否情報

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防本部、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第7 報道機関への発表・協力要請

1 市の発表

(1) 本部設置前

市長の指示により、総務部長が報道機関の窓口となり、災害に関する情報の発表・協力の依頼を行う。

(2) 本部設置後

本部設置後については、広報班を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の依頼を行う。発表は、原則として本部長が共同記者会見方式で行うものとし、発表の主な内容は、次のとおりとする。また、発表資料は、災害対策本部等事務局が取りまとめる。

- ①災害の種別
- ②災害発生の場所及び日時
- ③被害の状況
- ④応急対策の種別
- ⑤市民に対する避難勧告・指示の状況

⑥避難所の開設等の状況

⑦市民並びに被災者に対する協力及び注意事項

⑧その他必要事項

2 消防本部（署）の発表

登米市消防本部が行う警戒防御に関する発表は、本部長が行う共同記者会見の場で、消防長が行う。

なお、必要に応じて、現場行動及び状況等に関する事項の発表については消防本部の定めによる。

第8 防災関係機関の広報

1 警察の広報

佐沼警察署及び登米警察署は、関係機関と相互に協力し、次の事項等に関する広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

- (1) 災害区域及び被害状況
- (2) 避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報
- (3) 道路における危険防止及び交通の円滑に関する交通広報
- (4) 災害危険箇所及び危険物の所在等二次災害の防止に関する防災広報
- (5) 被災地域及び 指定 避難所等における犯罪予防広報

2 国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

3 その他の機関

防災関係機関は、各々関係する情報について市民が必要とする度合いに応じて積極的に広報活動を行う。さらに、必要事項については、随時、市災害対策本部にも連絡する。

放送事業者及び通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

[迅速で確実な救護体制づくり]

第4節 災害救助法の適用

実施担当	関係機関
総務部	宮城県

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号、以下当節において「法」という。）による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

適用基準は、以下のとおりである。

- （1）市の区域内における住家の被害が、市人口に応じ、住家の滅失した世帯数が次の世帯数以上であること。

※ 全壊、全焼、流失等の世帯を標準とする。

※ 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯とみなして換算する。

※ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。以下同じ。

市町村人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 ～ 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 ～ 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 ～ 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 ～ 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 ～ 300,000人未満	100世帯
300,000人以上 ～	150世帯
登米市人口：76,037人（R2国勢調査人口）	80世帯

- （2）県の区域内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上であって、登米市の区域内の住家滅失世帯数が、その人口に応じ、上記基準の2分の1以上に達したとき。（登米市の場合：住家滅失世帯数40世帯）

- （3）住家滅失が次のような状態にあるとき。

ア 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が、多数

であるとき。（市の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）

イ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

（４）多数の者が、生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。

イ 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

（５）災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。

２ 被害程度の認定

救助法の認定に際しては、住家の被害の程度認定が重要な要素となる。滅失、半壊等のおおよその基準は、次のとおりである。

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 全焼、流出	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。半壊・半焼の場合も同じ）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。
住家の半壊 半焼	住家の損傷が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、損壊又は焼失した床面積が延面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のも。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	上記2項目に該当しない場合であって、浸水が住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、材木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。
※「住家」とは、現実に居住するため使用している建物をいう。 ただし、アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 ※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。	

３ 災害救助法の適用手続

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。

原 則……災害発生日 ＝ 救助の開始日 ＝ 公示日

例 外……①長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合

災害発生日 ＝ 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

②被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公 示 日 ＝ 被害等が判明した日

市は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに市に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を市長に委任する。

４ 救助の種類

避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被

服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。（昭和 35 年宮城県規則第 48 号「災害救助法施行細則」）

第 3 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第 13 条の規定により、次の救助の実施を市長に委任することができる。同法施行令第 17 条の規定により委任を通知した場合において、市長は、当該事務を行わなければならない。

したがって、市の行う災害救助法に基づく救助活動については、知事の補助又は委任による執行となる。なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第 5 条に基づき市長（本部長）が応急措置を実施する。

なお、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき市長は、委任を受けた救助以外の救助であっても着手することができる。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急処理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 障害物の除去
- (11) 応急救助のための輸送
- (12) 応急救助のための賃金職員雇上費

【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表 1 のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所（市町村の行政機能が損なわれるような状況）等を勘案し、県と市とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。

表 1 災害の規模に応じた救助の実施者

実施者		救助の種類
局地災害の場合	市	全ての救助 (県から即時に委任 (法第 13 条第 1 項))
	県	—
広域災害の場合	市	県及び仙台市が行う以外のすべての救助 (県から即時に委任 (法第 13 条第 1 項))
	県	仙台市を除く区域の応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市町村へ委任することができる。

第5節 救急・救助活動

実施担当	関係機関
総務部 消防本部 消防団	宮城県 佐沼警察署 登米警察署 陸上自衛隊（第22即応機動連隊）

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であることから、市及び防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般県民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

第2 救助・救急活動

1 救急活動

- (1) 多数の救急事案が発生している場合は、人命を最優先とした救急体制を早期に確立する。
- (2) 医療局と連絡を密にして、負傷者の受入れ可能医療機関を把握する。
- (3) 負傷者の応急処置及び搬送は、救命の処置を必要とする者を最優先とし、軽症者は、消防団、自主防災組織等の協力を受けて応急処置を行う。

2 救助活動

- (1) 多数の救助事案が発生している場合は、早期に救助体制を確立する。
- (2) 簡易な救助活動は、消防団、自主防災組織等により実施する。
- (3) 人命救助上必要な資機材等がある場合は、災害時応援協定締結企業・団体に協力を要請する。
- (4) 警察、自衛隊等関係機関と活動区域の分担、要救助者の情報交換など連携体制を速やかに確立し、効果的な活動を行う。

3 現地救護所の設置

多数の負傷者が発生している場合は、職員の参集状況等に応じ、被災地又は消防署に救護所を設置し、次の措置を講ずる。

- (1) トリアージを実施し、負傷者の搬送順位及び医療機関を決定する。
 ※トリアージとは、負傷者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために、負傷者の治療優先順位を決定すること。
- (2) 負傷者に対する応急処置を実施する。
- (3) 必要に応じて、医療救護班の派遣を要請する。

第3 各部、各組織の活動

1 市の活動

- (1) 市は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防・警察の協力を得ながら、速やかに搜索、救出活動を行う。また、これらの状況については、速やか

に県に対し報告する。

なお、必要と認める場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

- (2) 市は、一般住民からの情報についても適宜関係機関あて伝達し、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。
- (3) 市は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、政府本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。
- (4) その他関係各機関に対し、必要な協力要請を行う。

2 県の活動

- (1) 県は、大規模地震災害においては、速やかに市町村の被害状況及び救急・救助を必要とする状況を把握し、防災関係機関が有機的に連携して救出・救助を行えるよう、県警察本部、消防本部、自衛隊等関係機関との連絡、調整を行う。この際、必要な資機材については関係機関から広く調達し、併せて防災ヘリコプターを積極的に活用する。
- (2) 県は、市町村から要救助者の救助活動について応援要請を受けた場合、また、自ら必要と認めた場合には、防災ヘリコプターによる要救助者の搜索及び救助活動を行う。
- (3) 県は、要救助者が相当数見込まれるときは、自衛隊、第二管区海上保安本部等に対し、速やかに救助活動を要請する。
- (4) 県は、常時、防災関係機関から救急・救助情報を収集するとともに、一般市民等からの情報については、適宜関係機関あて伝達する。

3 消防本部・消防団の活動

(1) 救助・救急体制等

大規模地震災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、（公社）宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察署等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

救急・救助活動を行うに当たって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、関係機関と情報交換を緊密に行いながら救急・救助活動を行う。また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者までさまざまであり、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と応急処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材の有効活用を行うなど効率的な活動を行う。

部 名	活動体制・内容
消 防 本 部	ア 被害状況、医療機関の被災状況等の情報を収集し、関係機関と情報交換を緊密に行う。 イ 救急・救助活動は、救急隊及び救助隊等が災害に対応した救急・救助資機材を活用し、組織的に行う。 ウ 救助活動に必要な重機等の資機材に不足が生じた場合は、関係業者との協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。 エ 救急活動にあたっては、救護所を活用し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。 オ 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資機材

	を有効に活用して処置可能な医療機関に搬送する。
消 防 団	ア 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民の協力を得て救助・救出活動を行う。 イ 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき救出活動、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。 ウ 消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

（２）活動及び出動の原則

- ア 救助は救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は容易に救出できるものを優先して実施する。
- イ 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。
- ウ 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先して中継拠点病院、若しくは拠点救護所に搬送する。
- エ 救急処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当てを行わせる。
- オ 同時に小規模な救出・救急事象が併発している場合は救命効率の高い事象を優先する。

４ 佐沼警察署 登米警察署の活動

- （１）救出・救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救助・救出活動を行う。
- （２）被害状況に基づき、迅速に災害警備部隊を被災警察署等に出動させる。
- （３）警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。

５ 市民及び自主防災組織等の活動

（１）緊急救助活動の実施

市民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、火災等による救急・救出の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

（２）人材、機材等の確保

市民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、総合支所等に速やかに連絡し、救助を要請する。

(3) 救急・救助活動への協力

市民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動についても警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第4 救急・救助活動への支援

市は、道の駅等を警察・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として確保、使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。

県災害対策本部及び市災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用すること。

第5 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第6 感染症対策

搜索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

第7 救急・救助用資機材の整備

国、県、市及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

第6節 医療救護活動

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 医療局 消防本部	宮城県 陸上自衛隊（第22普通即応機動連隊） 日本赤十字社宮城県支部 （公社）宮城県医師会 （一社）宮城県薬剤師会 宮城県医薬品卸組合 （一社）登米市医師会 独立行政法人国立病院機構 登米 市歯科医師会 登米市薬剤師会

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模地震災害時には、同時に多数の負傷者等が発生し迅速な医療救護が要求されるため、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第2 医療救護活動

市は、県及び関係機関と連携・協力しながら、次の範囲・組織で、被災者に対する医療救護活動を実施する。

1 範囲

- （1）診療
- （2）薬剤又は治療材料の支給
- （3）処置、手術その他の治療及び施術
- （4）病院又は診療所への収容
- （5）看護
- （6）助産

2 組織

- （1）医療救護は、救護班を編成し、現地で実施する。
- （2）災害拠点病院における医療救護

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療については災害拠点病院（登米市民病院）で行う。

第3 医療救護体制の確立

1 市の役割

（1）情報の収集・提供

市は、県及びその他の市町、消防機関、医師会等との連携の基に、次について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- | |
|--|
| ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
イ 避難所、救護所の設置状況
ウ 医薬品等医療資機材の需給状況
エ 医療施設、救護所等への交通状況
オ その他参考となる事項 |
|--|

(2) 救護班の出動の要請及びその役割

市民生活部長は、大規模地震が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、本部長の指示のいかんに関わらず、次のとおり災害時医療救護体制を確立する。

項 目	手順その他必要事項
登米市医師会、登米市歯科医師会への連絡	ア 災害時医療救護体制確立の要請 イ 市内被害状況に関する情報の提供 ウ 市本部体制の現況に関する情報の提供
市内薬剤取扱業者への連絡	ア 医薬品・医療用資機材の供給協力の要請
救護所の設置	ア 災害の状況に応じて災害時医療救護活動が可能な場所（登米市医師会長、登米市歯科医師会長及び市民生活部長がその都度協議する） イ 救護所設置要員の派遣
関係各部長及び県等への協力要請	ア 災害時医療救護体制に関する広報活動の要請 イ 場所・資機材・設備・水道水等の提供協力の要請 ウ 県により編成される医療救護班及びDMATの派遣要請 エ その他の協力要請
収容医療機関の確保	ア 市内収容医療機関の現況把握 イ 市外収容医療機関の確保（受入要請） （県保健福祉部・周辺市町等）
搬送体制の確立	ア 搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） イ 救急車両他搬送用車両の確保 ウ ヘリコプターの活用（県・民間等）
報道機関対応	ア 放送局等への医療救護体制に関する放送枠確保の要請 イ 報道機関への災害時医療救護体制に関する紙面確保の要請
医療救護班の編成	ア 登米市医師会との連絡調整 イ 市各部、防災関係機関との連絡調整 ウ 救護所への医薬品・医療資機材・水等の供給 エ 収容医療機関の要請に基づく医薬品・医療資機材・水等の供給 オ 市民対応

2 県の役割

(1) 保健医療福祉調整本部の設置

県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、保健医療福祉調整本部を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害救急医療情報システム（EMI S）及び地域保健医療福祉調整本部、市等から把握する。

また、市から派遣要請があった場合は、DMATを派遣するほか、医療救護班を派遣する。

(2) DMATの派遣

ア 県は、必要に応じて、保健医療福祉調整本部の下にDMAT調整本部を設置する。

イ 県は、宮城DMATが出動する必要があると判断した場合、又は市町村から派遣要請があった場合は、宮城DMAT指定病院に対して宮城DMATの出動を要請する。

ウ 県は、多数の重症、中等症の傷病者が発生すると予想される状況の場合は、国及び他都道府県にDMA Tの派遣を要請する。

(3) 医療救護班の派遣調整

ア 保健医療福祉調整本部は、地域保健医療福祉調整本部からの要請により、県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城支部等へ医療救護班の派遣を要請する。

イ 保健医療福祉調整本部は、災害の状況又は地域保健医療福祉調整本部、市及び医療機関等からの支援要請に応じ、医療救護班派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。

(4) 医療ボランティアの調整

保健医療福祉調整本部は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。

3 登米市医師会の役割

登米市医師会は、市民生活部長から災害時医療救護体制確立の要請を受けた場合は、提供を受けたスペース、医療救護活動用資機材、設備、救助物資等を活用し、次のとおり医療救護活動を行う。

(1) 運営体制

登米市医師会が定めた救護所に、医療救護対策本部を置く。本部要員はその都度、登米市医師会会長が決める。また、登米市医師会の医療救護対策本部は、市との連絡・調整にあたりとともに、市と連携し広域的な医療ネットワークの維持・運営を行う。

なお、登米市医師会会長は自ら必要と認めたときは市の要請を待たずに、医師会医療救護対策本部の設置、収容医療機関の受入体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行うことができる。この場合、登米市医師会会長は直ちに市に通報するとともに、事務連絡要員等の派遣を要請する。

震災などにより通信網が途絶した状態の場合、登米市医師会会員は、設置された救護所、災害現場等に出動し、市職員に医師会員であることを申し出て医療救護にあたる。

(2) 救護所への要員派遣

各救護所へ派遣する要員の編成については、登米市医師会医療救護対策本部がその都度決めるが、最小限の単位は、次のとおりとする。

各救護所			備 考
医 師	看護師	事務・連絡要員	※ 事務・連絡要員は市職員等をもって充てる。
1 名	2 名	1 ～ 2 名※	

(3) 本部組織の目安

登米市医師会医療救護対策本部の班構成及び役割は、その都度登米市医師会責任者が決めるが、概ね次のとおりとする。

班	役 割 項 目
本部班	ア 市内外医療救護ボランティア申出の受付 イ 医療救護ボランティア希望者に対する研修・引継等 ウ 医療救護関係団体との連絡・調整 エ 医療救護要員派遣計画の作成・調整 オ 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成

庶務班	ア 市、防災関係機関との連絡調整 イ 医薬品、医療資機材、物資の調達・保管 ウ 資金管理、伝票整理その他財務に関すること エ 食事の提供、睡眠スペースの確保 オ その他本部機能維持業務に関すること
-----	--

4 救護所設置の目安

(1) 救護所の設置場所

市民生活部長は、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり登米市医師会、消防本部、警察署等の協力を得て、救護所を設置する。

救護所	ア 避難所の中から選定 イ その他本部長（市長）が必要と認めた場所
-----	--------------------------------------

(2) 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営実務は、登米市医師会医療救護対策本部が医療救援ボランティアの受入れ等も含めて行う。

なお、市民生活部長は必要なバックアップに万全を期す。

(3) 精神科救護所の設置

精神科救急医療サービスについては、精神科医療機関等の協力により、各医療機関にて臨時精神科医療救護活動の実施を要請する。併せて保健センター内に精神科救護所を設置し救護を実施する。

5 医療救護及び助産活動のあらまし

医療救護班の医療救護及び助産活動は、原則として救護所において次のとおり実施する。

また、災害の状況によっては被災地等を巡回し、医療救護・助産活動を実施する。なお、医療救護班は、区分の判別及び転送の要否の決定を重点にして、救命処置その他の応急的医療救護・助産活動にあたる。

- 傷病者の治療
- 傷病者の傷害等の区分の判別 ※1
- 県指定災害拠点病院への転送の要否及び転送順位の決定
- 傷病者に対する応急処置
- 転送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- 助産救護
- 死亡の確認
- 死体の検案

※1：傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、医療施設（収容医療機関等）への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージ・タグ）を傷病者に装着する。

(1) 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、概ね災害発生の日から14日以内とする。

(2) 医療救護活動の範囲

ア 診療	エ 病院又は診療所への収容
イ 薬剤又は治療材料の支給	オ 看護
ウ 処置、手術その他の治療及び施術	カ 助産

(3) 助産について

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分娩した人とする。なお、被災の有無及び経済力のいかなを問わない。

助産の範囲は次のとおりとする。

ア 分娩の介助
イ 分娩前、分娩の処理
ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(4) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担（限度額以内）、その他の場合は、市負担とする。

(5) 特定疾患対策

ア 市は、スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデスなどの難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する災害時の医療を確保するため、難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品の確保に努めるとともに、難病患者等に対し必要な医療情報の提供を行う。

イ 市は県に難病等に係わる応急対策に関し、必要な指導・助言その他支援を要請する。

第 4 収容医療機関の確保

1 災害拠点病院の確保

(1) 措置のあらまし

市民生活部長は、本部長の指示があったとき、若しくは災害の発生により必要と認めたとき、次のとおり災害拠点病院に対し要請する。

ア 災害拠点病院の被災状況の把握
イ 患者緊急受入れのためのベッド確保の要請
ウ 患者緊急受入れのための要員確保の要請
エ 災害拠点病院としての機能を果たすために供給が必要な物資等の把握 (医薬品、医療用資機材、水、燃料、通信手段等)

(2) 災害拠点病院

災害時に災害拠点病院となる医療施設は、県が指定している「登米市民病院」とする。

また、近隣市町の医療施設については、登米市医師会の協力のもと、確保する。

2 後方支援病院の確保

(1) 措置のあらまし

市民生活部長は、本部長の指示があったとき、若しくは災害の発生により必要と認めたとき、県を通じて次のとおり後方支援病院を確保する。

- ア 受入れ可能な総合病院・専門病院への受入要請
- イ 近隣県への受入要請
- ウ その他都道府県への受入要請

(2) 後方支援病院該当施設

県が基幹災害医療センターとして指定している「国立病院機構仙台医療センター」や隣接する医療圏の病院を後方支援病院とする。(原則として県指定の地域災害医療センターとする。)

※ 高度収容医療能力を有する病院とする。後方支援病院へはヘリコプターによる搬送体制も確保されるため、県以外の都道府県にある施設はすべて受入れ先の対象となる。

第5 重傷者等の搬送体制の確立

1 搬送に関する基本方針

多数の患者が同時多発的に発生し、しかも市内の医療機関の医療救護サービス供給能力を著しく越えると判断される場合、市民生活部長は、次の基本方針に基づき搬送体制を整える。

- (1) 救護所において、重傷者と判定されるものは災害拠点病院へ搬送する。(第一次トリアージ・第一次搬送)
- (2) 災害拠点病院において、搬入された患者を診断し、必要な応急処置を施し、経過後 24 時間観察する。ただし、緊急を要すると判断される場合は、速やかに後方支援病院へ搬送する。(第二次トリアージ)
- (3) 災害拠点病院において 24 時間経過後、入院が必要と判断される患者は、適切な後方支援病院へ搬送する。この場合搬送途中での病変に対応するため、救急隊員に対し必要な指示を行う。また、必要により看護師等を同乗させる。(第二次搬送)

2 搬送手段の確保

原則として、被災現場から救護所までは、市民生活部及び消防本部並びに消防署救急隊が警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、車両若しくは担架による搬送を実施する。また、救護所から災害拠点病院及び後方支援病院(収容医療機関)等への搬送については、市民生活部長が次のとおり車両若しくはヘリコプターを確保し行う。

- (1) 消防署へ救急車両の配車・搬送を要請
- (2) 消防署以外の救急車両を各救護所に集結させ搬送を要請
- (3) 市所有車又は各救護所担当職員が使用している自動車により搬送
- (4) 県・民間等のヘリコプターを可能な限り多数、各災害拠点病院に集結させ搬送を要請

3 その他の留意事項

(1) 当日道路状況図の作成・配布

市民生活部長は、関係各部長の協力を得るとともに、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、日々刻々変化する市内の道路状況に関し、既成の地図を基にして、「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布するよう努める。

(2) 搬送帰り車両の有効利用

搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう、医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣(着替用)等必要な物資の補給活動に活用するなど、運用に留意する。

第6 医薬品・資機材等の確保

1 医薬品・医療用資機材

(1) 各医療救護班の対応

救護所における医療救護及び助産活動に必要な医療資機材等の使用・調達確保については、原則として次のとおり行う。

- ア 健康推進課は、市の現有医療資機材及び医薬品を確保し救護所に携行する。
- イ 市の要請により、出動した登米市医師会医療救護班が使用する医薬品、医療用資機材については、原則として市の用意した資機材をもって対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用する。その場合の使用消耗資材の費用については、市に請求する。
- ウ 県により編成された医療救護班は、原則として自己が携行した医薬品、医療用資機材を使用する。

(2) 不足のときの調達方法

市民生活部長は、各医療救護班が医療救護・助産活動のために使用する医療器具及び医薬品、医療用ガス等が不足したときは、登米市医師会及び宮城県薬剤師会登米支部の協力により調達する。宮城県薬剤師会登米支部は、市の行う医療救護活動に必要な医薬品の確保に努める。

なお、不足の場合は県保健福祉部（東部保健福祉事務所登米地域事務所）に対して要請する。

県保健福祉部（東部保健福祉事務所登米地域事務所）は、市からの要請に基づき、宮城県医薬品卸組合、宮城県赤十字血液センター等に対し医薬品等の供給を要請し、保健所に配備している救急医療セットを被災地に搬入する。また、医療用医薬品などについては、医療機関へは医薬品卸売業者が主として供給し、救護所等へは医薬品卸売業者によるほか援助物資から供給する。

一般用医薬品などについては、医薬品集積所から救護所、避難所に供給する。

なお、輸血用血液が必要になった場合については、県保健福祉部を通じて、宮城県赤十字血液センターなどに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。また、総務部に対して、市民への献血呼び掛けを要請する。

2 水、その他

(1) 水

救護所等の施設における水については、上下水道部が給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。また、市内医療機関については、災害発生後直ちに、市民生活部が水の確保状況を照会するとともに、上下水道部を通じて水の供給を行うよう万全を期する。

(2) 電気

市長は、救護所等の施設において、電気の供給が停止した場合には、最優先で通電再開を行うよう、東北電力（株）へ要請する。

市内医療機関については、災害発生後直ちに、市民生活部長が電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、東北電力（株）に対し、移動電源車の出動を要請する。また、必要に応じて関係市町に対し、自家発電用の燃料の供給協力を要請する。

(3) 電話その他の通信手段

市民生活部長は、救護所等の施設において、電話の使用が困難になった場合は、市災害対策本部に対し必要な措置を講じるよう要請する。

第7 平時医療救護体制への移行

1 移行時期の目安

災害時医療救護体制が敷かれる期間は、災害発生後14日目までを目安とする。なお、避難所が閉鎖された場合は、それ以前であっても、原則として救護所も閉鎖する。

2 移行に関する基本方針

災害時医療救護体制から平時医療救護体制への移行は、概ね次の基本方針に基づき行う。

- (1) 災害発生後1週間については、登米市医師会会員を含めた救護所体制による。
- (2) 災害発生後1週間経過後については、避難所における救護所を漸次縮小するとともに、登米市医師会会員を救護所要員から外し、県派遣医師及び応援医師による体制とする。また、自身の診療所を再開することが可能な医師会会員については、その早期再開を促す。
- (3) 診療所再開状況が50%を超えた時点で、当該管内における救護所を閉鎖する。

3 措置のあらまし

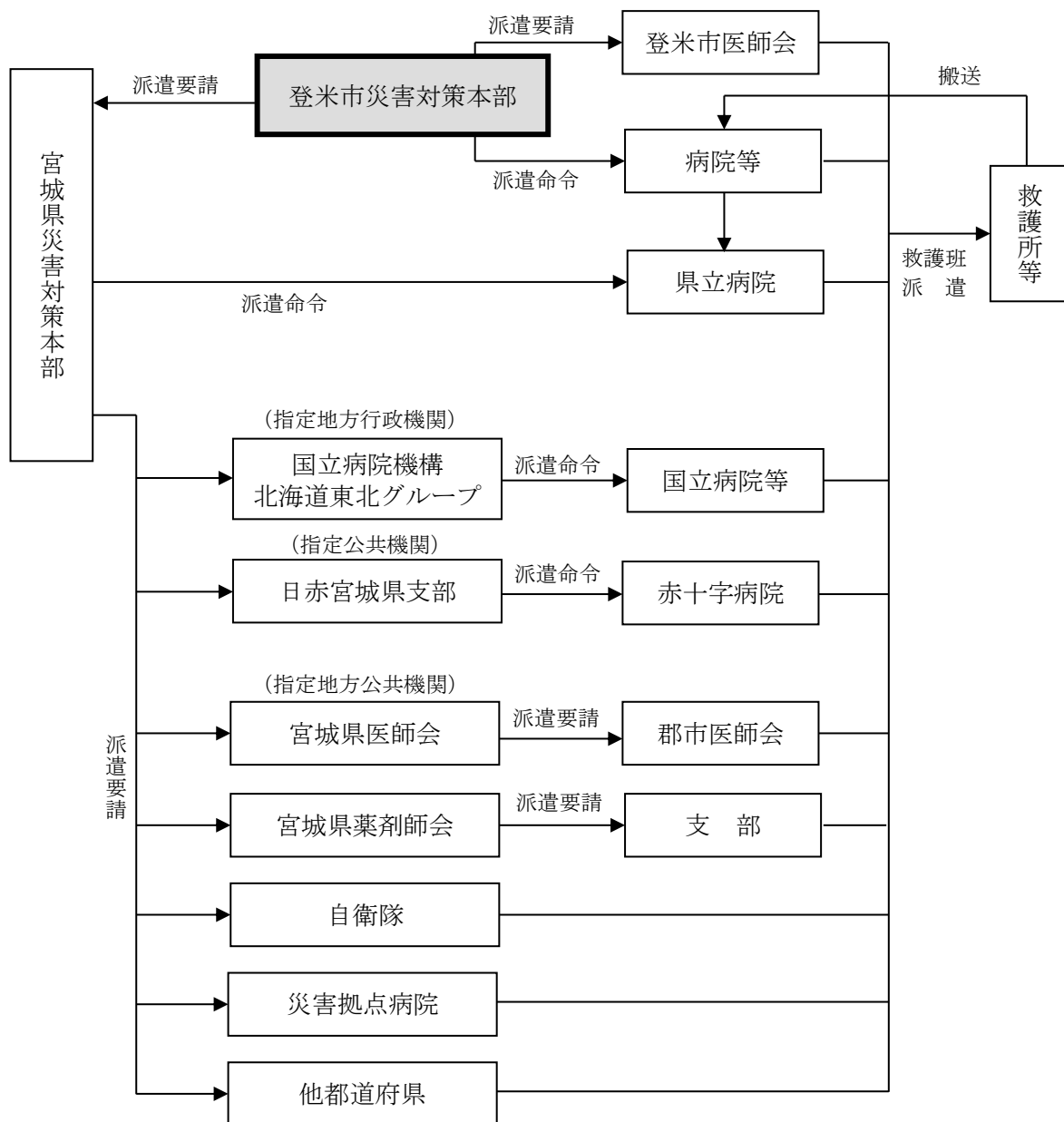
これまでの災害事例を見ると、災害発生当初においては、外科的治療を要する患者が多数を占めるのに対して、災害発生後1週目以降は、長期の投薬、診療を必要とする慢性疾患患者に対する医療ニーズが大半を占めるようになる。慢性疾患の患者に対しては、一貫した治療が必要であり、災害発生前からの「かかりつけ医師」による診療が最も望ましい。

そのため、市民生活部長は関係各部長、関係機関と連携して、災害時医療救護体制から平時医療救護体制への移行がスムーズに行われるよう、概ね次のとおり行う。

- (1) 当番医による休日・夜間救急診療の再開
- (2) 災害拠点病院への長期応援体制の確立による平時医療への再開
- (3) 社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置
- (4) 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置
- (5) 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者の負担の軽減措置
- (6) その他診療所の早期再開のために必要な支援措置

注：(3)～(5)については、阪神・淡路大震災でとられた措置であるので、同様な措置が講ぜられるよう関係機関に要請していくべき事項である。

[医療救護活動の体系図]



第8 精神医療救護体制の確立

1 基本方針

大規模な地震が発生した場合、市民生活部長は、登米市医師会・県・国その他の関係団体等と連携して、被災した市民及びボランティアを含む救援活動従事者の「こころのケア対策」を行う。なお、対策実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度登米市医師会その他の専門家と協議して決めるが、概ね次の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	時期の目安	設置の目安
災害発生初期 の緊急措置	災害発生後 1週間目まで	(1) 精神科救護所の設置及び精神科救急医療の実施 (2) 各種相談窓口の開設 (3) 心的外傷に関する冊子その他の情報の市民への提供
長期的こころ のケア対策へ の準備措置	災害発生後 8日目以降	(1) 巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 (2) 救護活動従事者向「こころのケア」の実施 (3) 広域市町圏内精神医療機関の再開 (4) 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置

2 初期こころのケア対策実施体制の確立

(1) 市の役割

初期こころのケア対策実施体制の確立においては、市が果たすべき役割については、市民生活部長が関係各部長と協力して、次のとおり行う。

項 目	手順その他必要事項
登米市医師会への連絡	ア 災害時こころのケア実施体制確立の要請 イ 市内被害状況に関する情報の提供 ウ 市本部体制の現況に関する情報の提供
市内の薬剤取扱業者	ア 災害時医療救護体制確立の要請 イ 医薬品等の供給協力の要請
精神科救護所の設置	ア 設置可能な精神科医療機関への設置協力要請 イ 保健センター内の拠点救護所への併設 ウ 併設する場合のスタッフの確保
各種相談窓口の設置	ア 各種相談窓口開設のために必要なスペース・設備等の確保 イ 要員派遣
心的外傷に関する啓発活動の実施	ア 心的外傷に関する冊子・資料の作成 イ 心的外傷に関する広報活動の実施
県・国等への協力要請	ア 県へのケア施設開設要請 イ その他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請 ウ その他の協力要請
収容精神科医療機関の確保	ア 収容精神科医療機関の現況把握 イ その他収容精神科医療機関の確保（受入要請）

項 目	手順その他必要事項
報道機関対応 ※総務部長を通じて行う	ア 各放送局及び報道機関への「こころのケア」対策に関する放送枠及び紙面確保の要請
医療救護班の編成	ア 登米市医師会との連絡調整 イ 市各部、防災関係機関との連絡調整 ウ 救護所への医薬品・医療資機材・水等の供給 エ 収容精神科医療機関の要請に基づく医薬品・医療資機材・水等の確保 オ 市民対応

(2) 登米市医師会の役割

初期こころのケア対策実施体制の確立において、登米市医師会が果たすべき役割については、ボランティアや関係団体等の協力を得て、次のとおりとする。

項 目	手順その他必要事項
精神科救護所の運営	ア 通院患者の医療の確保 イ 急性症状患者の治療 ウ 収容医療必要の有無の判定及び入院措置
収容精神科医療機関の運営支援	ア 収容精神科医療機関への応援体制の確保
こころのケア対策に関する専門ボランティアの受入れ・活用	ア 収容精神科医療機関への応援・交替要員配置 イ 精神科救護所への応援・交替要員配置 ウ その他専門ボランティアに関する連絡・調整
心的外傷に関する啓発活動への協力	ア 心的外傷に関する冊子・資料の作成協力 イ 専門家のあっせん、紹介 ウ その他必要な助言・資料等の提供

3 長期的こころのケア対策実施体制の確立

(1) 市の役割

長期的こころのケア対策実施体制への移行において、市が果たすべき役割については、市民生活部長が関係各部長と協力して、次のとおり行う。

項 目	手順その他必要事項
巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施	ア 巡回スケジュールの作成 イ 避難所及び被災地域内自主防災組織等への協力要請 ウ 巡回に関する広報の実施
救援活動従事者向 「こころのケア」実施	ア カウンセリングルームの開設 イ 講演会・研修の実施

項 目	手順その他必要事項
市内精神科医療機関の再開促進	ア 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置 イ 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者負担の軽減措置 ウ 社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置 エ その他診療早期再開のために必要な支援措置

(2) 登米市医師会の役割

長期的こころのケア対策実施体制への移行において、登米市医師会が果たすべき役割については、ボランティアや関係団体等の協力を得て、次のとおり実施する。

項 目	手順その他必要事項
巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施	ア 巡回救護班の編成 イ 巡回スケジュールの作成 ウ その他巡回救護活動に関する連絡・調整
救援活動従事者向 「こころのケア」実施	ア カウンセラーの派遣及びカウンセリング実施 イ 講演会・研修会への講師派遣及び講演・研修の実施 ウ その他活動に関する連絡・調整
市内精神科医療機関の再開促進	ア 各会員への再開促進措置 イ 各会員からの要望の取りまとめ ウ その他市との連絡・調整

第9 在宅療養患者の医療救護体制

- 1 市は、在宅医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 市は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内医療機関若しくは県保健医療福祉調整本部へ調整を依頼する。
- 3 県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。
- 4 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。
- 5 県は、市が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第7節 消火活動

実施担当	関係機関
総務部 消防本部 消防団	宮城県

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模な地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、市はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

第2 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、市及び各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

1 地震災害時における消火活動の基本

消火活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また、上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

原 則	内 容
重要防ぎょ地区優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。
消火有効地域優先の原則	警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。
市街地火災優先の原則	大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を優先とした活動を行う。
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。
火災現場活動の原則	ア 出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。 ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第3 市の対応

市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

第4 消防機関の活動

1 消防本部の活動

消防長は、消防署（所）及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「登米市消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

（1）初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

（2）地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

（3）道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

（4）消防水利の活用

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・ため池等の自然水利を活用するほか、遠距離中継送水での消火活動を行う。

（5）防災関係機関等との連携

消防長は消防本部内に連絡担当班を設け、消防団、上下水道部及び各防災関係機関との連携・協力に万全を期する。

2 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、登米市消防計画、行動計画により、登米市消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の活動を行う。

（1）出火警戒活動

地震により火災等の発生が予測される場合は、地域住民に対し出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。

（2）消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、主要な避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

（3）災害情報の収集伝達活動

分団隊毎に指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を消防本部又は消防署に通報する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無についても、同様とする。その他必要な情報の収集・報告を行うとともに消防長又は消防署長からの指示命令

の伝達を行う。

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 消防署隊への応援

消防署の消防隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

(5) 応急救護

住民と一体となって要救助者の救出と負傷者に対する応急救護措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難誘導

避難の指示等が行われた場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

第5 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

(1) 自衛消防組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部へ通報する。

(2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第6 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には身の安全確保ができる範囲内で以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防本部に通報する。

第7 市民の活動

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防本部に通報する。

3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第8 消防水利の確保

消防水利は、原則として水道消火栓の損壊を前提とし、次のとおり確保する。なお、自然流下地域及び谷状の低地にある場合で、直径250mm以上の管についている消火栓については使用を試みる。

1 河川等の自然水利

河川・水路・ため池等が現場直近にある場合活用するが、火災現場が水利から 1,000m以内にある場合についても活用可能とする。

2 防火水槽・プール等

防火水槽等水利容量に制限のある水利については、40m³ 1 隊の配置を原則として活用する。ただし、充水措置ができる場合は、40m³ 2 隊とすることができる。

3 充水措置

防火水槽等、水利容量に制限のある水利を利用する場合は、部署隊数、貯水容量から使用可能時間（消防隊 1 隊 2 口放水の場合、40m³ 防火水槽に 2 隊が使用すると約 18 分で使用不能となる）を判断し早めに充水措置を行う。充水源としては、火点後方の防火水槽、河川等利用可能なすべての水利を活用する。

4 上下水道部の協力

上下水道部は、消防隊からの要請があった場合は、可能な限り職員を出動させ、給水車等による充水措置、制水弁の開閉による増水の手配（消火栓使用の場合）等消防水利の確保に努める。また、消火活動に使用後の防火水槽への充水体制を速やかに確立し、地震発生後の火災発生に備えた消防水利の確保を図る。

5 宮城県北生コン協同組合の協力

消防長は災害時における応援体制等に関する協定に基づき、緊急水利の確保等について宮城県北生コン協同組合に応援要請する。

第9 応援消防隊の受入れ

消防長は、運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき、本部長を通して、他の消防本部に応援部隊の派遣を要請する。

この場合の応援消防隊の受入れについては、概ね次のとおりである。

1 消防水利に関する資料の配布

派遣された他消防本部・署の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

2 添乗署員の配備

派遣された他消防本部・署の応援消防隊の現場への出動にあたっては、車両各 1 名ずつ署員を添乗させる。

3 宿舍の確保

派遣された他消防本部・署の応援消防隊職員の宿舍については、市が確保する。なお、必要に応じて県に協力を要請する。

4 経費の負担

経費の負担については、協定に基づき行う。

第10 被災地域以外からの応援

市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第8節 交通・輸送活動

実施担当	関係機関
総務部 まちづくり推進部 市民生活部 産業経済部 建設部 消防本部 教育部	東北運輸局 東北地方整備局 宮城県 陸上自衛隊（第22即応機動連隊） 佐沼警察署 登米警察署 東日本高速道路（株） （株）ミヤコーバス （公社）宮城県トラック協会（登米本吉支部）

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模地震災害発生に際し、市民の生命の保全、市民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送など特に速やかな対応が望まれることから、市は、防災関係機関と密接な連携を保ちながら緊急輸送道路を確保し、輸送を実施する。

第2 緊急輸送対策

1 災害時輸送業務実施体制の確立

市は、災害応急対策を迅速かつ適切に行うためには、迫庁舎本部及び救援物資・要員等集積拠点において、輸送手段としての車両を確保する必要がある。

災害発生後の混乱の中で、限られた輸送車両や輸送要員の効率的な運用を図るためには、本部及び各「拠点」において車両の確保・調達・配車等を一元的にコントロールする体制が確立される必要がある。そのため、市は大規模な地震が発生した場合における輸送業務実施体制を次のとおり行う。

- （1）総務部長は、各部が管理する車両を効率的に管理・運用するため、各部長に対し非常災害時における市有車両運用上のルールの確認・徹底を図る。
その他必要な措置について、併せて実施を要請する。
- （2）産業経済部長は、災害時における緊急物資の輸送に関する協定に基づき、宮城県トラック協会（登米本吉支部）に緊急輸送の応援を依頼する。
- （3）総務部長は、関係各部長と協力・連携し、県及び関係機関に依頼し、鉄道、ヘリコプター、その他必要な輸送手段を確保する。
- （4）総務部長は、県警本部若しくは佐沼警察署、登米警察署に要請して、市が行う輸送業務に必要な緊急通行車両について、標章及び証明書の交付を受ける。

2 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

第1段階	(1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等 (4) 医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等の生命維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品
その他関係措置	(1) 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両使用の抑制について、住民・事業所等に対する協力要請を行う。 (2) 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ適切に実施するため、警察関係機関等との密接な連携確保を図る。 (3) 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

3 緊急輸送ネットワーク

大規模な災害が発生した場合、県地域防災計画に基づき全域を結ぶ陸上、鉄道、空路等の3つの緊急輸送ルートを確認する。そのため市内においては、大規模な地震が発生した場合には、輸送体系が大きく混乱するものと想定し次の3つの基本方針に基づき、市内における陸上、鉄道、航空の3つの緊急輸送ネットワークを確認する。

- (1) 各担当部長は、職員によるパトロール活動をはじめ、警察署への照会、参集職員等からの情報収集その他の方法により、道路、配送拠点・積替え中継拠点（予定施設）、臨時ヘリポート（設置予定施設）、鉄道施設の被害状況を把握し総務部長に報告する。
- (2) 総務部長、産業経済部長は、配送拠点・積替え中継拠点の開設・運営のための要員を配置し、その後の指示発令に備える。また、関係団体に対し必要な措置をとるよう通知する。
- (3) 教育部長及び該当施設所管部長は、総務部長の要請に基づき、必要なヘリポート施設の開設協力を行う。

第3 陸上交通の確保

1 緊急輸送道路の確保

総務部長、市民生活部長、産業経済部長、建設部長及び消防長は、県・国の道路管理者・警察機関、その他関係機関と協力して、地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するための特に重要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）として、県緊急輸送道路ネットワーク計画及び市策定の輸送道路ネットワーク計画による緊急輸送道路を確保する。

2 情報の収集等

警察は、現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速かつ適切に把握する。

市は、総務部長が災害の状況等の情報を警察署に連絡するとともに、交通規制について、警察署と連絡調整を行い、住民への広報を行う。

3 交通規制

警察は、災害が発生した場合は、現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通の混乱、交通事故等の発生を防止し、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画により、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡を取りながら交通安全確保に努める。

警察が行う交通規制の内容は以下のとおりとする。

（1）基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と走行抑制

- ① 被災地域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力制限する。
- ② 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り制限しない。

イ 避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止

避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。

エ 道路管理者との緊密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

（2）緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両等の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、上記のイ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に綿密な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的に標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

(7) 交通マネジメント

ア 東北地方整備局は、応急復旧時に渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。

イ 県は、市町村から要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ウ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、各々の業務に支障がない範囲において構成員間の相互協力を行う。

エ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有する。

4 交通整理隊の編成

災害時において、各々の単独機関で交通の安全を確保できない場合、又は特に必要と認める場合は、警察官等、関係機関の協議により、次の交通整理隊を編成し交通整理等を実施する。

- (1) 編成交通安全指導員、消防職団員、関係機関の職員、その他民間協力者により編成する。
- (2) 所要人員等必要な事項は、その都度決定する。

5 緊急通行車両であることの確認

緊急通行車両であることの確認手続き（標章及び証明書の交付を含む）は、以下の要領で行う。

(1) 確認の申出

ア 申出事項

緊急通行車両の使用者又は管理責任者は、災害発生直後から災害応急対策を行うことができるようにするため、可能な限り事前に次の事項を申し出て確認を受ける。

- ① 番号標に標示されている番号
- ② 車両の用途
- ③ 活動地域
- ④ 車両の使用者の住所及び氏名
- ⑤ 緊急連絡先

イ 必要書類

- ① 緊急通行車両確認申出書
- ② 添付書類

a 車検証の写し

b 防災計画書、契約書等の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類

c 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足る書類

事前届出済証の交付を受けている車両については、事前届出済証の提示と、①のみで足りる。

(2) 標章等の交付

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、申出者に対し標章及び緊急通行車両確認書を交付する。

(3) 交付状況の把握

(2) の標章等を交付した場合、県復興・危機管理総務課及び交通規制課は、公布状況を把握するとともに、必要に応じて確認事務の調整を図る。

6 障害物の除去等

- (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。

- (2) 道路管理者は早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、緊急車両の通行の確保及び二次災害の防止に努める。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

- (3) 市は、緊急輸送道路の確保のため、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保については、「がれき等の除去及び処理」を準用する。

7 関係機関、道路管理者間の連携・調整

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

県は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

8 地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害発生時に運転者がとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。

① できるだけ道路外の場所に移動しておく。

② やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。

③ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

① 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

② 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

ウ 通行禁止区内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

9 代替公共交通手段の確保大規模災害により、交通機関に影響が発生した場合は、市民の生活再建や地域社会経済の早期復興を図るため公共交通運行事業者に対して、次の3つの基本方針に基づき「代替公共交通手段」の確保を図る。

(1) 市民バスを運行する事業所に対し、臨時ダイヤによる運行や鉄道不通区間における代替バスの運行を速やかに要請する。

(2) 住民バスを運行している各事業者に対し、地域の実情に応じて臨時運行を行うよう要請する。

(3) 市内タクシー会社に対し、営業活動を速やかに再開するよう要請する。

第4 防災関係機関の活動

1 東北運輸局の役割

災害応急対策実施責任者から要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉・安全を維持するため、必要がありかつその輸送を実施する者がいない場合、又は著しく不足する場合は、道路運送事業者に対し、輸送を命じる等必要な措置を講じる。

2 東日本高速道路株式会社の役割物資の緊急輸送等のための緊急輸送車両、人命救助活動等のための緊急自動車の通行が必要であるときは、暫定的な復旧措置を講じるよう努める。また、当該車両に道路の状況、災害発生状況を周知させ通行方法等の指示を与える。なお、このために必要な規制等については、宮城県警察高速道路交通警察隊と協議する。

3 (株)ミヤコーバスの役割市からの要請により緊急輸送を行う場合には、(株)ミヤコーバス本社を対策本部とし、運行課から各支配人室を経由して各営業所に指示する。

4 (公社)宮城県トラック協会(登米本吉支部)の役割大規模地震災害発生に際し、宮城県トラック協会が、全日本トラック協会内に設置された災害対策中央本部から緊急・救援輸送の要請を受けた場合及び宮城県内に大規模な災害が発生した場合、又はこれらが予測される場合並びに協会長が必要と認めた場合、これに即応するため必要な協会の輸送体制整備及び業務を次により実施する。

(1) 職員の体制

非常呼集連絡表により連絡し、緊急・救助輸送体制を整える。

(2) (公社)宮城県トラック協会本部の代行業務

(公社)宮城県トラック協会本部が震災等により、使用できない場合は下記の順序で支部が代行業務をする。

仙南支部→石巻支部→大崎支部→塩竈支部→登米・本吉支部→気仙沼支部→栗原支部

(3) 輸送要請及び各種費用の精算

輸送要請及び輸送終了報告、輸送経費の負担、災害補償については、県と(公社)宮城県トラック協会との緊急物資の輸送に関する協定書により処理する。

(4) 輸送指示書の発行

県からの緊急輸送要請に基づき、支部状況により運送事業者へ輸送指示書を当初電話、事後ファクシミリを発信し緊急輸送を実施する。この際、被災地の状況、道路交通・燃料補給等について情報を提供する。

(5) 携行証書等

ア 緊急通行車両確認証明書及び標章(県公安委員会が発行、ただし、申請は車両使用者が実施)を携行する。

イ (公社)宮城県トラック協会「緊急・救援輸送実施要綱」に定める人員等、車両の標識を取り付ける。

第9節 ヘリコプターの活動

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 消防本部 教育部	宮城県 県警察本部 仙台市消防局 国土交通省 第二管区海上保安本部 東京航空局仙台空港事務所 陸上自衛隊 航空自衛隊 仙台国際空港(株)

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模な地震災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第2 活動体制

ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を生かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) 救出救助活動
- (3) 救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 消防部隊の搬送・投入
- (6) 被災地への救援物資の搬送
- (7) 応急復旧用資機材等の搬送
- (8) 住民に対する避難の指示等の広報活動
- (9) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

第3 活動内容

教育部長及び該当施設所管部長は、総務部長の要請に基づき、必要なヘリポート施設の開設を行う。

第4 活動拠点

- 1 市は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。
また、災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する。
- 2 ヘリポート及び活動拠点が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行うよう努める。市は、場外離着陸場に定められている長沼漕艇場が被災した場合は、県等と協力して早急に応急復旧を行う。

[適切な助け合いの体制づくり]

第 10 節 自衛隊の災害派遣

実施担当	関係機関
総務部	宮城県 東京航空局仙台空港事務所 陸上自衛隊（第 22 即応機動連隊）

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第 1 目 的

市は、大規模地震災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、知事等は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定により、自衛隊の災害派遣を要請する。

第 2 実施責任者

市長は、自衛隊の派遣要請に係る事務手続きを行う。

第 3 災害派遣要請を依頼する場合の留意点

市長は、知事に自衛隊の災害派遣要請を依頼する場合は、次の事項に留意して行う。

① 緊急性

災害の状況、派遣要請の内容等からして、災害救援のため直ちに部隊を派遣要請する必要があること。

② 非代替性

災害救援が効果的に行われるために、他の機関のみの活動だけでは不足しており、部隊等を派遣要請することが必須であること。

③ 公共性

災害派遣が「公共の秩序を維持するために」部隊等を派遣するものであることから、災害に際し、人の生命、身体及び財産が社会的に保護されることを必要としていること。

第 4 災害派遣の基準及び要請の手続き

1 要請による派遣

- (1) 知事等は、地震災害時において、人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、若しくは、市町村の通信途絶の状況から判断し必要と認める場合は、「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を直ちに要請することができる。

自衛隊指定部隊等の長は、災害派遣の要請を受け、必要と認める場合に部隊等を派遣する。

※「自衛隊指定部隊等の長」とは、自衛隊法第 83 条に規定する防衛大臣が指定する者をいい、陸上自衛隊においては方面総監、師団長、駐屯地司令の職務にある部隊等の長、海上自衛隊においては地方総監、航空自衛隊においては航空総隊司令官、基地司令の職にある部隊等の長をいう。

- (2) 市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請をするよう求めることができる。この場合、市長はその旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。また、市長は速やかに知事等にその旨を通知しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、市長は速やかに知事等にその旨を通知しなければならない。

- (3) 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

2 自衛隊の自主派遣

大規模地震災害時において、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

3 要請の手続き

(1) 要請手続

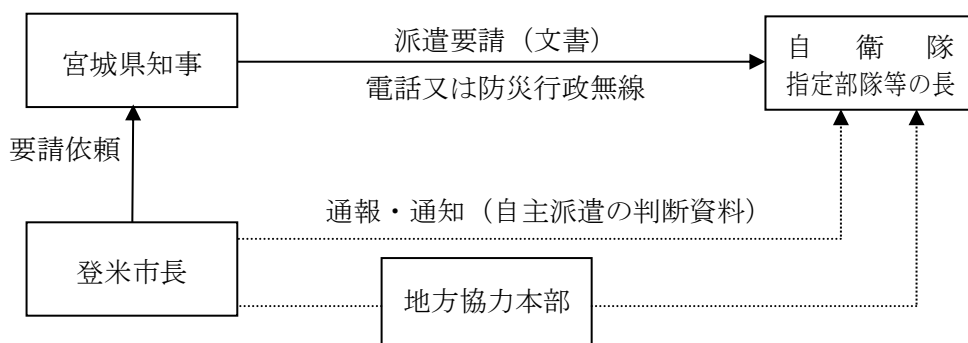
ア 市長は、自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書を、知事に提出する。

ただし、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により行い、その後、速やかに文書を提出しなければならない。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
(宿泊・給食の可能性、道路・橋りょうの決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等)

イ 通信の途絶等により、前記アの要請ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接下記に通知するものとし、速やかに県知事にその旨を通知する。

[自衛隊災害派遣要請系統図]



[緊急の場合の連絡先]

部隊名等 (駐屯地名等)	指定部隊等の長	連絡責任者		電話番号等
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊第22即 応機動連隊 (多賀城駐屯地)	連隊長	第3科	駐屯地当直 司令室	T E L : 022-365-2121 内 線 時間内 235～237 時間外 駐屯地当直 F A X : 022-363-0491 県防災行政無線 : 7-641-1

第5 自衛隊の連絡幹部等の派遣

大規模地震災害発生時、自衛隊は、市災害対策本部等に連絡調整員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

連絡幹部等は、県及び市町村並びに関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救援活動等に関する連絡・調整を実施する。

第6 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動
- (4) 水防活動：土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
- (5) 消防活動：消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む）
- (6) 道路の啓開：道路等の交通上の障害物排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫活動
- (8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
- (9) 給食、給水及び入浴支援：被災者に対する給食、給水及び入浴支援の実施
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲渡：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
- (11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- (12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害時において市長その他市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の吏員及び警察官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。

イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹林その他の物件を使用・収用すること。

ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。

エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

第7 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣が決定された場合、派遣を受ける市長は、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入れ体制を整備する。

1 災害派遣部隊の受入れ手順

項 目	活 動 内 容
準 備	① 市長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のための担当職員をあらかじめ指定し、業務遂行に協力する。 ② 応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てる。 ③ 派遣部隊の救援活動（作業）に必要な資機材等の確保・調達を行う。 ④ 派遣部隊の待機所、車両、機材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。なお、派遣部隊の活動拠点（仮泊予定地）は長沼フートピア公園とするが、他に市内の公共用地も確保しておく。
受入れ	① 派遣部隊が到着した際は担当職員を派遣し、部隊を目的地へ誘導する。 ② 派遣期間中は、連絡調整担当職員が派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上、作業の推進を図る。
県への報告	総務部長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、活動内容等について県復興・危機管理総務課に報告する。

2 ヘリポートの設定

臨時ヘリポートについては、次のとおり受入体制を整える。

ア 本市の臨時ヘリポート予定地は次のとおりとする。

※ ヘリコプター緊急離発着場予定地一覧 （資料編 資料 16）

イ 主なヘリポートの準備

- ① ヘリコプターから視認できる着陸帯（Hマーク）を石灰等に表示すること。
- ② 風向、風速が判断できるよう、風向指示器（吹き流し等）を設置すること。
- ③ 着陸帯付近（特に公園やグラウンドを指定している場合）での運航上の支障となる恐れのある範囲内は、人の立入りを禁止すること。また、多数の人が参集する恐れのある場合は、警備員等を配置する等所要の措置をとる。
- ④ 着陸帯に近接して道路等があるときは、通行止め等の措置をとること。
- ⑤ 離着陸に際して砂じん等が舞い上がる恐れがある場合には、事前に散水等の措置を行うこと。

3 車両駐車場の選定

自衛隊の車両駐車場は次のとおりとする。

施設名	所在地	備考
長沼フットピアトヨテツの丘公園	登米市迫町北方字天形 161-84	

第8 派遣部隊の撤収

- (1) 自衛隊による応急救援又は応急復旧が終了し、派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議により、撤収について知事に要請する。
- (2) 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請する。
- (3) 派遣部隊等の長は、知事から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事と調整の上、派遣部隊を撤収する。

第9 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた市が負担する。なお、細部については、その都度災害派遣命令者と知事等が協議して定める。

- ア 派遣部隊の連絡調整等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- イ 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建築物等借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- エ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- オ 無作為による損害の補償
- カ その他協議により決定したもの

第11節 相互応援活動

実施担当	関係機関
総務部 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模な地震災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期する。

第2 基本方針

1 取りまとめ責任者

区 分	職 名	役割のあらまし
県その他防災関係機関	総務部長	① 国、県、他市町村への要請、受入れの窓口 ② 民間団体に関する要請・受入れの総合調整
特定締結民間団体及び事業所	各所管部長	① 医師会、農協、物流業者等、各部が所管する団体・事業所への要請、受入れの窓口

2 要請実施の目安

(1) 被害が甚大であるため、応援を要請する必要がある場合

市のみで災害応急対策が困難と本部長が認めた場合、又は市内に大規模な地震が発生し、次の要件の1つ以上に該当し、本部長が必要と認めた場合とする。

- ア 耐震性が高いと推定される建築物に重大な被災が報告された場合
- イ 住宅密集地に延焼火災が発生し、拡大していることが報告された場合
- ウ 林野火災が発生し、延焼火災の恐れがある場合
- エ 大規模な斜面災害により人命救助の必要がある場合

(2) 職員の参集状況がよくないため、応援を要請する必要がある場合

職員の参集状況が悪く、市のみで災害応急対策活動の実施が困難と本部長が認めた場合とする。

第3 県との相互協力

1 基本方針

(1) 市は、県と災害対策上必要な資料を交換するなど平時より連絡を密にし、災害時には一層この強化に努め、市内の災害応急対策の円滑な実施を図る。

(2) 本部長は、市の総力をもってしても万全を期し難い場合は、県知事及び他市町等に応援、協力を要請する。

(3) 本部長は、県に対して応援又は応援のあつせんを求める場合には、知事（県災害対策本部長）に対し必要事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

なお、県を通じた協力・応援の要請及び受入れについては、総務部長が調整統括する。

- (4) 知事から他市町村等への応援を指示されたときは、自らの応急対策に支障のない限り積極的に必要な応援を行う。なお、県は必要に応じて行う市町村間の調整に留意する。

2 県への応援要請

(1) 職員派遣の要請

市は、災害応急対策が困難と見込まれる場合、県に対し職員派遣を要請する。

県は、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受け入れ調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。

(2) 物資の供給

県は、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の飲料水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

(3) 応急措置の代行

県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置の全部または一部を市に代わって行う。

(4) 派遣職員の経費負担

法令に基づく国、都道府県及び他の市町村からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、次の表のとおり法令（災害対策基本法施行令第18条）に基づき行う。

[法令に基づく国、都道府県及び他市町村からの派遣職員の経費負担]

	給与等の種類	給与等 支払者	経費負担
国	俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、 扶養手当、遠隔地手当、期末手当、勤勉手当、 暫定手当、寒冷地手当、薪炭手当 公務災害補償又はこれらに相当するもの 退職年金、退職一時金その他共済制度による給付	国	国が派遣した職員に対して支給した額及び国が負担した負担金のうち派遣職員の額について、派遣を受ける県又は市町村が負担
	退職手当		国において負担
	通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 定時制通信教育手当、産業教育手当又はこれらに 相当するもの、災害派遣手当、旅費	派遣を受ける県、 市町村	派遣を受ける県又は市町村が負担
都道府県・市町村	給料手当（退職手当を除く）、旅費 退職年金、退職一時金 その他共済制度による給付	派遣した都道府県・市町村が支給	派遣を受ける県又は市町村が負担
	退職手当		派遣した都道府県・市町村が負担

第4 市町村間の相互応援活動

1 他市町村長に対する応援の要請

市長は、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

(1) 個別相互応援協定

災害時に係る相互の応援協定等を締結している市町村において、当該協定等により応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 県内全市町村間の相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定により、県が調整し必要な応援を行う。

ただし、県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

2 他市町村への応援要請（災対法第 67 条に基づく要請）

本部長が、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を要請する。

要請は、総務部長が各部の要請・市の状況等を踏まえ「応援希望項目リスト」を作成し送付の上行う。

なお、他市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

(1) 個別相互応援協定

災害時に係る相互の応援協定等を締結している市町村においては、当該協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 県内全市町村間の相互応援協定

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

3 県への情報伝達

市が応急対策を実施する際に、他市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

4 応援体制の確保

県内で大規模地震災害が発生した場合、被災しない市町村においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第5 県内消防機関の相互応援活動

大規模地震災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」により、消防相互応援活動を行う。

1 県内消防機関の応援

(1) 宮城県広域消防相互応援協定による応援の要請方法

本部長は、応援側の市又は行政事務組合・消防事務組合の長に対して次の項目を明確にして、電話等により要請する。

- | | |
|---|-----------------------|
| ア | 災害の種別 |
| イ | 災害発生の日時、場所及び災害の状況 |
| ウ | 要請する人員、車両及び資機材の種別・数量 |
| エ | 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法 |
| オ | 応援隊の到着希望日時及び集結場所 |
| カ | 道路状況、気象状況 |
| キ | その他必要な事項 |

(2) 宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定書による応援の要請方法

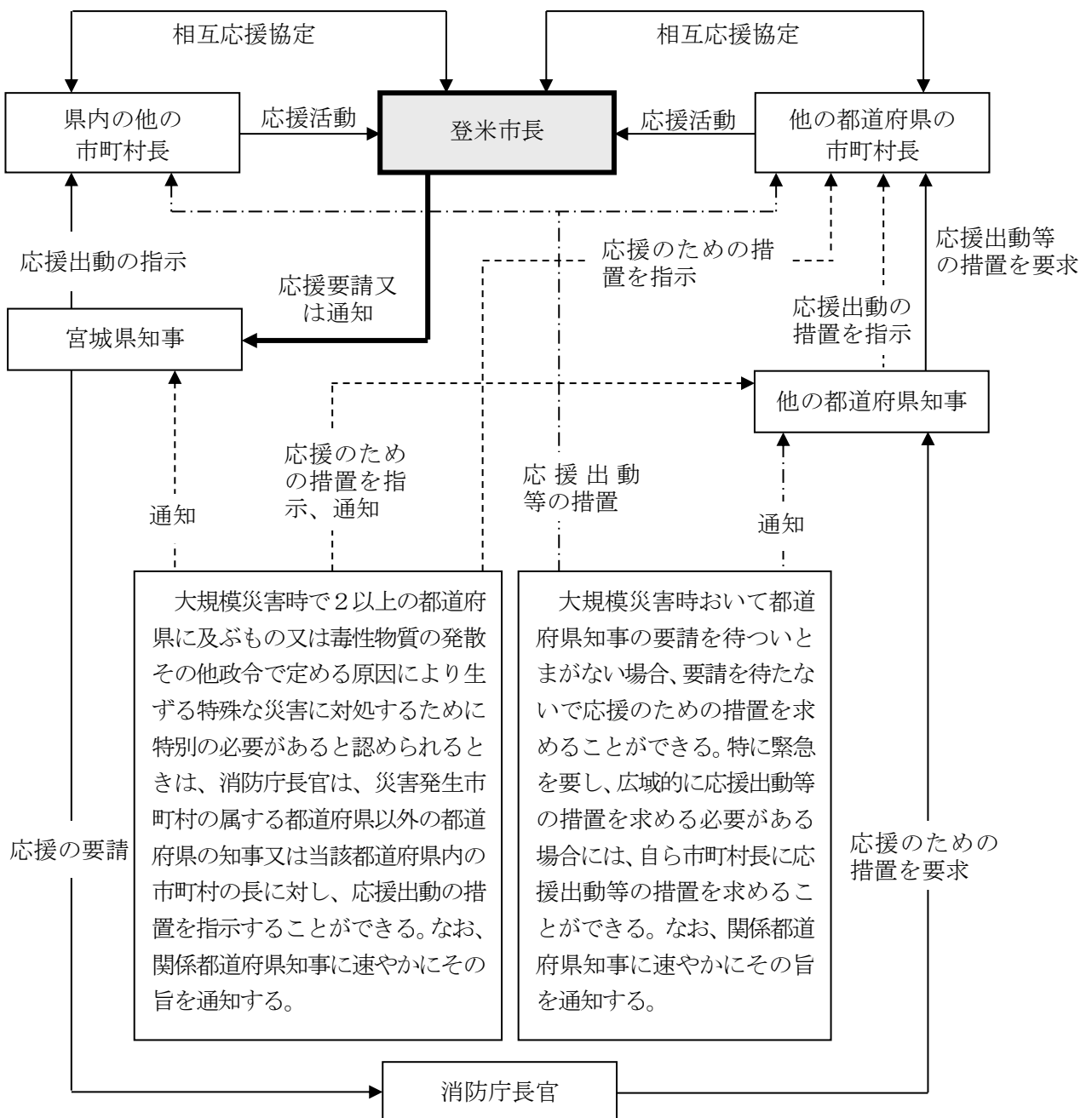
本部長は、県並びに仙台市に対して次の項目を明確にして、航空消防応援要請連絡票に基づきファクシミリ、電話等により要請する。

- | | |
|---|--------------------------------|
| ア | 必要とする応援の具体的内容 |
| イ | 飛行場外離着陸場の所在及び地上支援体制 |
| ウ | 現場付近で活動中の他の機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況 |
| エ | その他必要事項 |

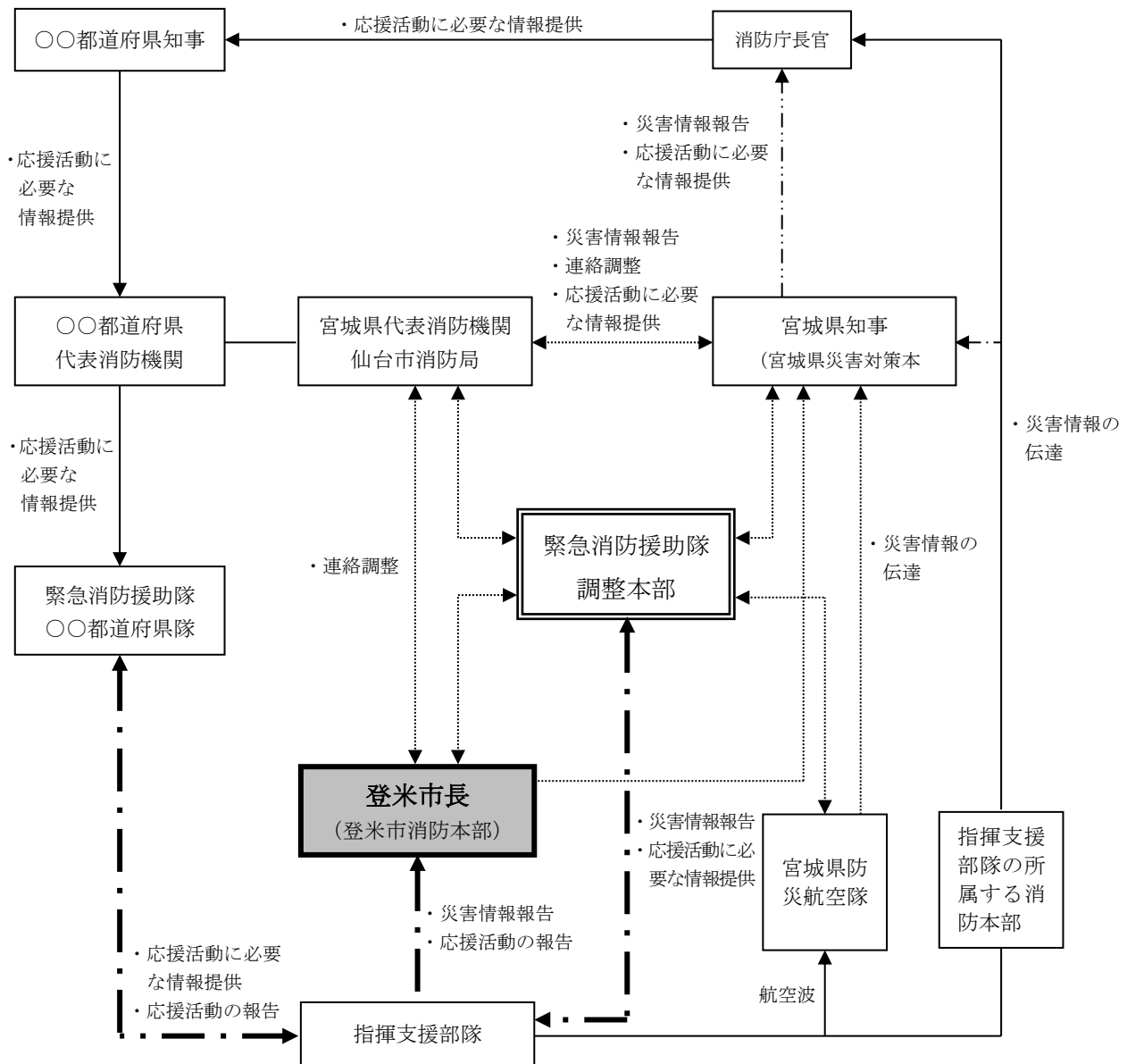
2 緊急消防援助隊の応援要請

本部長は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対策がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請し、応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の定めにより、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

[大規模災害時における緊急の広域消防応援体制図]



[緊急消防援助隊情報連絡体制図]



凡例

- ▶ 連絡・情報の流れ (回線任意)
-▶ 連絡・情報の流れ (防災行政無線電話使用)
- - - -▶ 連絡・情報の流れ (地域衛星電話使用)
- ▶ 連絡・情報の流れ (全国共通波使用)

3 防災関係機関との相互協力

- (1) 市は、防災関係機関と災害対策上必要な情報を交換する等、平時より連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく。
- (2) 市及び防災関係機関は、市に災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施するため、本部連絡員の派遣など必要な措置をとる。
- (3) 県内で大規模地震災害が発生した場合、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し円滑に応援活動ができるよう体制を整える。

4 民間団体及び事業所との協力

- (1) 災害時に、業種別の民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は次のとおりである。

- ア 異常現象、災害危険箇所を発見した場合の市又は防災関係機関への通報
- イ 災害に関する予警報、その他情報の地域内住民への伝達
- ウ 災害時における広報活動への協力
- エ 震災時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- オ 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動への協力
- カ 被災者に対する炊出し、救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- キ 被害状況調査への協力
- ク 道路交通規制・被災地域内の秩序維持への協力
- ケ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- コ 応急仮設住宅の建設等の業務への協力
- サ 生活必需品の調達等の業務への協力
- シ その他市が行う災害応急対策業務への協力

- (2) 災害時における協力要請の方法については、各部があらかじめ協定により定めるところによる。
なお、要請にあたっては可能な限り次の事項を明らかにして行う。

- ア 活動の内容
- イ 協力を希望する人数
- ウ 調達を要する資機材等
- エ 協力を希望する地域及び期間
- オ その他参考となるべき事項

- (3) 業種別団体組織及び事業所

現在、災害時に協力を要請する団体及び事業所は応援協定締結団体とする。

第6 受入れ体制の確保

市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受け入れ体制を整備する。

第7 他県等への応援体制

市及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定により、速やかに応援体制を整える。

なお、市及び県は、応援職員の派遣にあたっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

第12節 避難活動

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部 教育部 消防本部 消防団	宮城県 防災関係機関 陸上自衛隊（第22即応機動連隊） 佐沼警察署 登米警察署

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

市及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒体制を整え、地域住民等を速やかに避難させるため、適切に避難の指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間、あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営にあたる。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 住民がとるべき避難行動

地震発生時、揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り、揺れが収まってから、周囲の状況等により必要に応じて、指定緊急避難所等の安全な場所への移動などの避難行動をとる。

第2 避難の指示等

地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大防止のため必要と認められる場合、市長は、速やかに避難情報を発令する。この際、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言を行う。

さらに、市長は、避難情報の発令にあたり、必要に応じて気象情報アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

1 避難指示等を行なう者

避難の指示等を行うべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

- (1) 市長（災害対策基本法第60条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- (3) 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組管理者、水害予防組管理者[水防法第29条]）
- (4) 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止第25条）
- (5) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。[自衛隊法第94条]）

2 市長の役割

市長は、大規模災害に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域

の住民に対し、速やかに避難情報を発令する。

3 知事の役割

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって避難情報の発令に関する措置の全部または一部を実施する。

4 洪水等に係る指示

知事又はその命じた職員は、洪水の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の市長に状況を伝え、市長は、区域内の居住者に対し避難のため立ち退くよう指示する。

5 警察官の役割

警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがあるが場合、又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難の指示等、誘導その他必要な措置をとる。

(1) 警察署長は、市長等が行う避難の指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(2) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示等が行われた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難誘導する。

6 自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第3 避難の指示等の内容及び周知

1 市は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を市町村地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。

2 市長が避難の指示等を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

また、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

(1) 避難対象地域

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難の指示等の理由

(5) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の指示等を行った場合は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。これらを解除したときも同様とする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、次の方法により住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の

活用を図る。

なお、避難の指示等の周知にあたっては、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

ア コミュニティFM

イ 緊急告知ラジオ

ウ ホームページ、登録制メール配信サービス、LINE等

エ テレビの字幕放送（Lアラート）

オ 市、県警察、消防の広報車

（２）関係機関の相互連絡

市、県、警察、自衛隊は、避難の措置をとった場合においては、その内容について、相互に連絡通報する。

（３）周知内容

避難の指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路、出火・盗難の予防措置、携行品、その他の誘導措置、その他とする。

（４）警察の役割

ア 警察署長は、市町村長等が行う避難の指示等について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。

イ 警察は、避難の指示等が行われた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。

第４ 避難誘導

- 1 住民等の避難誘導は、市職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心がけ、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。

誘導にあたっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

- 2 市は、消防職団員、市職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

また、市は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令等と併せて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

- 3 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で、徒歩による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

第５ 避難所の開設及び運営

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市は土砂災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。

市は、災害の規模に鑑み必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努める。

1 指定避難所の開設

- (1) 市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を開設する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (2) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するなど、避難の円滑化に努める。
- (3) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。
- (4) 市は指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

2 避難所の運営

(1) 避難所の管理

ア 適切な運営管理の実施

市は、施設管理者、行政区及び自主防災組織、避難者等と避難所運営委員会を組織し、避難所運営マニュアルにより協議・調整等を行い、避難所の運営を行うものとする。

避難所運営委員会の構成員には、男女双方の視点に配慮できるよう、女性の参画の促進に努める。

また、避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

イ 相談窓口の設置

市は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子供への暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

ウ ボランティアとの協力

避難所運営委員会は、ボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

エ 自治的な組織運営への移行

市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、行政区や自主防災組織、避難者等が中心となった自主運営組織の立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有するボランティア等の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

オ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

市は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受取に來ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。加えて、市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(2) 避難所の環境維持

ア 良好な生活環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティション、簡易テントやエアベット、段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、市は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

イ 健康状態・衛生状態の把握

市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 家庭動物への対応

市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

エ 感染症対策

市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(3) 男女共同参画

ア 避難所運営への女性や子育て家庭の参画促進

市は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打

合せ会を持つなど、女性や子育て家庭の参画を推進するものとする。

イ 男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮

市は、避難所において、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子供・若者など多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 女性・子供等への配慮

市は、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレ・更衣室・入浴施設等を離れた場所に設置する。照明等を増設するなど、昼夜問わず安心して使用できる配置に努める。

また、避難所内に注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとし、警察、病院、女性支援団体との連携の下、相談窓口を開設し、情報提供を行うよう努める。

エ 運営参加者への配慮

市は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

（４）県による支援

ア 県は、市町村からの報告により指定避難所開設の状況を把握する。

イ 県が管理する施設での対応

県は、県が管理する施設を避難所として開設する際の協力、第三者の介護を必要とする避難者を受け入れる施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のための必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。

（５）学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

（６）外国人への配慮

市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

（７）避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市に提供する。

(8) ホームレスの受入れ

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。

(9) 家庭動物の受入れ

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

第6 避難情報の発令等による広域避難

- 1 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については避難先市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。
- 2 県は、市から協議要求があった場合、他都道府県と協議を行う。
- 3 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7 避難長期化への対処

- 1 市は住民の避難が長期化した場合には高齢者、障がい者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、自主運営組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- 2 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
また、災害の規模に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。
- 3 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受入れが必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては受入れ先市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求める。
- 4 県は、市から協議要求があった場合、他都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市に代わって行う。
- 5 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 6 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第8 帰宅困難者対策

地震により公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、市は、関係機関と連携して以下の帰宅困難者対策を行う。

1 適切な帰宅行動への誘導

(1) 帰宅行動に関する情報提供

市は、市民、企業、学校など関係機関に対して情報提供に努め、むやみに移動を開始せず、職場や学校等の施設内に留まるなどの適切な帰宅行動を促す。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設の周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

(3) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市や県警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

市及び県は、地震に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送やコミュニティFM、緊急告知ラジオ、ホームページ、登録制防災メール等を活用し、情報提供を行う。

第9 孤立集落の安否確認対策

1 通信手段の確保

市町村は、居住地又は避難場所が、道路の寸断、土地の水没などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

2 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第10 広域避難者への支援

1 円滑な手続きの実施

県は、市町村や都道府県の区域を越える広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

2 市町村との調整

県は、被災市町村より広域避難に関する支援要請があった場合には、県内の受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行う。

3 他都道府県との協議

県は、被災市町村からの要請に応じ、他都道府県に対して受け入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援する。

3 広域避難者への支援体制の整備

広域避難者が発生した際に、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

第11 在宅避難者への支援

1 生活支援の実施

市は、避難所における食料・物資が確保できた場合、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。それらの支援は、自主防災組織や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、市及び県は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、避難所等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。また、市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

[淀みのない応急復旧の体制づくり]

第13節 応急仮設住宅等の確保

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部	宮城県 防災関係機関

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目 的

大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理

1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備

(1) 県の対応

県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が必要と認めたときは、協定に基づき協定締結団体等の協力を得て速やかに整備する。

整備に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や要配慮者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。

(2) 市の対応

市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備にあたり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合において、県からの委任を受け、市自ら整備する。

2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営

(1) 管理体制

県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行うが、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委託した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託協定を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

県及び市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理にあたっては、安心・安全を確保するため、消防・警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子供・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(3) 運営上の配慮事項

運営にあたっては、下記の対応に努める。

ア 安心・安全の確保に配慮した対応

- ①防犯ブザーやホイッスルの携帯呼びかけ
- ②街灯や夜間照明等の工夫
- イ ストレス軽減、心のケア等のための対応
 - ①交流の場づくり
 - ②生きがいの創出
 - ③悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
 - ④保健師等による巡回相談
 - ⑤女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備
- ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
 - ①集会所の設置
 - ②相互情報交換の支援
 - ③窓口の一元化
- エ 女性参画の推進と生活者の意見反映
 - ①運営における女性の参画推進
 - ②生活者の意見集約と反映

第3 公営住宅等の活用等

市及び県は、一時的な居住の場として、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

第4 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法による応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、被災者の避難生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、応急仮設住宅（建設型応急住宅）を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

市は、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与が必要と認められる場合は、県に依頼するとともに、関係団体等の協議を行うものとする。

また、被災者の被災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

第5 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

市は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤独防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援にあたっては、適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

第6 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損

傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対して、災害のため住家に被害を受け、そのまま住むことができない状態にあるが、破損個所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）。

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない部分の応急的修理に限られる（限度あり。限度額を超えた部分は自己負担となる。）

3 修理の期間

災害発生の日から3か月以内に完了する。

なお、国の災害対策本部が設置された災害においては、災害発生の日から6か月以内に完了する。

第7 支援制度に関する情報提供

県は、応急仮設住宅等への居住についての支援制度について、早い段階で全体像を被災者に示すとともに、被災者に分かりやすく伝えるための方策について検討する。

第14節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 産業経済部 上下水道部	東北農政局 宮城県 日本赤十字社宮城県支部 日本郵便（株）（佐沼郵便局） （公社）宮城県トラック協会（登米本吉支部）

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目 的

市は、大規模地震災害時における市民の基本的な生活を確保するため、新物資システム（B－P L o）等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における感染症対策に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、暑さ・寒さ対策としての空調など、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第2 物資の管理、調達・供給体制

1 食料、飲料水及び生活必需品等の管理、調達・供給体制は次のとおりとする。

(1) 物資の一括管理

物資の収集・配送の管理を行うため、災害対策本部に専任で取り扱う班を設置する。

(2) 物資の保管場所

食料等については中田総合支所、生活物資については南方総合支所とする。

(3) 救援物資等の一時保管場所

救援物資等の一時保管場所として「災害時における救援物資等の一時保管に係る施設利用に関する協定」を、みやぎ登米農業協同組合及び新みやぎ農業協同組合と締結している。

2 調達計画の立案

市は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、倉庫の空き状況等に基づく将来に不足すると予想される物資（冬に向かう前の暖房機器など）について、早期の調達計画の立案に努める。

3 流通在庫の活用

市は、次の手順により食料、飲料水及び生活必需品等を迅速に調達し供給する。

(1) 被害の状況等から判断して、必要と認めた場合は協定等を締結している事業者等に対する物資の調達要請を行う。

(2) 市内業者の流通在庫を把握し、必要と認める場合は、県に対して支援を要請し、県が締結している協定により物資調達を行う。

4 プッシュ型の物資提供

県は、市町村における備蓄物資等が不足することが想定され、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと

みとめられるときは、要請を待たずに、市町村に対する物資の確保及び輸送を行う。

5 積雪寒冷地特有の課題への対応

積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。

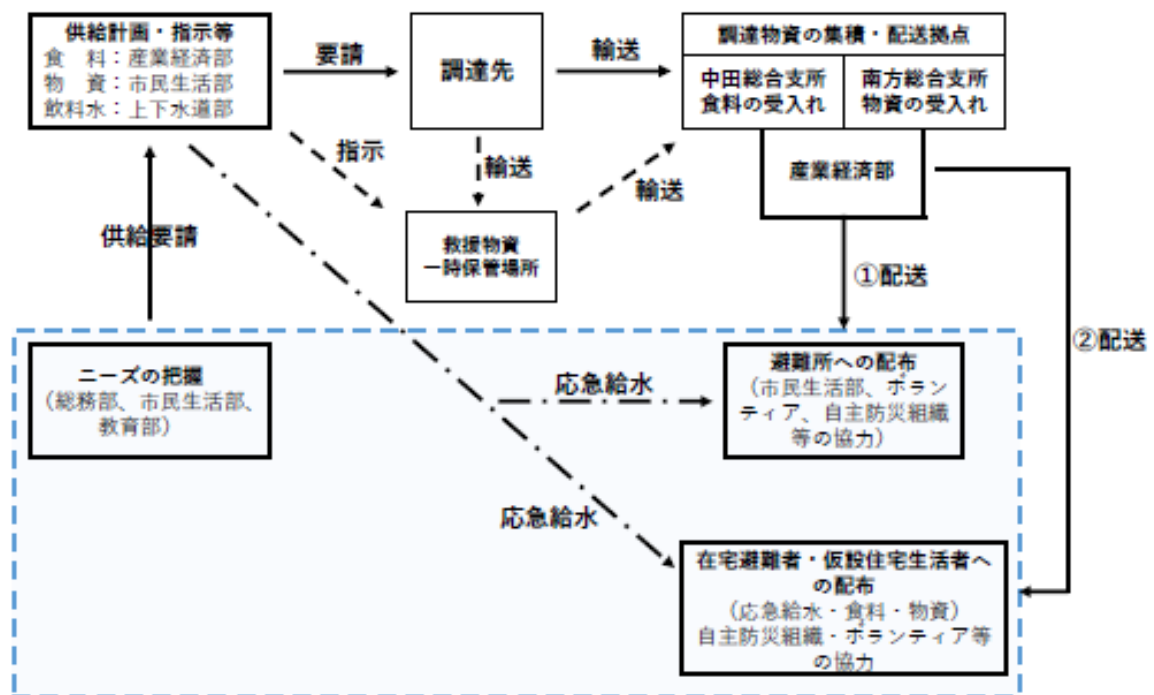
第3 食 料

1 食料供給体制の確立

(1) 基本方針

災害時における市民等に対する応急食料供給活動は、備蓄食料の配給を中心に、関係各部、県・国及び（公社）宮城県トラック協会（登米本吉支部）等の協力を得ながら、産業経済部長が次のとおり行う。

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給体制



- ① 食料調達から復旧状況に応じた平時供給体制への移行までの全体計画を管理するための体制を確立する。
- ② 災害により自宅で炊飯等が不可能になった場合を含め、被災者となった市民すべてに対し最小限度必要な量の食料の供給を行う。
- ③ 医療機関・福祉施設等を対象として、その施設機能を維持するために必要な食料を供給する。
- ④ 市の災害対策従事者に対する食料の確保・調達についても産業経済部が行う。

(2) 食料等物資対策

市内に大規模な地震が発生した場合、産業経済部長は、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する体制を次のとおり確立する。

時期区分	必要な措置のあらまし
災害発生直後 3 日目まで (最低限度の生命維持)	ア 災害時食料等物資供給体制の確立・運営 イ 初期応急食料の確保・供給 ウ 応急食料供給実施に関する広報
災害発生後 4 日目以降 14 日目まで	ア 災害時食料等物資供給体制の運営 イ 復旧期応急食料の確保・供給 ウ 応急食料供給実施に関する広報
災害発生後 15 日目以降 (平時食料供給機能の復旧)	ア 災害時食料等物資供給体制の縮小又は閉鎖 イ 応急食料供給停止及びその後の体制に関する広報

(3) 各部・関係機関・団体等の連携

産業経済部長は、食料等の供給体制を確立した場合は、各部・関係機関等に対し、それぞれが所管する事項に関して協力が得られるよう、速やかに連携体制の確立を要請する。

(4) 食料の調達

産業経済部長は、関係各部長・県と連絡を密にして、市の備蓄食料の他、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定書」等の応援協定に基づき、市内応援協定業者からの調達ルート、県からの米穀等調達ルートを活用し速やかに応急食料を調達する。

ア 米穀及び乾パンの確保

産業経済部長は、県に対し、応急用米穀又は乾パンの供給要請（申請）を行い調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合、市長は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県に対して政府所有米穀（災害救助用米穀）の引渡要請を行い、知事が農林水産省政策統括官（貿易業務課）と売買契約締結後、受託事業体から引渡しを受ける。

米 穀	応 急 用 米 穀	① 市は県から供給を受けた応急用米穀等、又は届出事業者から直接売却された応急用米穀等を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。 ② 市は、供給を受けた応急用米穀等の全体の数量等について、県に報告する。
	災 害 救 助 用 米 穀	① 市は、災害救助法が発動された場合において、通信・交通等の途絶により、県に対し災害救助用米穀の申請ができない場合は、市長が農林水産省政策統括官に直接当該米穀の要請（災害救助米穀の引渡要請書の情報提供及び送付）を行うとともに、必ず、県にも連絡（要請書の写し送付）する。 ② 市は、県から供給を受け又は農林水産省から供給を受けた災害救助用米穀等を、被災者及び災害救助活動従事者に供給する。 ③ 市は、災害救助用米穀等の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

乾
パ
ン

市は、乾パンの供給の必要があると認める場合には、県に申請し、乾パンの調達に努める。

イ 炊出しの実施

市は、災害救助法が適用された災害、又は災害救助法が適用されない災害で、市長が必要と認めた場合は、避難所に保護された者等炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の供与を行う。

なお、炊出し等の実施にあたって、市職員による対応では要員が不足する場合には、県、日赤宮城県支部、婦人防火クラブ、自主防災組織、その他防災ボランティア等の協力を得て作業を実施する。

ウ 主食の調達先及び調達可能数量等は、次のとおりとする。

※ 食料の確保に関する資料 （資料編 資料 27）

エ その他の食料（副食、調味料等）の確保

市は、県と連携をとりながら需要動向を把握して必要数量を決定し、災害時における応急生活物資の供給協力店（事業所）長に調達を依頼する。ただし、市内関係業者が被害を受けた場合は、知事又は隣接市町長等に対し協力要請を行い、確保に努める。

（５）食料の輸送

食料給与に関する輸送業務は、産業経済部長が次のとおり行う。

ア 輸送体制

産業経済部長は、市等において調達した食料、県から支給を受けた食料及び全国各地から寄せられる救援食料については、その物流動線を簡略化するため次に定める集積・配送拠点に集積する。その上でそれぞれ供給が必要な避難所・病院等の施設へ配送する。

なお、輸送業務は産業経済部が県トラック協会（登米本吉支部）等の協力・応援を得て行う。

イ 食料の集積・配送拠点

調達食料及び救援食料の集積・配送拠点は、中田庁舎とする。

※ 大規模災害発生時における食料等緊急配送先候補施設（資料編 資料 29）

（６）需要の把握（被害状況の把握）

産業経済部長は、総務部長、市民生活部長、教育部長と連絡を密にして、速やかに被害状況の把握に努め、食料の応急的供給の実施が必要な地域、供給活動体制の規模等を定めるための需要調査を実施する。

なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。

ア 市本部・支部・現地連絡所への被害情報による概数の把握

イ 市民生活部が集計した避難者名簿による把握

（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数）

ウ 総務部が関係各部、関係機関、行政区長及び自主防災組織等の住民組織の協力を得て集計した住宅残留者の把握

エ 総務部は各部の協力を得て、集計した災害応急対策活動従事者の把握
（医療機関・福祉施設等を含む）

市内全域の状況を把握した際には、次の事項について本部長へ報告する。

- ア 応急食料供給対象地域、施設、人口、量の概数
- イ 応急食料供給体制に関する現況
- ウ 応急食料供給開始時期
- エ 応急食料供給所（拠点）の設置（予定）場所

（７）応急食料供給所（拠点）の設定

応急食料の供給は、原則として、各家庭への配布ではなく応急食料供給所の設定による拠点配布方式で行う。応急食料供給所へは、市の車両及び応援車両等により必要量を定期的に輸送し、各施設運営担当者が市民への配布活動にあたる。

応急食料供給所（拠点）は、産業経済部長が総務部長等の意見を聞いて設定する。

（８）応急食料供給実施に関する広報

応急食料供給所を設定したときは、設置場所その他食料供給に関する注意事項が、被災市民に對してもれなく伝わるよう次のとおり行う。

- ア 総務部長に対し、応急食料供給に関する資料を提供し、被災地市民に対する広報活動を実施するよう要請する。
- イ 設定した場所及びその周辺に「応急食料供給所」と大書した掲示物を表示する。
- ウ 応急食料供給の停止に関しては、事前広報を徹底する。

２ 市民等への食料供給の実施

（１）応急食料の給与

ア 給与食料

給与する食料は、災害発生当日及び発生後３日目（最大９食）は、原則的に、米穀による炊出しとするが、実情に応じ乾パン、缶詰弁当類又はアルファ米等とする。また、４日目以降は米飯の炊出し又は弁当・食パン等により行う。なお、乳幼児（１歳半未満）に対しては、調整粉乳等とする。

イ 給与基準

１人あたりの供給数量は次のとおりとするが実情に合わせて供給する。

- ① 被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合１食あたり 200 g の範囲内で本部長が定める数量
- ② 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合１食あたり 300 g の範囲内で本部長が定める数量

ウ 供給の対象者

応急食料供給実施の対象者は、次のとおりとする。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊等であって炊事のできない者
- ③ 住家被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- ④ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- ⑤ 災害応急対策活動従事者

（２）業者委託による弁当類の供給

応急食料については、早期に弁当による食料の配布に切り替えられるよう、業者等の被災状況を確認して、委託により弁当類の供給を行う。その場合、次の点について留意する。

- ア 子供向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも３種類のメニューとする。
- イ 栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューとする。
- ウ 各応急食料供給所毎の対象者別必要数については、業者が各担当者よりその都度聴取する。
- エ 食中毒等をおこすことのないよう衛生管理に万全を期する。

３ 医療機関・福祉施設等への食料の緊急供給の実施

医療機関及び福祉施設への食料の緊急供給は、必要の有無を確認の上、産業経済部長が関係各部長と連携しながら応急供給計画を策定し、市所有の車及び県トラック協会（登米本吉支部）等の応援協力により行う。

第４ 飲料水

１ 給水体制の確立

（１）基本方針

災害のため、水道施設の損壊や停電又は井戸等の汚染などにより、飲料水等の確保ができない市民等に対して、備蓄水等必要最小限の飲料水等の供給を行う。

応急給水活動は、上下水道部が関係各部、近隣水道事業者及び県関係部、日本水道協会宮城県支部、県トラック協会（登米本吉支部）等の協力、自衛隊の災害派遣を受けながら、次のとおり行う。

- ① 水源確保から復旧状況に応じた供給量の拡大等までの全体計画を管理するための体制を上下水道部内に確立する。
- ② 管轄のいかに係わらず、災害により飲料に適する水を得ることができない地域の市民等すべてに対し最小限度必要な量の飲料水の供給を行う。
- ③ 医療機関、福祉施設等を対象として、その施設機能を維持するために必要な上水を供給する。
- ④ 応急復旧を迅速かつ適切に進める等により、災害発生後４日目開始を目途として生活用水をも含め供給量の段階的拡大を図る。

（２）関係各部・関係機関・団体等との連携

上下水道部長は、概ね次のような事項に関し応援又は協力が得られるよう関係各部、関係機関・団体等に対し、速やかに連携体制の確立を要請する。

ア 給水業務への応援要請

大規模な地震の発生により、飲料水が得られない地域が広範囲にわたり市内での飲料水の確保が困難又は上下水道部において市民等に飲料水の供給が困難な場合は、日本水道協会宮城県支部の「水道施設の被災に伴う相互応援計画」に基づき、日本水道協会宮城県支部長に対し応援を求めるとともに、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、飲料水を確保する。

イ 技術的な応援要請

水道施設に被害を受けその復旧が技術的に困難であるときは、知事、日本水道協会宮城県支部長及び関係業者等に対し技術的な応援を要請し、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

ウ 給水機材及び災害復旧機材の応援要請

市内で確保できる給水機材及び施設災害復旧資材が不足するときは、相互応援協定に基づき

近隣市町、日本水道協会宮城県支部長及び関係業者へ資機材の応援を要請し円滑なる給水計画の遂行に努める。

事 項	要請先（部）	要請先（関係機関・団体等）
水源の確保	—	県（環境生活部）、栗原市
給水拠点の確保・運営	総 務 部 教 育 部 当該施設所管部	—
応急給水用資機材の確保	—	日本水道協会宮城県支部 登米市管工事業協同組合 登米市水道指定工事業者 国土交通省北上川下流河川事務所 宮城県栗原地方ダム総合事務所
給水拠点への輸送業務	産 業 経 済 部 建 設 部 消 防 本 部	県トラック協会（登米本吉支部）
応急給水実施に関する広報	総 務 部	報道機関

※ 災害時における水道工事指定店 （資料編 資料 28）

（３）補給用給水源の確保

ア 補給用給水源の確保

上下水道部長は、消防本部、近隣水道事業体や関係機関と情報連絡を密にし、速やかに補給用給水源の確保を図るほか、市内事業所・個人等の所有する井戸、ため池からの供給協力を得て応急給水の水を確保する。

その他状況により、飲料水兼用貯水槽、学校のプール、受水槽、防火用貯水槽等を補給給水源として利用する。この場合、水質検査を実施し、機械的処理（ろ過機等）、薬剤投入、煮沸消毒等を施すなど安全性に特に留意する。

確保すべき目標設定の目安は次のとおりとする。

事 項	1人あたり1日量	時期区分
初期飲料水の確保	3リットル	災害発生直後3日目まで
復旧期飲料水・生活水の確保	10～20リットル	発生後4日目以降14日目まで
移行期飲料水・生活水の確保	20リットル～必要量	発生後15日目以降水道復旧まで
医療機関、福祉施設	必要量	発生直後から水道復旧まで随時

（４）需要の把握（被害状況の把握）

災害が発生し給水機能が停止すると判断されるときは、上下水道部長は、産業経済部長等と連携して、速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。なお、被害状況把握の方法は次によることとする。

- ア 市本部・避難等からの情報提供、消防本部・警察署からの情報提供
- イ 県災害対策本部で把握された被害情報
- ウ 市民から水道事業所への通報
- エ 市民から県への通報

なお、市内全域の状況を把握した際には、次の事項について本部長へ報告する。

- ア 給水機能停止区域、世帯、人口
- イ 緊急給水を実施すべき医療機関・福祉施設等
- ウ 復旧の見込み
- エ 応急給水体制に関する現況
- オ 応急給水開始時期
- カ 応急給水所（拠点）の設置（予定）場所

（５）応急給水所（拠点）の設定

原則として、各家庭への個別供給ではなく応急給水所の設定による拠点給水方式で行う。

応急給水所（拠点）は、上下水道部長が総務部長等の意見を聞いて設定する。なお、供給停止区域が一部の区域による場合には、状況に応じて被災地等に貯水タンクの設置若しくは巡回ステーション方式による、応急給水所を設定する。

（６）応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用できる市の車両及び資機材は、次のとおりである。

なお、不足する資機材等の調達は、近隣市町等に要請し、それでも不足する場合は、日本水道協会宮城県支部、水道指定工事業者等の応援を求める。

※ 市保有車両等一覧 （資料編 資料 22）

※ 市の給水資機材一覧 （資料編 資料 26）

（７）応急給水実施に関する広報

上下水道部長は総務部に対し、応急給水に関する資料を提供し、被災市民に対する広報活動を実施するように要請する。

応急給水所を設定したときは、設置場所その他給水に関する注意事項が、被災市民に対してもれなく伝わるよう次のとおり行う。

ア 設定した場所及びその周辺に「応急給水所」と大書した掲示物を表示する。

イ 広報車、防災行政無線及び緊急告知ラジオ等により広報を行う。

２ 市民への飲料水供給の実施

（１）応急給水基準

初期飲料水のための応急給水の量は、最小１人１日３リットルを目標とする。

（２）車両輸送による応急給水

ア 応急給水所（拠点）受水槽への搬送

飲料水等の応急給水所（拠点）受水槽への搬送は、消防本部、近隣水道事業体、日本水道協会宮城県支部等との連携のもとに、上下水道部が建設部、産業経済部等及びトラック協会（登米本吉支部）、登米市管工事業協同組合等の応援協力を得て行う。

必要な機材は、市が備蓄する給水タンク、給水缶等を使用する。

イ 応急給水所（拠点）での応急給水

応急給水所（拠点）での応急給水は、各家庭において、自ら持参した容器をもって、応急給水所となった施設の各部担当職員が避難所在住市民代表者、自主防災組織等の協力を得て行う。

なお、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して援助・相互融通を要請し、市による応急給水活動全体に支障が生じないように留意する。また、極端に容器が

不足する地域については、市が備蓄している給水機材等の提供を行うが、この場合も可能な限り、自主防災組織等に対する貸与の形をとって行うよう努める。

(3) 仮設給水栓設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

ア 応急給水の必要がある地域の応急給水拠点の周辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して、応急給水を行う。

イ 復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする医療機関等の断水に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置し応急給水を行う。仮設給水栓の設置場所は、上下水道部長が総務部長及び関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

(4) 飲料水の衛生指導

市民生活部は、東部保健福祉事務所登米地域事務所と協力して、飲料水の衛生指導を行うこととし、地域住民が、井戸水、湧水等を飲料水として利用する場合には、沸騰するか消毒して飲用する等の指導を行うとともに、必要に応じて水質検査を実施する。

※ 市の給水資機材一覧 (資料編 資料 26)

3 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

医療機関及び福祉施設等への応急給水は、要請の有無のいかんにかかわらず上下水道部長が関係各部長と連携しながら応急給水計画をたて、給水タンク車その他市車両の運用若しくは県トラック協会（登米本吉支部）等の応援協力により最優先で行い、水の確保に万全を期する。

※医療機関一覧 (資料編 資料 20)

4 生活用水の段階的供給の実施

水道施設の復旧状況及び給水輸送体制の状況に応じて、生活用水を含めた供給量の段階的拡大を図るよう努める。

第5 生活物資

1 生活必需品供給体制の確立

(1) 基本方針

市内における市民等に対する応急生活必需品の供給活動は、関係各部、県、国及び災害時応援協定締結企業・団体等の協力を得ながら、市民生活部長が次のとおり行う。

- | |
|---|
| ① 生活必需品の確保・調達から、復旧状況に応じた平時供給体制への移行までの全体計画を管理するための体制を確立する。 |
| ② 被災者となった市民すべてに対し、最小限度必要な量の生活必需品の供給を行う。 |

(2) 生活必需品供給対策

市内に大規模な地震が発生した場合は、市民生活部長は各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する体制を次のとおり確立する。

時期区分	必要な措置のあらまし
災害発生直後 3 日目まで	○ 災害時生活必需品等物資供給体制の確立

(最低限度の生活維持)	○ 第一次応急生活必需品の確保・供給 ○ 応急生活必需品供給実施に関する広報
災害後 4 日目以降 7 日目まで (避難所前期)	○ 災害時生活必需品等物資供給体制 ○ 第二次応急生活必需品の確保・供給 ○ 応急生活必需品供給実施に関する広報
災害後 8 日目以降 14 日目まで (避難所後期)	○ 災害時生活必需品等物資供給体制の縮小又は閉鎖 ○ 第三次応急生活必需品の確保・供給 ○ 応急生活必需品供給実施に関する広報
災害発生直後 15 日目以降 (非常時生活必需品供給復旧)	○ 災害時生活必需品等物資供給体制の縮小又は閉鎖 ○ 応急生活必需品供給停止及びその後の体制に関する広報

(3) 各部・関係機関・団体等の連携

市民生活部長は、供給体制を確立した場合、各部・関係機関等に対し、それぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

(4) 生活必需品等の確保

市民生活部長は、関係各部及び県等と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、災害時における応急生活物資の供給協力店（事業所）等市内協定業者からの調達ルート、県・国等からの調達ルートを活用し応急生活必需品を確保する。

なお、確保すべき目標設定の目安は、次のとおりとする。

事 項	品 目	時期区分
第一次応急生活必需品の確保（直後期） ※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資	① 毛布 1 布（布団がない場合 1 人 3 枚） ② 布団類（要配慮者用優先） ③ 敷物（発泡スチロール製等） ④ 外衣・肌着（中古でもよい） ⑤ 日用品（トイレットペーパー・ちり紙・生理用品・紙おむつ） ⑥ 冷暖房用品（カイロ・ストーブ・扇風機等） ⑦ 食器類（箸・コップ・皿・ほ乳ビン・缶切等） ⑧ 光熱材料（ライター・カセットコンロ等）	災害発生直後 3 日目まで
第二次応急生活必需品の確保（復旧期） ※当面の生活不安から解放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品	① 外衣・肌着（新品に限る） ② 身回品（タオル・パンスト・靴下・サンダル等） ③ 日用品（トイレットペーパー・ちり紙・ウェットティッシュ・生理用品・紙おむつ・ドライシャンプー・石鹸・洗剤・歯ブラシ等） ④ 冷暖房用品（カイロ・ストーブ・扇風機等） ⑤ 食器類（鍋・箸・コップ・皿・缶切等） ⑥ 光熱材料（ライター・カセットコンロ等）	災害後 4 日目以降 7 日目まで

第三次応急生活必需品 の確保（移行期） ※被災者の精神的安定 とストレス発散のた めに必要な品	① 書籍・雑誌・マンガ・絵本類 ② 音楽・映像ソフト（CD・DVD等） ③ スポーツ用品・ゲーム類等 ④ その他教養娯楽品	災害後 8日目以降 14日目まで
---	--	------------------------

(5) 生活必需品の輸送

「第3 食料」の規定を準用する。ただし、生活物資の集積・配送拠点は南方総合支所とする。

(6) 需要の把握（被害状況の把握）

災害対策活動従事者を除き、「第3 食料」の規定を準用する。

(7) 応急生活必需品供給所（拠点）の設定

「第3 食料」の規定を準用する。

2 市民等への生活必需品供給の実施

(1) 供給担当等

ア 供給担当は、市民生活部とする。

イ 生活物資の供給を適切に行うため、応急生活必需品供給所（拠点ごと）に班を編成する。

管理者 1名 協力者 若干名

(2) 供給方法

ア 市民生活部長は、衣類、生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、生活物資供給計画を作成し被災者に対する迅速かつ適切な供給を行う。

※ 給与又は貸与のため支出できる金額 （資料編 資料39）

イ 物資管理者は、生活物資供給計画により、各ボランティアの協力を得て、被災者に供給し、受領書を徴する。

ウ 生活物資供給計画は、次の事項を明確にする。

- ① 生活物資を必要とする被災者（世帯人員毎とする。）
- ② 生活物資の品名、数量
- ③ 生活物資の受払数量

3 日本赤十字社宮城県支部の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、携帯ラジオなどが入った緊急セット、キャンピングマットなどが入った安眠セットを備蓄し、被災者ニーズに応じて、遅滞なく配分する。また、県内の備蓄分で不足する場合は、日本赤十字社各都道府県支部の在庫を調整し、配分する。

なお、配分にあたっては、県や市、防災ボランティア等の協力も得ながら行う。

第6 物資の輸送体制

- 1 市は、協定締結団体や民間輸送団体等へ緊急物資輸送の協力を要請する。
- 2 輸送事業者等は、指定した物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。
- 3 市は、必要に応じ県があらかじめ、倉庫協会やトラック協会などと締結した協定により、専門

倉庫を物資拠点として利用するとともに、フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援を得る。

第7 義援物資の受入れ・配分

1 義援物資の受入れ

- (1) 市は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関が相互に連携を図りながら直ちに義援物資受入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを開始する。
- (2) 義援物資の募集にあたっては、ホームページへの掲載や報道機関等との連携により、義援物資の受入れ方法等について広報・周知を図る。

なお、災害応急対策を迅速かつ適切に推進するため、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握してリストを作成し、必要な物資について積極的な情報発信を行う。また、避難所等の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

- (3) 義援物資の受入れにあたっては、義援物資受入簿を作成する。その際、寄付又は貸与等の種別について記録し、物資の管理を行う。また、同受入簿についてはリスト化し、災害対応がおおむね終了したのちに礼状の送付を行う。
- (4) 日本郵便株式会社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。
- (5) 市は、関係機関と調整の上、事前に義援物資の（一時）保管先を確保（指定）し、配分作業が円滑にできるように努める。

2 義援物資の配分

- (1) 義援物資の配分にあたっては、市は関係機関との間で調整を行い、迅速かつ適切に配分する。
なお、義援物資の仕分け、配布にあたっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。
- (2) 市は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業にあたるボランティア団体等に情報提供を行う。
- (3) 義援物資の配送・管理にあたっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することとで、的確に行う。

第8 燃料の調達・供給

1 燃料の調達・供給体制の確立

市は、災害発生時に応急対策の実施及び市民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、平成 27 年 8 月に宮城県石油商業組合登米支部と締結した「大規模災害時における石油類燃料等の供給に関する協定書」及び平成 25 年 6 月に（一社）宮城県 LP ガス協会（登米 LP ガス協議会）と締結した「災害時における LP ガス等の供給協力に関する協定」の活用、必要に応じた県及び国等への確保要請などにより、燃料の供給を図る。また、被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の確保を要請し、市民生活の維持に努める。

2 重要施設への供給

市は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。

3 災害応急対策車両への供給

市は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の維持・強化に努める。また、市、県及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

4 市民への広報

市は、燃料類の供給見通し等について、市民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第15節 相談活動

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 産業経済部 建設部 上下水道部 教育部	宮城県

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模地震災害時において、市は市民からの市の業務に関する各種問い合わせ、市民からの身近な相談や要望に対応するため、市の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第2 相談窓口の設置

1 開設担当部

市民生活部長は、市内に大規模な地震が発生した場合は、直ちに、各総合支所に相談窓口を関係団体及びボランティアの協力により開設する。また、開設着手と併せて、各部長に開設の旨を連絡し、要員の派遣、避難所への各種資料・申請用紙の配布その他必要な措置をとるよう要請する。

2 相談窓口の設置概要

相談窓口の設置概要は、次のとおりである。

事 項		留意事項等
設置場所		高齢者や障害者の利用を考慮し迫庁舎1階ロビーに設置するが、地震等の災害により迫庁舎が使用不可能な場合は、本部長と協議し他の施設に設置する。
担当者	開設・調査業務	市民生活部
	相談業務	各部職員複数を相談窓口派遣し要員とする。
	カウンセリング	専門家や専門ボランティアの協力を得て行う。
※ 可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請		

3 相談窓口の相談内容

被災した市民の相談、要望、苦情などの積極的な公聴等の支援を行う。

相談内容	担当部及び関係機関
ア 応急対策に関すること イ 交通規制に関すること ウ 自主防災組織等に関すること エ 税に関すること オ リ災証明書発行に関すること	総務部
カ 応急公用負担に関すること	まちづくり推進部
ア 健康及び医療に関すること イ 防疫に関すること ウ ゴミ、がれき、し尿に関すること エ 捜索者に関すること オ 遺体の埋葬、火葬に関すること カ 避難所に関すること キ 応急保育に関すること	市民生活部

ク 食品衛生及び伝染病対策に関すること ケ 福祉に関すること コ 災害弔慰金支給、災害援護資金に関すること サ 衣料、生活必需品等に関すること	
ア 被災建築物応急危険度判定に関すること イ 被災宅地危険度判定に関すること ウ 障害物の除去に関すること エ 住宅関連に関すること オ その他土木、建築に関すること	建設部
ア 給水に関すること	上下水道部
ア 食料に関すること イ 農業関係に関すること ウ 商工業関係に関すること エ 職業に関すること	産業経済部
ア 教育に関すること	教育部
ア 防犯に関すること イ 交通規制に関すること	佐沼警察署・登米警察署
ア 消防に関すること	消防本部

4 県の相談窓口の設置

(1) 総合窓口の設置

県各部局は、被災者のニーズに応じて、東部保健福祉事務所登米地域事務所に各種相談窓口を設置する。

5 関係機関との連携

本部長は、必要に応じて、電気、電話その他の防災関係機関に対して、市の相談窓口への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

第16節 ボランティア活動

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部	宮城県 日本赤十字社宮城県支部 県社会福祉協議会 市社会福祉協議会 NPO・ボランティア等

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模な地震が発生したときには、社会福祉協議会等が中心となって、速やかに市災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

この際、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けゴミなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第2 ボランティア受付窓口の設置

市民生活部長は、災害発生後、地震被害の様態、被災地の状況等に対応した適切なボランティアの配置、安全確保、有効な活動ができるように、社会福祉協議会を支援し、速やかに市災害ボランティアセンターと協働して受入体制を確立する。

1 ボランティアコーディネート体制

市民生活部長は、市社会福祉協議会を支援し、市の資機材、設備、救援物資等を活用し、被災者に対し、次のとおり災害時ボランティア体制を確立する。

(1) 運営体制

登米市社会福祉協議会本所内に、市災害ボランティアセンター本部を置く。

また、各支所に市災害ボランティアセンター支部を置く。

市災害ボランティアセンター本部の運営要員は、市社会福祉協議会及び支援のため市民生活部の中から部長が指名した者で構成する。

市災害ボランティアセンター本部は、県との連絡・調整にあたりとともに、ボランティアの受け付け及びボランティア活動の取りまとめを行う。

(2) 本部組織の目安

市災害ボランティアセンター本部の構成は、概ね次のとおりとする。

班	役割項目
受付班	ア 市内外ボランティア申し出の受付け イ 被災者等からの支援要請の受付け ウ NPO みやぎ災害救援ボランティアセンターとの連絡調整 エ ボランティア団体の連絡・調整 オ ボランティア派遣計画の作成・調整
案内班	ア ボランティアに対する被災地の情報及び被災者のボランティアに対するニーズ等の情報の提供 イ 活動実施のために必要な地図類、資料等 ウ その他広報業務に関すること
庶務班	ア 市、防災関係機関との連絡調整 イ 資機材、物資の調達・保管 ウ 資金管理、伝票整理その他財務に関すること エ 食事の提供、睡眠スペースの確保 オ その他本部機能維持業務に関すること

(3) ボランティアの受付け

ア 一般ボランティアの受付け

一般ボランティアは、市災害ボランティアセンターで受付けるが、市でも連携し、地元ボランティア関係団体や市民等の一般ボランティアを受付ける。

一般ボランティアの活動項目は、概ね次のとおりである。

主な活動項目	担当部
① 救援物資等の仕分け、輸送 ② 指定避難所の運営 ③ 炊出し、食料等の配布 ④ 高齢者、障害者等の介助補助 ⑤ 清掃活動 ⑥ 情報の収集・伝達 ⑦ その他被災地での軽作業	各部局

イ 専門ボランティアの受付け

関係組織からの申込みについては、市の各部で対応するものとし、主な種類は次のとおりである。

主な受入れ項目	担当部
① 被災建築物の応急危険度判定	建設部
② 被災宅地危険度判定	建設部
③ 砂防関係施設診断	建設部
④ 防災関係施設診断	建設部
⑤ 救護所等での医療、看護、保健予防	市民生活部
⑥ 外国人のための通訳	まちづくり推進部
⑦ 被災者メンタルヘルスケア	市民生活部

⑧ 高齢者、障害者等への介護	福祉事務所
⑨ アマチュア無線等を利用した情報通信事務	総務部
⑩ その他専門的知識が必要な業務	各部局

なお、市町村は県に準じた体制を敷く。

(4) ボランティア保険の加入の勧誘

社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、宮城県社会福祉協議会のボランティア保険（天災型）についての広報をするなど、ボランティア保険への加入の勧誘を行う。

(5) 市の支援

市は、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、次のような支援を行う。

- ①災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- ②資機材、設備の提供
- ③職員の派遣
- ④被災状況についての情報提供
- ⑤その他必要な事項

2 日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア関係団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

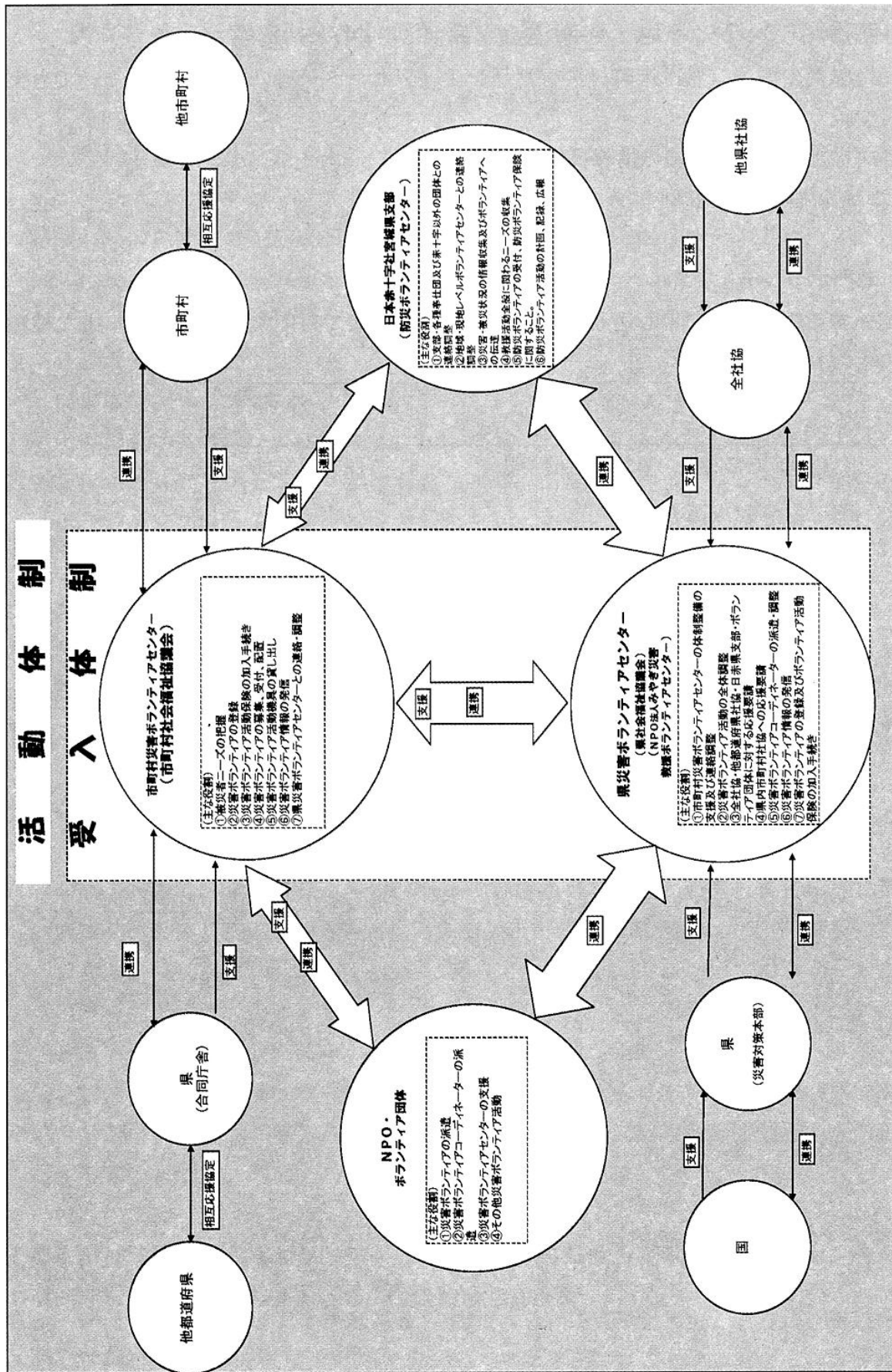
第3 災害ボランティアニーズの把握

市民生活部長は、災害発生時において、各部からのボランティアの派遣を希望する場所、人員、職種等を把握し、市災害ボランティアセンターにその情報を伝達する。

また、市災害ボランティアセンターは、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を収集し、市の災害対策本部に情報を伝達する。

第4 行政機関と関係団体との連携、協力

災害時には、ボランティア活動においても混乱が予想され、統一的で効率のよい活動ができない場合があるので、市は、ボランティア関係団体と密接な連絡調整を行い、効果的なボランティア活動ができるよう支援する。



※NPO法人災害救援ボランティアセンターの主な構成員

○宮城県社会福祉協議会 ○仙台市社会福祉協議会 ○みやぎ生活協同組合 ○(財)山台YMCA ○(財)宮城県国際交流協会 ○学校法人東北福祉大学 ○宮城県社会福祉施設経営者協議会 ○宮城県民生委員・児童委員協議会 ○NPO法人宮城県ボランティア協会

○日本地震前兆観測ネットワーク ○その他 一般企業・個人等

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部	宮城県 社会福祉団体（社会福祉施設等） （一社）日本旅行業協会東北支部 （一社）全国旅行業協会宮城県支部

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模地震災害時には、特に要配慮者や旅行客に対するさまざまな応急対策が必要となる。

このため、県、市、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。

第2 基本方針

1 対策実施上の基本

市内で大規模な地震が発生した場合における「要配慮者」対策の実施にあたっては、次のとおり行う。

- （１）市は、市避難行動要支援者支援マニュアルに基づき実施する。
- （２）市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・県に加え社会福祉団体等の協力により実施する。

2 高齢者、障害者等への支援活動

災害時には、高齢者、障害者・妊産婦等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じた的確に行うことが必要である。

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

（１）安全確保

ア 社会福祉施設等在所者

市は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

イ 社会福祉施設等以外の要配慮者

市は、在宅の要配慮者の安否確認を行政区長、民生委員、児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。避難所に避難した要配慮者については、避難所受入れの際に把握する。

（２）支援体制の確立と実施

ア 施設従事者及び必要な物資の確保

市は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常

生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

イ 緊急支援

① 受入れ可能施設の把握

市は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。

県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

② 福祉ニーズの把握と支援の実施

市及び県は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。

また、県は状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

③ 福祉避難所の開設

市は、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

④ 多様な避難所の確保

市は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

⑤ 相互協力体制

市は、登米市社会福祉協議会、民生委員、児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

ウ 避難所での支援

① 支援体制の確立

市は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じ手話通訳者などによる支援体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

② 健康状態の配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報提供についても、十分配慮する。

③ 専門職による相談対応

市及び県は、被災地及び避難所における要配慮者に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

エ 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、NPO・ボランティア等と連携し活動を行う。

オ 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

3 対策実施上の時期区分

要配慮者支援対策については、市避難行動要支援者支援マニュアルに基づき実施し、災害発生後の事態の推移によっては、その都度市社会福祉協議会その他協力団体並びに民生委員等と協議して決定し、概ね次の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	実施要領
災害発生初期の緊急措置 (避難所開設初期)	災害発生後 7日目まで	○「要配慮者」の安否確認・所在把握 ○避難所その他所在地における応急的な介助支援 ○福祉避難所の確保及び必要な移送措置 ○避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○要配慮者向け住宅供給ニーズの把握と供給の推進 ○要配慮者向け広報活動及び相談業務
住宅移転・帰宅等の準備措置 (避難所開設後期)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	○避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○避難所その他所在地における巡回ケアサービス ○福祉避難所の確保及び必要な移送措置 ○要配慮者向け住宅供給計画の作成及び建設等 ○要配慮者向け広報活動及び相談業務
住宅移転・帰宅期 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	○仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ○長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置並びに平時地域福祉システムへの移行計画の検討 ○その他要配慮者に関する広報活動及び相談業務

4 災害時「要配慮者」対策

(1) 災害時「要配慮者」対策への対応

大規模な地震が発生した場合、市民生活部長は、関係各部長、市社会福祉協議会、県・国その他協力団体等及び市民と連携・協力し、災害時における「要配慮者」対策を統一かつ適切に行う。

(2) 役割分担

市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね次のとおりとする。

ア 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役割のあらまし
市	○「要配慮者」の安否確認及び安全確保 ○避難所その他所在地における介助支援の実施 ○福祉避難所の確保、及び移送その他必要な措置の実施 ○避難所その他所在地における設備の補修・新設

	○避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 ○相談窓口の開設・運営 ○市災害ボランティアセンターの開設・運営支援 ○要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ○その他市民との対応
県	○「要配慮者」対策実施のための応援要員の確保及び作業基準・マニュアルの作成支援 ○福祉避難所の確保のための支援措置 ○人工透析対象者その他難病患者の安否確認、安全確保及び介助支援に関して必要な措置 ○災害救助法に基づく要配慮者向け住宅供給計画の作成及び建設 ○市が行うよう配慮者向け広報活動及び相談業務に関する協力 ○その他市が行う「要配慮者」対策への協力
国・防災関係機関	○「要配慮者」対策実施のための応援要員の確保及び作業基準・マニュアルの作成支援 ○福祉避難所の確保のための支援 ○その他市が行う「要配慮者」対策への協力
市社会福祉協議会・事業所等	○市災害ボランティアセンターの開設・運営への協力 ○「要配慮者」の安否確認及び安全確保に関する協力 ○避難所その他所在地における介助支援への協力 ○福祉避難所の運営、及び移送その他必要な措置の実施への協力 ○被災者からの介助支援依頼への最大限対応 ○市が行う要配慮者向け相談業務に関する協力 ○その他市・県が行う「要配慮者」対策への協力

イ 市民の役割

名 称	役割のあらまし
自治会・自主防災組織等の中で地区復興委員会等の結成・運営	○地域における要配慮者の安否確認及び避難の支援 ○避難所その他地域における介助支援 ○福祉避難所の移送、その他必要な措置の実施への協力 ○ケア制度その他行政等支援メニューの説明 ○行政サービス各種申込書の配付 ○その他「要配慮者」対策に必要な措置 ○行政・関係団体等との連絡・協議

5 相談窓口の活用

市民生活部長は「要配慮者対策」の一環として、関係各部長と連携し関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、各総合支所内に設置する予定の相談窓口に、高齢者や障害者、日本語を話さない外国人、人工透析者等のいわゆる「要配慮者」が、市の行う救助救援サービスや生活復旧支援サービス等を支障なく受けられるよう必要な要員の確保その他の措置を講じるよう努める。

第3 要配慮者の救援

1 高齢者の救援

(1) 各時期区分における措置の目安

高齢者対策の実施手順は、本節第2「基本方針」を基に災害発生後の事態の推移に対応して、

その都度関係各部及び県・国・関係機関・協力団体等と連携し、市民生活部長が決める。

(2) 応援要請事項の目安

高齢者に対する当面の応急措置対策を迅速かつ適切に行うため、必要な要員、資材、避難所その他の施設の確保については、市民生活部長が次に示す事項を目安として応援を要請する。

項 目	要請先機関・団体等
安否・所在等の確認	県（保健福祉部、東部保健福祉事務所登米地域事務所等）、佐沼警察署登米警察署、市社会福祉協議会、市災害ボランティアセンター、民生委員・児童委員
介護・介助のためのマンパワーの確保	県（保健福祉部、産業経済部）、日赤宮城県支部、市社会福祉協議会、市災害ボランティアセンター、民生委員・児童委員、登米市医師会、社会福祉関係の大学等教育機関
専用避難所の確保	県（保健福祉部・東部保健福祉事務所登米地域事務所等）、日赤宮城県支部、登米市医師会、その他高齢者向け施設
移動・搬送	東北陸運局、自衛隊、(株)ミヤコーバス、登米市医師会、その他高齢者向け施設、市社会福祉協議会
高齢者向け医療サービス	県（保健福祉部・東部保健福祉事務所登米地域事務所等・県立病院）、日赤宮城県支部、宮城県医師会、登米市医師会
高齢者向け設備の補修、設置・住宅設計等	県（保健福祉部）、県住宅供給公社、その他建築関係団体等

2 障害者の救援

(1) 各時期区分における措置の目安

「障害者」対策の実施手順は、本節第2「基本方針」を基に災害発生後の事態の推移に対応して、市民生活部長が関係各部・機関・支援組織・協力団体等と協議して決める。

(2) 応援要請事項の目安

障害者に対する当面の応急的措置対策を迅速かつ適切に行うため、必要なケアプランの策定、要員、資材、専用避難所その他の施設の確保については、市民生活部長が次に示す事項を目安として協力・支援を要請する。

項 目	要請先機関・団体等
安否・所在等の確認	県（保健福祉部、東部保健福祉事務所登米地域事務所等）、佐沼警察署登米警察署、市社会福祉協議会、市災害ボランティアセンター、民生委員・児童委員、各障害者支援組織（地域・全国）
障害者向けケアサービスプランの策定実施	県（保健福祉部・東部保健福祉事務所登米地域事務所等）、日赤宮城県支部、登米市医師会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市災害ボランティアセンター、社会福祉関係の大学等教育機関、各障害者支援組織（地域・全国）
介護・介助のためのマンパワーの確保	県（保健福祉部、産業経済部）、日赤宮城県支部、登米市医師会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市災害ボランティアセンター、社会福祉関係の大学等教育機関、各障害者支援組織（地域・全国）
専用避難所の確保	県（保健福祉部・東部保健福祉事務所登米地域事務所等）、日赤宮城県支部、登米市医師会、身体障害者療護施設、その他市内外障害者向け施設
移動・搬送	東北陸運局、(株)ミヤコーバス、登米市医師会、身体障害者療護施設、

	授産施設その他市内外障害者向け施設、市社会福祉協議会、市災害ボランティアセンター、各障害者支援組織（地域・全国）
障害者向け医療サービス	県（保健福祉部・東部保健福祉事務所登米地域事務所等・県立病院）、日赤宮城県支部、宮城県医師会、登米市医師会
障害者向け設備の補修、設置・住宅設計等	県（保健福祉部）、県住宅供給公社、その他建築関係団体等

3 乳幼児の救援

（１）各時期区分における措置の目安

「乳幼児」対策の実施手順は、本節第２「基本方針」を基に災害発生後の事態の推移に対応して、その都度関係各部及び県・国・関係機関・協力団体等と連携・協議し、市民生活部長が決める。

（２）県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

乳幼児に対する当面の応急的措置対策を迅速かつ適切に行うため、必要な要員、資材、養護施設等の確保については、市民生活部長が次に示す事項を目安として応援を要請する。

項 目	要請先機関・団体等
安否・所在等の確認	県（保健福祉部、東部保健福祉事務所登米地域事務所等）、佐沼警察署登米警察署、市社会福祉協議会、市災害ボランティアセンター、民生委員・児童委員
応急保育等のためのマンパワーの確保	県（保健福祉部、産業経済部）、日赤宮城県支部、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市災害ボランティアセンター、市内幼稚園（私立）、保育関係団体、社会福祉関係の大学等教育機関
乳児院・養護施設等の確保	県（保健福祉部・児童相談所・東部保健福祉事務所登米地域事務所等）、日赤宮城県支部、市内幼稚園
移動・搬送	（株）ミヤコーバス、市社会福祉協議会
乳幼児向け医療サービス	県（東部保健福祉事務所登米地域事務所等、県立病院）、日赤宮城県支部、登米市医師会

4 その他要配慮者の救援

（１）各時期区分における措置の目安

「その他要配慮者」対策の実施手順は、本節第２「基本方針」を基に災害発生後の事態の推移に対応して、その都度市民生活部長が県・国・関係機関・協力団体等と協議して決める。

ア 外国人支援対策

市は、災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。なお、支援活動においては外国人旅行者等についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- ① 市は、把握している在住外国人の現状やニーズを基に必要な対策を講じる。
- ② 市は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関

する情報収集を迅速に行う。

- ③ 市は、ラジオ・インターネット等を活用し、多言語による災害情報を提供し外国人の不安の解消を図る。また、必要に応じて県に状況を伝達し支援を求める。
- ④ 市は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語シート等による多言語での掲示も行い、外国人の不安解消を図る。
- ⑤ 市は、県又は（公財）宮城県国際交流協会、地域の国際交流団体等に対し通訳者・通訳ボランティアの派遣等による支援を依頼する。
- ⑥ 市は、在日大使館等を通して在住外国人の安否確認について、県から照会があった場合は、安否確認を行い回答する。
- ⑦ 県及び市は、（公財）宮城県国際交流協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。

また、必要に応じ県に関係機関との調整や支援を求める。

イ 旅行者への対策

市は、災害時の旅行者の被災状況について、（一社）日本旅行業協会東北支部及び（一社）全国旅行業協会宮城県支部から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

（２）応援要請先となる県その他関係機関・団体等の目安

市民生活部長は、「その他要配慮者」の災害時における当面の応急的措置対策を迅速かつ適切に行うため、次に示す事項を目安として速やかに応援・協力を要請する。

項 目	要請先機関・団体等
外 国 人	外務省（各国大使館・公使館・領事館等への連絡・仲介を含む）、県（保健福祉部、産業経済部）、県警本部・佐沼警察署 登米警察署、ユネスコ協会、周辺各大学、各種支援・相互扶助組織、日本放送協会仙台放送局、新聞・テレビ・ラジオその他報道機関 県国際交流協会、国際交流協会、日赤宮城県支部
難 病 患 者	厚生労働省、県（保健福祉部・東部保健福祉事務所登米地域事務所等）、日赤宮城県支部、宮城県医師会、登米市医師会、市社会福祉協議会、市災害ボランティアセンター、（株）ミヤコーバス、各支援・相互扶助組織
人工透析患者	県（保健福祉部・東部保健福祉事務所登米地域事務所等）、日赤宮城県支部、日本透析医学会、日本透析医会、宮城県医師会、登米市医師会、全国腎臓病患者連絡協議会、その他各支援・相互扶助組織、（株）ミヤコーバス
植物アレルギー	県（保健福祉部・東部保健福祉事務所登米地域事務所等）、日赤宮城県支部、登米市医師会、その他各支援・相互扶助組織
旅 行 客	（一社）日本旅行業協会東北支部、（一社）全国旅行業協会宮城県支部、その他各支援・相互扶助組織

第18節 家庭動物の収容対策

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部	宮城県 （公社）宮城県獣医師会仙北支部

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

このため、市は動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

第2 被災地域における動物の保護

1 所有者の確認

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに所有者の発見に努める。

2 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会等関係団体と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

3 家庭動物の一時預かり要望への対応

飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応について、獣医師会等関係団体と連携し、必要な措置を講じる。

第3 避難所における動物の適正な飼育

県は、避難所を設置する市と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

- 1 市民生活部長は、各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況を把握する。また、必要に応じて、資材の提供、獣医師の派遣等を県に要請する。
- 2 市民生活部長は、県と協力し避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を図る。
- 3 市民生活部長は、関係各部長及び県の協力を得て、危険な動物による危害が発生しないよう対策を講じる。
- 4 市民生活部長は、関係各部長及び県の協力を得て、被災動物の食料を確保する。
- 5 市民生活部長は、関係各部長及び県、獣医師会等の協力を得て、動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。
- 6 必要に応じて市民生活部長は、関係各部長及び県の協力を得て、介助犬を含むペット等の取扱い

について市民に広報を行う。

第4 仮設住宅における動物の適正な飼育

県は市と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入に配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第19節 防疫・保健衛生活動

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部	宮城県

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア関係団体の協力を得つつ、計画的に実施する。

第2 対策実施上の時期区分

市内で大規模な地震が発生した場合における「防疫」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、市民生活部長が県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね次の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 7日目まで	1 避難所の衛生管理状態の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置の実施 2 被災地の良好な衛生状態を維持するために必要な限度における消毒その他必要な応急措置の実施 3 第一次対策計画の検討及び体制の確立 4 市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請及び防疫対策計画に関する広報
第一次対策 (避難所開設時期)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	1 第一次対策の実施 ※避難所等の仮設トイレの衛生管理の指導 ※避難所等の食品・飲料水の衛生管理の指導 ※避難所等の健康調査・相談・栄養指導の実施 ※感染症防止のために必要な臨時予防接種の実施 ※被災地における食品の衛生監視 ※被災者に対する入浴機会の確保 ※畜産施設の防疫・衛生活動 ※被災動物の保護収容対策 2 第二次対策計画の検討及び体制の確立
第二次対策 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	1 第二次対策の実施 ※仮設住宅等における防疫・保健衛生対策 ※仮設住宅等における巡回健康相談 ※仮設住宅等における巡回栄養指導 ※被災動物の保護収容対策 2 平時防疫・保健衛生体制への移行

第3 防疫

市は、県の指導に基づき、次の点に留意して、災害防疫活動を実施する。

1 感染の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、殺鼠剤や殺虫剤等を確保し、害虫等の発生抑制に努める。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 必要に応じ県を通じて自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。
- (6) 感染症予防等の措置

市は、感染症の予防まん延防止のため、隔離室の設置、医師会等との連携、消毒薬の配布等を行い、防疫に努める。

2 感染症発生時の対応

- (1) 市は県と連携して疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- (2) 県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

3 防疫用資器材等の確保

市は、消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策資器材等や防疫要員の確保に努め、必要に応じ県に支援を求める。

第4 保健対策

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

市は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と併せて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

市は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図られるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供するなど、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 医療体制の確保

市は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

2 心のケア

(1) 心のケアの実施

大規模な災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反

応や精神症状の悪化等が考えられるため、市及び県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所が中心となる）は、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。

（２）心のケアの継続

復興が長期化することにより、被災者等が生活再建への不安等からストレス状態が続くことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。

３ 栄養調査・栄養相談

市は県と連携し、定期的に避難所、炊出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ管理栄養士・栄養士による栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、食料調達担当との連携による栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

４ 子供たちへの健康支援活動

県教育委員会、市町村教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

５ 支援要請

県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。

第５ 食品衛生対策

１ 食中毒の未然防止

（１）市は、東部保健福祉事務所登米地域事務所と連携を図りながら、食品衛生監視員等を避難所に派遣し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒について指導する。

（２）市は、東部保健福祉事務所登米地域事務所と連携を図りながら、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保に努める。

２ 食中毒発生時の対応

市は、東部保健福祉事務所登米地域事務所と連携を図りながら、食品衛生監視員を派遣し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

３ 食品衛生に関する広報

市は、県と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第６ 事前広報の実施

防疫の実施にあたっては、広報等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。

第20節 遺体等の搜索・収容・埋火葬

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 消防本部	宮城県 東部保健福祉事務所登米地域事務所 佐沼警察署 登米警察署 (公社)宮城県医師会 (一社)宮城県歯科医師会 (一社)登米市医師会 登米市歯科医師会

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模地震による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合は、防災関係機関との連携により、これらの搜索、収容、埋火葬を速やかに行う。

第2 対策実施上の時期区分

市内で大規模な地震が発生した場合における「行方不明者・遺体の搜索、収容、埋火葬」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね次の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	実施事項
災害発生直後の 緊急措置 (第一次対策)	災害発生後 7日目まで	1 避難所等における「要搜索者名簿の作成」及び「遺体の発生状況」に関する概要把握 2 行方不明者・遺体の搜索、収容、埋火葬に必要な人員、資機材等及び処理のための施設の確保 3 行方不明者・遺体の搜索・遺体安置所への収容 4 収容された遺体の検案、埋火葬(期内完了目標) 5 市民・事業所に対する「行方不明者の把握、遺体の搜索、収容、埋火葬」対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報及び相談受け業務 6 第二次対策計画の検討及び体制の確立
第二次対策 (避難所開設時期)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	1 第二次対策計画の実施 ※要搜索者名簿に基づく搜索 ※発見された遺体の遺体安置所への収容 ※収容された遺体の検案、埋火葬 ※市民合同葬の実施 2 第二次対策計画に関する広報及び相談受け業務 3 第三次対策計画の検討及び体制の確立
第三次対策 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	1 第三次対策計画の実施 ※要搜索者名簿に基づく搜索、収容、埋火葬 ※行方不明者搜索作業の完了時期に関する検討 ※合同慰霊祭の実施に関する計画の検討 2 第三次対策計画に関する広報及び相談受け業務

第3 遺体等の搜索・収容・埋火葬の実施**1 市・県・警察署の役割分担**

区分	遺体の搜索	遺体の収容、埋葬
市	(1) 避難所等における市民への聴取その他に基づく行方不明者リストの作成 (2) 被災地における搜索作業の実施	(1) 検視又は検案を終えた遺体の一時安置所への輸送 (2) 遺体の身元確認 (3) 遺体の火葬及び仮埋葬措置 (4) 身元不明遺体の遺骨の保管 (5) 身元不明遺体の法に基づく処分
県	(1) 県医療班による遺体の検案 (2) 広域的応援体制の確立 (3) その他市が行う搜索への協力支援	(1) 遺体の収容、埋火葬に関する全体調整 (2) その他市が行う対策への協力支援
警察	(1) 行方不明者リスト作成 (2) 遺体の搜索 (3) 遺体の検視（死体調査）	(1) 身元不明遺体の確認及び照会受付 (2) 身元不明遺体の引取人調査 (3) 身元不明遺体の遺骨の引取人調査

2 遺体安置所の設置

遺体の一時保存所は、災害等を勘案してその都度寺院等をあて、避難場所と重ならないようにする。

市民生活部長は、遺体安置所となる施設の管理者と管理運営等について協議を行う。

※ 搜索受付から遺留品の処理までの各様式（様式編 様式 6-1～6-6）

3 窓口の開設

市民生活部長は、市民からの行方不明者の届出等を行う窓口を本庁舎に開設する。また、遺体の火葬、埋葬に関する市民からの照会・相談に対応するため、必要に応じて遺体安置所に相談窓口を設置する。

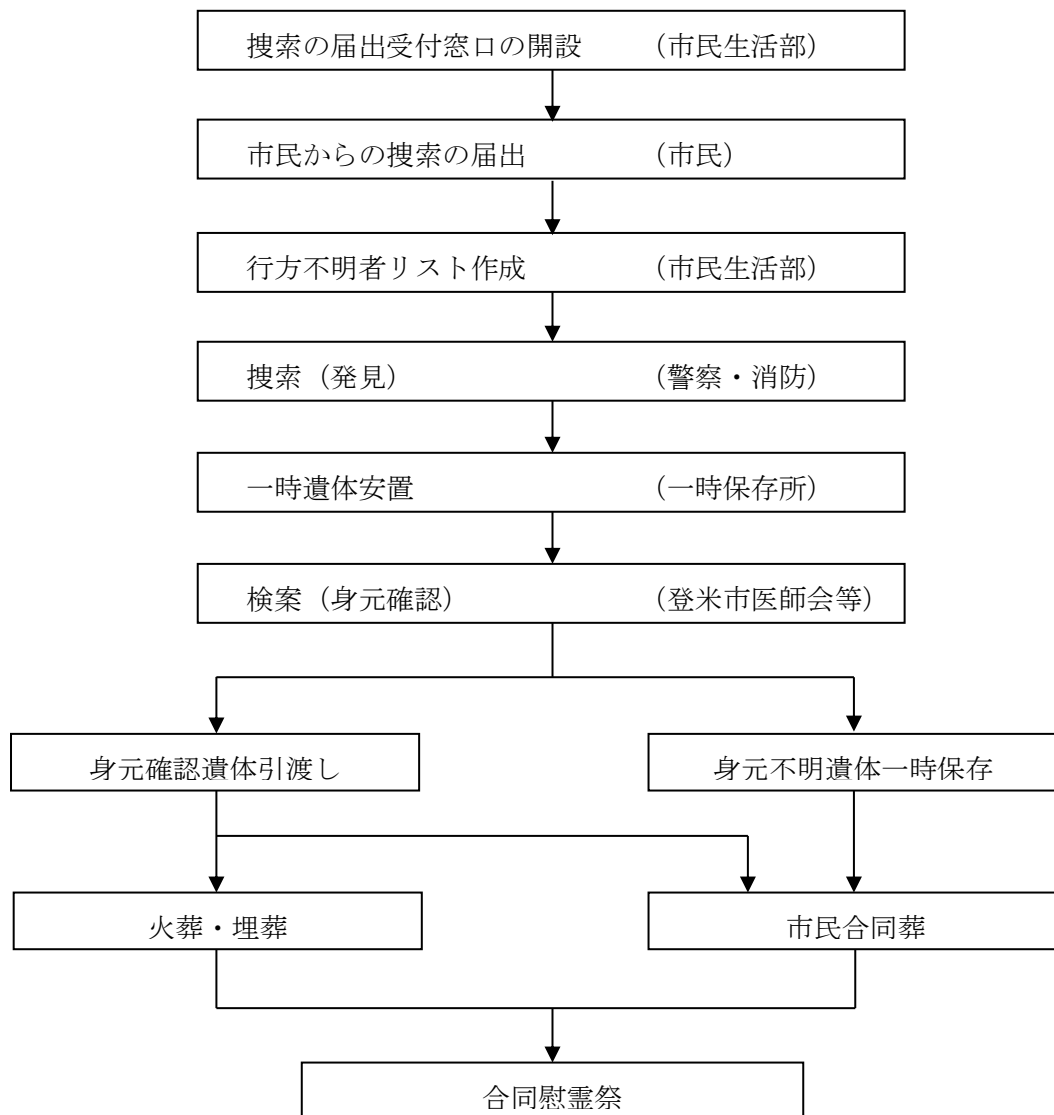
4 行方不明者・遺体の搜索

行方不明者・遺体の搜索は、市職員、消防団員等により編成した搜索班と佐沼警察署・登米警察署が行う搜索と連携して行う。災害時において行方不明者・遺体の搜索を実施した場合には、遺体等の検案等が円滑に行われるよう事前に関係機関と緊密な連絡をとる。また、搜索を実施した場合には「様式編 様式 6-7 死体搜索状況記録簿」により記録（報告）する。

5 遺体の検視（死体見分）、収容及び処理

- (1) 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため遺体の処理ができない場合に警察等の検視（死体調査）、医師による死亡確認を経た上で、洗浄、縫合、消毒などの処置、遺体の一時保存・検案を行う。
- (2) 警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。
- (3) 市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物等）に遺体の収容所（安置所）及び検案場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所等の設営が困難となった場合、市町村は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。
- (4) 市は、警察、病院、消防等関係機関と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。

- (5) 市は、県が宮城県葬祭業協同組合及び宮城県 JA 葬祭事業運営協議会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」により、遺体の保管について必要な棺やドライアイス、遺体収容袋等を県に要請し確保するほか、市内関係業者等と連携を図り、協議の上、必要に応じ調達する。
- (6) 遺体の処置・収容を実施した場合は、「様式編 様式 6-8 死体処理台帳」により記録（報告）する。
- (7) 身元不明者については、人相、特徴、身長、体重、着衣及び発見場所等の記録をするとともに、遺留品を保管する。
- (8) 行方不明者の搜索、遺体の引渡し、処理等は次のとおりとする。



6 遺体の火葬・埋葬

(1) 市が行う火葬・埋葬は、概ね次の場合に実施する。

市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬・埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に火葬および応急的な埋葬を行う。

(2) 市は、遺体の処置については、斎場、棺等関連する情報を速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。

(3) 災害時において、死体の埋葬を実施する場合は、「様式編 様式 6-9 埋葬台帳」により記録（報告）する。

(4) 火葬場は、原則として登米市斎場を使用するが、斎場が被災して使用できない場合や大規模災害で死者数が多数の場合は、近隣の市町に応援要請を行う。なお、火葬場の場所及び処理能力は、次のとおりである。 ※ 火葬場施設状況 （資料編 資料 33）

(5) 応急的な納骨場所は、市内の寺院において行う。

(6) 遺体の搜索、収容及び火葬・埋葬に要する費用の範囲、額等は災害救助法が適用された場合に順じ、その額を越えない範囲とする。

(7) 必要に応じ市は、搬送及び火葬・埋葬をその関係業者等へ依頼する。

(8) 市は被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

(9) 市は、宮城県広域火葬計画により、次の事項に留意し対応する。

ア 被害状況の報告

市は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

イ 広域火葬の要請

市は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

ウ 火葬場との調整

市は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

エ 遺族への説明

市は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬入することについて同意が得られるよう努める。

オ 広域火葬の終了

①市は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

②市は広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

カ 一時的な埋葬について

市は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」第 10 条の規定により、事務を行うこと。

(10) 市は、身元の判明しない遺骨及び所持品等について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明次第遺族に引き渡す。

-
- (11) 市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

第21節 社会秩序の維持活動

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 市民生活部 消防本部	宮城県 佐沼警察署 登米警察署 東北経済産業局

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模地震災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買い占め等が起こるおそれがある。

このため県、市及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第2 治安維持

市は、警察等と連携し、パトロールや広報により被災地域の治安維持に努める。

第3 警察の活動

- 被災地及びその周辺において、警察は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努める。
また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取り締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- 県公安委員会は、発生した地震の被害規模に応じて速やかに警察災害派遣隊の援助要請を行う。
- 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4 市及び市民・事業所等の活動

1 市の活動

(1) 総務部、市民生活部

地震により被災した防犯灯・街路灯の復旧措置を講ずるとともに、各部、協力団体並びに自治会、自主防災組織等の住民団体に対し、避難所及び被災地における「安全確保」のための活動への協力を要請し、併せて調整を行う。

(2) 消防本部・消防団

災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民の協力を得て救助・救出活動を行う。消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。また、夜間においては、警察署・消防署・各協力団体・警備業者等と連携・協力し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。

(3) その他関係各部

各部は、その所管する業務に基づき必要な協力を行う。

2 市民・事業所等の活動

市民及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等に協力し救助・救出活動に参加する。また、市・警察署・消防署等防災関係機関から要請された場合は、「被災地における安全確保」のために必要な協力を最大限行う。

第5 生活必需品の物価監視

- 1 市は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。
- 2 県は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、国及び市と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに市民への情報提供を行う。
- 3 東北経済産業局は、特に必要があると認められるときは、生活必需品等の物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、災害対策基本法第78条第1項の規定により当該物資の保管命令又は収用を行う。

第22節 災害廃棄物処理活動

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部	宮城県 廃棄物関係団体

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模地震災害時には、建築物の倒壊、火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第2 基本方針

1 対策実施上の基本

市内で大規模な地震が発生した場合における廃棄物処理対策については、市災害時廃棄物処理計画等に基づき実施する。

なお、実施にあたっては、県・国・防災関係機関との連携を図るとともに、他市町村・県、関連団体等の協力も得る。

2 対策実施上の時期区分

廃棄物処理対策については、市災害時廃棄物処理計画等に基づき実施するとともに、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね次の3つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7日目まで	1 災害廃棄物（ゴミ、し尿、がれき）発生状況の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 2 有害物質発生状況の把握及び当面の危険防止措置 3 仮設トイレの設置
住宅供給・帰宅促進実施体制への移行（避難所開設時期）	災害発生後 8日目以降 14日目まで	1 災害廃棄物（ゴミ、し尿、がれき）の収集・処理 2 有害物質に対する安全対策上必要な措置 3 被災者向け相談業務
住宅供給・帰宅期（避難所閉鎖以降）	災害発生後 15日目以降	1 災害廃棄物（ゴミ、し尿、がれき）の収集・処理 2 被災者向け相談業務 3 仮設トイレの撤去

3 廃棄物処理対策実施体制

（1）廃棄物処理対策

大規模な地震が発生した場合は、市民生活部長は、関係部長、県・関係機関・団体等及び市民と連携・協力し、災害時における廃棄物処理対策を統一的かつ適切に行う。また、必要に応じて、近隣市町等に対し協力を要請する。

（2）役割分担

市関係機関・団体等及び市民の役割は、概ね次のとおりとする。

ア 市・関係機関・団体等の役割

名 称	役割のあらまし
市	① 災害廃棄物発生量に関する調査・推計・集計 ② 災害廃棄物の収集及びそのために必要な措置 ③ 災害廃棄物の中間処理及び最終処分 ④ 相談窓口の設置・運営、その他市民との対応
県	① 災害廃棄物の収集・中間処理及び最終処分に関する協力 ② 市が行う被災者相談業務に関する協力 ③ その他市が行う災害時廃棄物処理対策への協力
その他衛生管理関係 団体・事業所	① 災害廃棄物の収集、中間処理、最終処分に関する協力 ② 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次 災害及び環境影響の発生防止を考慮しながらの適正な処理 ③ その他所掌業務に関する災害時の廃棄物処理対策実施のための協力

イ 市民の役割

項 目	役割のあらまし
市民・自治会及び自 主防災組織(地区復 興委員会の結成・運 営)	① 被災者の廃棄物処理対策に関する意見・苦情等の集約 ② 災害廃棄物(ゴミ・がれき)の分別・再利用のために必要な協力 ③ 発生量抑制のためのがれき処分及び処分計画への協力 ④ その他災害時廃棄物処理対策に必要な措置 ⑤ 行政・関係団体等との連絡・協議

(3) 清掃班の編成等

ゴミ及びし尿等の清掃は、市民生活部長が衛生取扱業者に委託し実施するが、災害により委託が不可能な場合又は緊急を要する場合は、行政区毎に清掃班を編成し実施する。

(4) 清掃資機材の調達

清掃資機材は、市所有のもののほか市内関係業者所有のものを借り上げるが、不足する資機材は、県又は近隣市町にあっせんを依頼する。

(5) ゴミ処理場及びし尿処理場

市の、ゴミ処理場及びし尿処理場の処理能力は次のとおりとする。

※ 主なゴミ処理場及びし尿処理場 (資料編 資料 30)

4 建築物の解体計画等他の計画との調整

災害時廃棄物処理対策の実施にあたっては、用地の確保、人員の確保、資機材の確保等に関して、各部・各機関が行う応急・復旧計画との調整が必要となる事態が予想される。

この場合、事前・事後の調整の場を想定しない限り、いわゆる「早いもの勝ち」状態となり、事態の推移に応じて、限られた用地・人員・資機材を適切に活用し最大限の効果を期待することが困難となる。そこで「調整」に関しては、次のとおり行うよう取り決める。

(1) 調整機関等

調整は、原則として市民生活部長が行う。

(2) 調整が必要な計画

災害時廃棄物処理計画との調整を行う計画は、その都度市災害対策本部が定める。なお、阪神・淡路大震災等の経験から、次のようなものが想定される。

計画名称	調整が必要となる項目	
	用 地	人員・資機材その他（関係機関・協力団体）
建築物解体計画	機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察機関 ライフライン所管部・機関、市内建設業業者
住宅供給計画	建設用地 機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察機関 ライフライン所管部・機関、市内建設業業者
公共土木施設復旧計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察機関 ライフライン所管部・機関、市内建設業業者
ライフライン復旧計画	資機材置場 要員宿舎	ライフライン所管部・機関、道路管理者、警察機関 鉄道事業者、市内建設業業者
緊急輸送計画	臨時 積替中継拠点 物資配送拠点 駐車場 要員宿舎	道路管理者、警察機関 ライフライン所管部・機関、鉄道事業者 市内建設業業者、 宮城県トラック協会（登米本吉支部） 石油等販売組合
鉄道施設復旧計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察機関 ライフライン所管部・機関、市内建設業業者
医療救護計画	—	東部保健福祉事務所登米地域事務所、登米市医師会

5 相談窓口等の活用

災害時廃棄物処理対策の実施にあたっては、建築物の解体・がれきの処理の場合の権利関係の調整業務、有害物質の安全管理指導、健康相談、衛生指導等、法律の専門家やその他の専門家による助言、若しくは協議あつせん等を必要とする場合が少なからず想定される。

そのため、市民生活部長は、関係各部長と連携し関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、各総合支所に設置する相談窓口等において、相談業務を行えるよう必要な体制の確立に努める。

第3 ゴミの処理

1 対策実施上の基本指針

市内で大規模な地震が発生した場合における「ゴミの処理」対策の実施にあたっては、次のとおり行う。

- (1) 防疫対策上緊急に収集・処理すべき「ゴミ」を最優先で収集する。
- (2) 避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集し、生活環境を確保する。
- (3) 被害の甚大な地域を最優先で収集する。
- (4) 中間処理（焼却・破碎）の緊急性が低い「ゴミ種」については、「仮置場」にいったん搬送するなどして、被災地・被災施設からの排出を最優先で行う。
- (5) 広報等を通じて、市民・事業所等の理解・協力が得られるよう事前に十分な広報活動に努める。
- (6) ゴミは分別し、可能な限りリサイクルを図り、少量化に努める。

2 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね次の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	実施内容
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 3日目まで	(1) ゴミの発生状況（要収集施設・場所、量、質等）の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 (2) 緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置 (3) 有害ゴミ発生状況の把握及び当面の危険防止措置 (4) 第一次処理対策実施計画の検討及び体制の確立 (5) 市民・事業所に対するゴミ分別・排出抑制等の協力要請及びその他収集計画に関する広報
第一次処理対策（避難所開設時期）	災害発生後 4日目以降 14日目まで	(1) 第一次処理対策の実施 ※ 避難所・医療対策施設からの収集 ※ 要配慮者利用施設からの収集 ※ その他拠点施設からの収集 ※ 被災地放置ゴミの収集 (2) 有害ゴミに対する安全対策上必要な措置 (3) 第二次処理対策実施計画の検討及び体制の確立
第二次処理対策（避難所閉鎖以降）	災害発生後 15日目以降	(1) 第二次処理対策の実施 ※ ゴミ処理施設における中間処理 ※ 仮置場における中間処理 ※ 最終処分 (2) 有害ゴミに対する安全対策上必要な措置 (3) 平時収集体制への移行

第4 がれき等の除去及び処理

1 対策実施上の基本指針

市内で大規模な地震が発生した場合における「がれき等の除去及び処理」対策の実施にあたっては、次のとおり行うが、可能な限りリサイクルを図ることとする。

- (1) 避難所等救援対策施設、被害の甚大な地域からの収集・搬出を最優先で行う。
- (2) 河川・道路等により町域を区分し、各エリアに1ヵ所以上の仮置場を確保し、搬出動線の簡略化と車両運用の効率化を図る。
- (3) 幹線道路若しくは鉄道線を利用した陸上ルートを活用を図る。
- (4) がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、可能な限り分別・減量・再利用を行い、最終処分すべき総量の最小化を図る。
- (5) 収集・搬出・中間処理（分別・減量・再利用）及び最終処分場への搬出の各場面において、近隣市町村・県・国・産業廃棄物関係業者・団体の全面的協力を得る。
- (6) がれき等の処理実施にあたっては、広報等を通じて市民・事業所等の理解・協力を得られるよう事前に十分な広報活動に努める。

2 対策実施上の時期区分

対策実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね次の4つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 3日目まで	(1) がれき等の発生状況（地域、量、質等）の把握 (2) 緊急活動用道路上の障害物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置 (3) 有害物質発生状況の把握及び当面の危険防止措置

		(4) 第一次処理対策計画の検討及び体制の確立 (5) 市民・事業所に対する排出抑制・分別処理等の協力要請及びその他処理計画に関する広報
第一次処理対策（避難所開設時期）	災害発生後 4 日目以降 14 日目まで	(1) 第一次処理対策の実施 ※ 避難所等救援対策施設からの収集・搬出 ※ 被害が甚大な地域のがれき等の収集・搬出 (2) 有害物質に対する安全対策上必要な措置 (3) 第二次処理対策計画の検討及び体制の確立
第二次処理対策（避難所閉鎖以降）	災害発生後 15 日目以降	(1) 第二次処理対策の実施 ※ 仮置場における中間処理 ※ 産業廃棄物処理許可業者による中間処理 ※ 産業廃棄物処理許可業者等による最終処分 (2) 有害物質に対する安全対策上必要な措置 (3) 平時収集体制への移行 (4) 第三次処理対策計画の検討及び体制の確立
第三次処理対策（避難所閉鎖以降）	災害発生後 2 年以内完了	(1) 第三次処理対策の実施 ※ 仮置場等における中間処理 ※ 広域的支援体制による中間処理（焼却・再生） ※ 広域的支援体制による最終処分 ※ 広域的支援体制による有害物質の処理

3 障害物の除去

(1) 道路に堆積された障害物

道路等に障害物が堆積された場合は、障害物の除去は道路管理者が行う。

ア 市（建設部）は、市道の障害物について、障害物除去班により除去する。

イ 仙台河川国道事務所は主要幹線国道の障害物を除去する。

ウ 東部土木事務所登米地域事務所は、県道及び県管轄国道の障害物について除去する。

(2) 障害物除去班の編成

建設部長は、次のとおり障害物除去班を編成する。

班長、運転手、機械操作員、土木技術者	各 1 名
作業員（消防団員も含む）	5 名
	計 9 名（1 班編成）

(3) 除去した障害物の処理

市は、除去した障害物について、次のとおり処理する。

ア 除去した障害物の集積場所はあらかじめ定めておく。

イ 除去した工作物等で、所有者等に返還する必要があると認められるものについては、必要な手続きをして、保管する。

ウ 応急活動後は、処理の進捗状況を踏まえ、がれきの粉砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

エ 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定に従い、適正な処理を進める。

オ がれきの処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

(4) 機械器具等の調達

ア 障害物の除去に必要な機械器具は、市所有のもののほか市内の業者等から借上げる。ただし、不足する場合は、県知事又は近隣市町等に応援を求める。

イ 障害物を除去するための機械操作員は、アと同様に併せて確保する。

ウ 障害物の除去に要する機械器具等の現有状況は、次のとおりである。

※ 水防資機材一覧 （資料編 資料 25）

第5 し尿の処理

1 対策実施上の基本指針

市内で大規模な地震が発生した場合における「し尿の処理」対策の実施にあたっては、次のとおり行う。

- (1) 下水道整備区域において、通水機能が確保される場合は、流下用の水を確保することによって水洗トイレ（下水道機能）を有効に活用する。
- (2) し尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、復旧までの間、避難所等に仮設トイレを設置し、し尿の処理・収集を行う。
- (3) 仮設トイレ設置にあたっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別や多目的トイレの設置、女性や子供が安全に行ける場所への設置に配慮する。
また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材及び処理場等の確保については、収集委託・許可業者の全面的な協力を得るとともに県を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。
- (5) し尿処理対策の実施にあたっては、広報等を通じて市民・事業所等の理解・協力を得られるよう、十分な広報活動を行う。

2 対策実施上の時期区分

対策実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度登米市環境事業所及び県・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね次の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	実施内容
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 3日目まで	(1) し尿の要収集施設・場所、量、質等の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 (2) 仮設トイレの補充確保及び必要な箇所への設置 (3) バキュームカーの補充確保 (4) 第一次処理対策計画の検討及び体制の確立 (5) 市民・事業所に対する仮設トイレの設置場所、利用上の留意事項及び収集計画に関する広報
第一次処理対策（避難所開設時期）	災害発生後 4日目以降 14日目まで	(1) 第一次収集対策の実施 ※ 避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 ※ 汲み取り地域からのし尿の収集 (2) し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） (3) 第二次処理対策計画の検討及び体制の確立
第二次処理対策（避難所閉鎖以降）	災害発生後 15日目以降	(1) 第二次収集対策の実施 ※ 汲み取り地域からのし尿の収集 ※ 仮設住宅からの収集 (2) し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） (3) 平時収集・処理体制への移行

第23節 教育活動

実施担当	関係機関
総務部 教育部 市民生活部	宮城県

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

市及び教育委員会並びに私立学校等設置者は、大規模な地震災害により教育施設が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実施を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等の教育対策等必要な措置を講じる。

第2 避難措置

学校等の校長等は、地震災害が発生した場合又は市長等が避難の指示等を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 在校園時の措置

(1) 地震発生直後の対応

地震発生後、児童生徒等を速やかに安全な一時避難場所に誘導するとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡を取り、引渡し等の適切な措置を講じる。

(3) 校内外活動時の対応

遠足等校内外活動時に地震が発生した場合は、引率の担当職員が適切な指示及び誘導を行う。

2 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に地震が発生した場合は、保護者等と連絡を取り、児童生徒等の安全確認及び状況把握に努める。

3 保護者への引渡し

(1) 校園内の児童生徒等への対応

警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内に保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合にのみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校園内に保護する。

第3 学校等施設等の応急措置

市及び教育委員会並びに私立学校等設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

1 小中学校等

- (1) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のため応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 市及び教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、応急復旧を行う。

2 社会教育施設、社会体育施設

- (1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 市及び教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、応急復旧を行う。

第4 教育の実施

1 小中学校等

校長等は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに臨時休業の措置をとる。また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

(1) 教育の実施場所の確保

- ア 市及び教育委員会は、校園内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。
- イ 市及び教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

(2) 教職員の確保

- 市及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。
- また、被災地域外の地方公共団体は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣するものとする。

(3) 教育の方法

- 災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

第5 心身の健康管理

市及び教育委員会は、必要に応じて県教育委員会に対して、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などを依頼し、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。

また、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

第6 学用品等の調達

市は、災害により学用品等をそう失又はき損し、就学上支障のある学校等の児童生徒等に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

第7 給食

- 1 市及び教育委員会は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。
- 2 市及び教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生日予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。

第8 修学支援

県教育委員会は、災害により被災し経済的に修学が困難な児童生徒等に対し、奨学金の貸付などにより修学支援に努める。市は必要に応じて児童生徒等に情報を提供する。

第9 通学手段の確保

教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

第10 学校等教育施設が避難所になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

- 1 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、市、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。
- 2 市は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した学校法人等とも同様の対応を講じる。

第11 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救援活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第12 文化財の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を市教育委員会に連絡する。市教育委員会は、国及び県指定の文化財については、県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 県教育委員会は、県指定の文化財について、市教育委員会と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。
- 3 教育委員会は、市指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

第24節 防災資機材及び労働力の確保

実施担当	関係機関
総務部 建設部 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模な地震災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため市及び防災関係機関は、災害時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

第2 緊急使用のための調達

- 1 市は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。
- 2 市及び各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。
- 3 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市へ要請する。

第3 応援要請による技術者等の動員

市は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

- 1 指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対する職員派遣要請手続き
市長が、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣について必要な事項
- 2 知事に対する職員派遣のあっせん要求手続き
市長は、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は、他の市町村の職員派遣のあっせいを求める場合は、次の事項を記載した文書をもって依頼する。
 - (1) 派遣のあっせいを求める理由
 - (2) 派遣のあっせいを求める職員の職種別人員数
 - (3) 職員を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第4 従事命令による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

1 知事の従事命令等

(1) 従事命令・・・応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- ア 医師、歯科医師又は薬剤師
- イ 保健師、助産師又は看護師
- ウ 土木技術者又は建築技術者
- エ 大工、左官又はとび職
- オ 土木事業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- カ 鉄道事業者及びその従事者
- キ 自動車運送事業者及びその従事者
- ク 船舶運送事業者及びその従事者
- ケ 港湾運送事業者及びその従事者

(2) 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- ア 応急措置を実施するため、特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。
- イ 応急措置を実施するため、特に必要と認められる物資で、知事はその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

(4) 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

第25節 公共土木施設等の応急対策

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部 産業経済部 教育部	東北地方整備局 宮城県 東日本高速道路（株） 東日本旅客鉄道（株）東北本部

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

市の施設、道路、鉄道等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設の管理者については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第2 交通対策

1 道路

道路管理者は、情報板などにより、地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、緊急輸送道路や避難時へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

2 乗客等の避難誘導

道路管理者のほか、鉄道施設の管理者は、列車等の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

なお、避難誘導方法については、冬季は経路上の積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

第3 道路施設

1 一般道路

(1) 一般道路における対応

ア 緊急点検

道路管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

イ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ウ 二次災害の防止対策

道路管理者は、地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

エ 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、国及び県との情報の共有化に努める。

(2) 農道及び林道における対応

- ア 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。
- イ 幹線農道は避難路・延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。
- ウ 道路管理者は、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

第4 河川管理施設

1 緊急点検

河川管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況を把握する。

2 二次被害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた箇所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

第5 砂防等関係施設

県は、地震発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次被害の防止に努める。

また、市はパトロールを実施し、異常のある場合は管理者に報告して二次災害の防止に努める。

第6 ダム施設

1 臨時点検

管理者は、地震発生後直ちにダムの臨時点検を実施する。

2 二次災害の防止対策

管理者は、地震発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握する。また、ダム施設が被災した場合においては、市や関係機関等に通知するとともに被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。

第7 林道、治山施設

市及び県は、地震発生後に、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第8 鉄道施設

鉄道事業者の措置は次のとおりである。

1 旅客及び公衆等の避難

- (1) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。
- (2) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所へ誘導指示があった場合及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

2 消防及び救助に関する措置

- (1) 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
- (2) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- (3) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

3 運転規制の内容

- (1) 一定以上の地震動が感知された場合、列車の運転を中止し、点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。
- (2) 列車の運転方法はそのつど決定する。

第9 農地、農業用施設

市及び県は、農地、農業用施設に係る二次被害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による、被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 地震により、農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等、重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
 - (1) 堤防・水路
堤防の法崩れのある場合は、腹付工事及び土止杭柵工事を行う。また、水路については、仮水路の掘削、既製品等の布設工事及び排水ポンプによる揚排水作業（応急）を行う。
 - (2) 農道
 - ア 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。
 - イ 幹線農道は避難路・延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。
 - ウ 道路管理者は、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。
- 3 二次災害防止のための、施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第10 都市公園施設

都市公園施設管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路、広域防災拠点となる公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第11 廃棄物処理施設

- 1 市は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 県は、市が行う一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。
- 3 市は、県の協力を得て、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 4 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 5 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第12 被災建物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

市は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、県、関係団体等との連絡体制整備に努める。

- 1 被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に市が実施し、必要に応じて県に各種支援を要請する。
- 2 市は、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。
なお、判定の実施にあたっては、庁舎等や避難所に指定されている公共施設等について優先的に実施し、次いで住宅等の建築物について判定を行い、危険性が高い建築物については避難を促す。
- 3 被災宅地の危険度判定業務は市が実施し、県は必要な支援を行う。
- 4 県は市の要請を受け、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。

第13 市自らが管理又は運営する施設に関する方針

- 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設
市が管理する庁舎、病院等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。
 - (1) 市民の安全確保のための退避等の措置
 - (2) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - (3) 出火防止措置
 - (4) 消防用設備の点検、整備
 - (5) 非常用発電機の整備、情報を入手するための機器の整備
 - (6) 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

第26節 ライフライン施設等の応急復旧

実施担当	関係機関
総務部 上下水道部 産業経済部	東北経済産業局 宮城県 N T T 東日本（株）宮城事業部 東北電力ネットワーク（株）栗原登米電力センター （一社）宮城県L P ガス協会（登米L P ガス協議会） 日本水道協会宮城支部 登米市管工事業協同組合

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模な地震災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、市民の生命、身体、財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、市、県及びライフライン事業者等は、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次被害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら、機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

なお、市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I S の活用等による情報提供に努める。

第2 水道施設

1 被害発生 の把握及び緊急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、漏水等の被害があれば直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに応急復旧計画策定、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

2 水道事業者等は、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

3 県は、市から応急復旧活動に必要な資機材、技術者等について応援要請があった場合は、（公社）日本水道協会宮城県支部、登米市管工事業協同組合と連携を図りながら水道事業者間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要があると認める場合には、国土交通省等に対して支援を要請する。

4 水道事業者等は、断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。

また仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。

- 5 水道事業者等は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、放送媒体等を通じて住民に周知する。
- 6 市及び水道事業者等は、(公社)日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づき応急復旧活動の応援要請を行う。

第3 上下水道施設

1 応急活動体制

管轄する上下水道施設に、地震災害が発生した場合は、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

市のみで対処し得ない場合は、近隣市町村及び県に対し、資機材及び職員の応援を要請する。

2 緊急活動

地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害の未然防止と安全確保を目的として緊急防止活動を行う。また、関係機関等の連携による応急復旧活動を迅速かつ的確に行う。

3 応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、応急復旧対応の内容を決定(専門技術を持つ人材の活用等)し、復旧工事を実施する。

(1) 管渠

市は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努めるとともに、管路の沈下、マンホールと路面の段差等により交通安全上支障となる箇所について道路管理者と協議の上、バリケードの設置、陥没部の補修、通行規制など必要な措置を講ずる。

(2) ポンプ施設、浄化センター

市は、ポンプ施設、浄化センターの構造、機能的被害を調査の上、非常用電源の確保など下水処理機能の回復に努める。

(3) 応急便所、応急処理施設

下水道管渠やポンプ施設、浄化センター等が復旧するまでの対応として、下水管渠等の使用可能な近隣地区の公共施設や大規模商業施設等にトイレの使用を依頼し、臨時トイレとする。臨時トイレを確保することができない場合は、仮設トイレ等を設置する。

4 資機材の確保

災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急用資機材について民間業者との連携を密にし、必要な資機材を確保する。

5 広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、防災行政無線、緊急告知ラジオ、広報車等によって地域住民への適切な広報に努める。

第4 電力施設

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

2 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、他支店に応援を要請する。

3 広報活動

災害時は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

6 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事の実施

災害時における具体的応急工事については、ヘリコプター、車両等の機動力を活用し、応急復旧用資材、移動用機器、流用可能機器、貯蔵品等を用いて応急復旧等を迅速に行う。

(3) 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して、実施する。

第5 ガス施設

1 災害時の活動体制

地震等の災害が発生した場合、液化石油ガス販売事業者、消防関係機関、警察署等はガス漏れ等

の事故による二次災害を防ぐため、応急措置を迅速かつ適切に講じ得るよう緊急連絡体制、出動体制等を確立する。

2 災害時の応急措置

液化石油ガス販売事業者は保安要員を確保し、消防機関と協力し非常体制を確立するものとし、液化石油ガス施設による災害が発生しないよう次の対策を講じる。

(1) 応急措置と応援要請

直ちに緊急資機材の確認と、情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、（一社）宮城県ＬＰガス協会の登米ＬＰガス協議会（会長）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合第二支所に連絡する。

供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに（一社）宮城県ＬＰガス協会の登米ＬＰガス協議会（会長）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合第二支所に応援要請の措置をとる。

(2) 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した安全器の復旧を含めた各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部はずれの有無等）の把握に努め、結果は、（一社）宮城県ＬＰガス協会の登米ＬＰガス協議会（会長）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合第二支所に応援要請の措置をとる。

(3) 応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者についての情報を（一社）宮城県ＬＰガス協会の登米ＬＰガス協議会（会長）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合第二支所から入手し、応援に急行する。

(4) 情報の提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、（一社）宮城県ＬＰガス協会の登米ＬＰガス協議会（会長）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合第二支所に適宜、情報の提供を行う。

※ （一社）宮城県ＬＰガス協会連絡先一覧表 （資料編 資料5）

3 災害時の広報

災害時には、施設やボンベ等の被害状況を把握し、必要に応じガスの緊急遮断、警戒区域の設定及び住民の避難等を実施するが、ガスによる二次災害の防止、市民の不安除去のため、広報車による巡回を実施するほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くして、被害地区におけるガス使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて適宜、情報の提供を行う。

4 （一社）宮城県ＬＰガス協会は、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努めるほか、次の対策を講じる。

- (1) 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施
- (2) 応急供給の実施
- (3) 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告
- (4) 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入調整

(5) 二次災害防止のための広報活動

- 5 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

第6 電信・電話施設

電気通信設備が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 応急対策の内容

通信設備の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

- (1) 非常用可搬型交換装置の出動
- (2) 可搬型無線装置などの出動
- (3) 移動電源車の出動
- (4) 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

(1) 最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。

(2) 災害時衆電話の設置

ア 市指定の避難所等に、必要に応じて特設公衆電話を設置する。

イ 孤立化する地域をなくすため、地域毎に特設公衆電話を設置する。

ウ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(3) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

イ 被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。

ウ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」、「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第27節 危険物施設等の安全確保

実施担当	関係機関
総務部 消防本部	東北経済産業局 宮城県 佐沼警察署 登米警察署 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 県毒劇物協会

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

第2 住民への広報

市、県及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

第3 危険物施設

1 陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

2 災害発生事業所等における応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害時、速やかに消防署、市及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者に対し注意喚起を行う。
- (2) 自衛消防隊、その他の要員により消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

第4 高圧ガス施設

- 1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、地震発生後、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。
- 2 県は、地震の規模・様態、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置が取られるよう調整、指導、助言する。

- 3 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

第5 火薬類製造施設等

- 1 火薬類製造等の事業者は、大規模地震発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。
 - (1) 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。
 - (2) 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、貯蔵状態の異常の有無を緊急確認する。
- 2 消防本部は、火薬類を取り扱う事業者に対し、二次災害防止のため、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導助言を行う。
- 3 消防本部は、関東東北産業保安監督部東北支部と連携し、災害発生の防止又は公共の安全維持のため必要があると認められるときには、火薬類の製造業者、販売業者及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。

第6 毒物劇物貯蔵施設

- 1 市は、毒物劇物貯蔵施設から毒劇物が漏えいした場合、又は消防本部が火災処理中に中和剤や防毒マスク等が必要となった場合は、県を通じて毒劇物協会に必要な資機材の供給を要請する。
- 2 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。
- 3 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。
- 4 市は県の指示に基づき、災害による毒物劇物の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、二次災害について注意喚起を行う。

第7 環境モニタリング

県は、有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。

- 1 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- 2 環境大気中の有害物質等のモニタリング

第28節 農林水産業の応急対策

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部	宮城県 東部地方振興事務所登米地域事務所

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模地震により、農業生産基盤、林道等への施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害や燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、市、県、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

第2 農 業

1 市の役割

- (1) 農業関係団体等は、農業災害に係る応急対策を行う。
- (2) 市は、県の指導助言を得て、病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

2 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 活動体制

農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期するため市は、必要に応じて市に「農林業災害対策本部」等を設置し、県、農協等関係機関・団体と緊密な連携のもとに災害対策を講じる。

4 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

営農用農業機械については、必要に応じて農業協同組合及び生産集団等が保有するものについて、相互調整を行うとともに、営農用機材の購入あっせんを行う。

(2) 営農用資材

ア 水稻種子は、必要に応じて播種可能な期間中に、直ちに対応できるよう購入あっせん等の対策を講じる。

イ 野菜種子は、必要に応じて購入のあっせん等の対策を講じる。

ウ 農薬、肥料については、必要に応じてその不足量数の購入のあっせん等の対策を講じる。

5 家畜伝染病の発生予防

- (1) 東部家畜保健衛生所長は、家畜の伝染性疾患の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認められるときは、家畜の検査、注射又は薬浴を実施する。

(2) 防疫措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防疫措置を講じさせる。

ア 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

イ 殺処分又は死体の焼却、埋却

ウ 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

6 死亡家畜の処理

- (1) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県は死亡家畜の検査を行う。
- (2) 死亡家畜が伝染病でない場合、県は家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場又は化製場へ搬送させ、適正に処理させる。
- (3) 死亡獣畜取扱場又は化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適正な処理を指導する。
- (4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については、市が行い、県は、市から要請があった場合、必要な指導・助言、その他の支援を行う。

7 応急技術対策

(1) 農作物

ア 水稻

- ① 用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。
- ② 軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を行う。

イ 畑作物

- ① ほ場の復元に努める。
- ② 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不可能な場合は、代替作物等の手当てを行う。

ウ 果樹

被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。

エ 施設園芸

- ① 保温期間中の室温、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。
- ② 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。
- ③ 暖房機を稼働させるための電源を確保する。
- ④ 給水源等を確保する。
- ⑤ 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。

(2) 畜産

ア 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。

- ① 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。
- ② 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。

- イ 倒壊サイロでは、サイレージの腐敗防止対策を行うなど、飼料の確保に努める。
- ウ 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水源を確保する。
- エ 酪農、ブロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達などにより、搾乳機械やバルククーラー、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップなどの電源を確保する。
- オ 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。
- カ 指定生乳生産者団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。
- キ 飼料運搬車及び集乳車の運行路を確保する。

第3 林業

- 1 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。
- 2 市は、県の指導・助言を得て、林産物生産者・団体等と協力して、地域における応急対策を実施する。

第4 水産業

- 1 応急対策
 - (1) 水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。
 - (2) 市は、県の指導・助言を得て、水産物生産者・団体等と協力して、地域における応急対策を実施する。
- 2 資機材の確保

市は、必要に応じ、補修資機材の購入あっせん等、速やかな供給体制の整備を図る。
- 3 応急技術対策

生産者・団体等は、施設の早期修理と水産物の適正な生産管理に努める。

第29節 二次災害・複合災害防止対策

実施担当	関係機関

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

市は、災害発生中にその拡大する災害など、二次的に生ずる災害の拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

第2 二次災害の防止活動

1 市及び県又は事業者の対応

- (1) 市及び県又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信設備）及び公共施設（道路、鉄道、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 市は、県の助言を得て、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止を実施するとともに、県の指導を得て、ライフライン復旧時における火災警戒等を実施する。
- (3) 消防団員、水防団員、警察官、自衛隊員や市職員など、救難・救助・パトロールや支援活動にあたる関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (4) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、併せて被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) 水道事業者等は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、浄化センター被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (7) ガス事業者は、ガスの漏えいによる火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。
- (8) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信の疎通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (9) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による土砂災害の発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

(2) 点検の実施

市は、地震、降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施

する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水進入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

なお、市は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市が適切に避難情報の発令の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

5 有害物質等

市及び県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

6 地震・誘発地震

市及び県又は事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

7 空き家等

市は、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第3 風評被害等の軽減対策

- 1 市及び県は、地震、原子力災害等による被害地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第30節 応急公用負担等の実施

実施担当	関係機関
総務部 消防本部 消防団	宮城県 佐沼警察署 登米警察署

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模地震災害時において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

第2 実施責任者

- 1 応急公用負担等の権限の行使は、市長が行う。
また、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。
なお、災害の発生により市が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の応急公用負担等を知事が代わって実施する。
- 2 市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいないとき、又は市長等から要求のあったときは、警察官が、応急公用負担等の権限を行使することができる。この場合には、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
- 3 消防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担等の権限の行使は、消防吏員、団員が行う。
- 4 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担等の権限の行使は、水防管理者、消防団長、又は消防長が行う。
- 5 総務部長は、応急公用負担等の総合調整を行う。

第3 応急公用負担等の権限

- 1 市長
 - (1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。
 - ア 市の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
 - イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置。
 - ウ 市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。
 - (2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。
- 2 警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

市長若しくはその権限の委任を受けた市の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知

しなければならない。

3 消防吏員、消防団員等

(1) 消防吏員、消防団員

ア 火災が発生した場合、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限する。

イ 火災の現場付近に在る者を、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること。

(2) 消防長、消防署長

ア 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

イ 消火若しくは延焼防止又は人命救助のために緊急の必要があるとき。

4 知事

(1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。

ア 被災者の救援、救助その他保護に関する事項

イ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

ウ 施設及び設備の応急復旧に関する事項

エ 清掃、防疫その他保護衛生に関する事項

オ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

(2) 災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1)に定める市長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

5 指定地方行政機関の長

応急措置を実施するため特に必要があると認められるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

第4 立入検査等

1 市長は、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合において、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用する必要があると認めるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は物資を保管する場所に立入り検査をさせることができる。

2 市の職員が、1により立ち入る場合は、その職員は、あらかじめその旨を当該場所の管理者に通知しなければならない。

3 市の職員が、1により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 市長は、必要と認めるときは、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取る ことができる。

第5 公用令書の交付

- 1 市長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分を行う場合は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- 2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）。
 - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定。
 - (3) 従事命令にあっては、従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあっては、保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- 3 市長は、公用令書を公布した後、当該公用令書に係る処分を変更し、又は取消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を公布しなければならない。
- 4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

第6 応急公用負担等の手続等

- 1 人的公用負担は、相手方に口頭で指示する。
- 2 物的公用負担は、次により行う。

種 類	手続きの内容
工作物等の使用 収用	(1) 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者等に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。ただし、緊急の場合は、事後において速やかに通知する。 (2) 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のとき、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、市又は土地建物等の所在した場所を管轄する佐沼警察署又は登米警察署に掲示し、通知に代える。
工作物等の障害 物等の撤去	(1) 市長、警察官又は自衛官が、障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、市長、警察署長又は自衛隊の部隊の長は、適正な方法で保管する。 (2) 保管した場合、当該工作物等の占有者その他権限を有する者に対して、返還するために必要な事項を公示する。 (3) 保管した工作物等が、滅失し、若しくは破損する恐れがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要する場合は当該工作物等を売却し、その代金を保管する。 (4) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。その費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

	(5) 工作物等の保管に関する公示の日から起算して、6ヶ月を経過してもなお、当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、市長が保管する工作物等は市に、警察署長が保管する工作物等は県に、自衛隊の部隊の長が保管する工作物等は国に帰属する。
--	---

第7 事前措置計画

事前措置計画は、災害が発生する恐れがある場合、災害が拡大する恐れがあると認められる設備又は物件に対する事前措置について定め、災害の拡大を防止することを目的とする。

- 1 市長は、災害が発生する恐れがあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示できる。
- 2 佐沼警察署及び登米警察署は、市長から要請があったときは、事前措置の指示を行うことができるが、この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第8 損失補償及び損害補償等

- 1 市長は、地域内において、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。
- 2 市長は、区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合については、実費弁償は行わない。ただし、応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第31節 海外からの支援の受入れ

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 市民生活部 医療局 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

市は、大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。

第2 海外からの救援活動の受入れ

市は、海外からの救援活動の受入れに際し、以下の事項について情報収集を行い、県に報告するなど、連携を図る。

- (1) 救援を必要とする場所及びその緊急性
- (2) 現地までの交通手段及び経路の状況
- (3) 現地の宿泊の適否等
- (4) 必要な携帯品等
- (5) その他必要と思われる事項

第3 救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、県と連絡調整を図りながら対応する。

- 1 救援隊の派遣内容
 - (1) 協力内容、人数、派遣日程
 - (2) 受入方法
 - (3) 案内、通訳の必要性
- 2 救援物資の内容
 - (1) 品名、数量
 - (2) 輸送手段、ルート
 - (3) 到着予定

第4 関係機関との協力体制

海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、警察、消防、自衛隊等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。